

14. 4-424



1200501205887

14.4

424

東京市下水道事業年報
昭和十五年
第九年度



始



14.4
424

第十五回(昭和九年度)

東京市下水道事業年報

東京市役所



東京市下水道事業年報第十五回



東京市役所
贈本

14.4 424

目次

第一章 總 說 一

 第一節 本市下水道沿革 一

 第二節 東京市下水道改良事業 四

第二章 東京市下水道設計 一〇

 第一節 東京市下水道設計 一〇

 第二節 郊外下水道設計 一三

 第三節 郊外に於ける舊各町別下水道設計 一六

第三章 事業 二六

 第一節 總 說 二六

 第二節 施行濟の事業 二七

正 誤 表

頁	行	誤	正
六四表ノ六	一二	汚泥。唧筒	汚水。唧筒
八四	一二	水 汚	汚 水
一三三表ノ一	一	所屬 / 職名	職名 / 所屬
統計	一三	二、二九九	三、二九九
二六	一五	二六、四四七	二七、四四七
三一	一二	三、四六・六六	三、四六・六六
三四	一〇	六、〇〇四	六、〇〇四
三六	末行	三、〇二五	二、〇二五
三七	第一表ノ	一〇七・三一	一〇七・三一
四〇	一五	一九四	一九三
四三	一四	計畫。裝置	計畫。裝置
五六	一七	計畫。裝置	計畫。裝置



事業年報第十五回

第三節 施行中の事業	二九
第四節 未着手事業	五〇
第五節 郊外下水道調査	五一

第四章 設 備

第一節 管 渠	五五
第二節 唧 筒 場	五九
第三節 汚水處分場	六六
第四節 設備費其他	七七

第五章 作 業

第一節 管 渠	七九
第二節 唧 筒 場	八一
第三節 汚水處分場	八三
第四節 排 水 場	八六

第五節 水質試験	八八
第六節 公設下水道の自費工事	九〇

第六章 私設下水道

第一節 總 說	九六
第二節 普及宣傳	一〇一

第七章 公共溝渠

第一節 總 說	一〇三
第二節 分布狀況	一〇四
第三節 維持管理	一〇六

第八章 下水道と使用許可

第一節 總 說	一〇九
第二節 公設下水道の使用許可	一〇九

第三節 公共溝渠の使用許可…………… 四…………… 一一

第九章 財務…………… 一一

第一節 總水説…………… 一一

第二節 歳入…………… 一六

第三節 歳出…………… 一〇

第四節 財産…………… 一三

第十章 職制…………… 一三

第一節 沿革…………… 一三

第二節 現在の事務分掌…………… 一六

第三節 従業員…………… 一三

第十一章 施設物參觀…………… 一五

東京市下水道事業各種統計

(目次)

附録目次

圖面

一、東京市改良下水道敷設現況圖(昭和九年度末現在)

寫眞

一、品川區西品川二丁目在來下水

二、品川區西品川二丁目在來下水改修工事(竣功ノ分)

三、目黒區中目黒一丁目在來下水改修工事

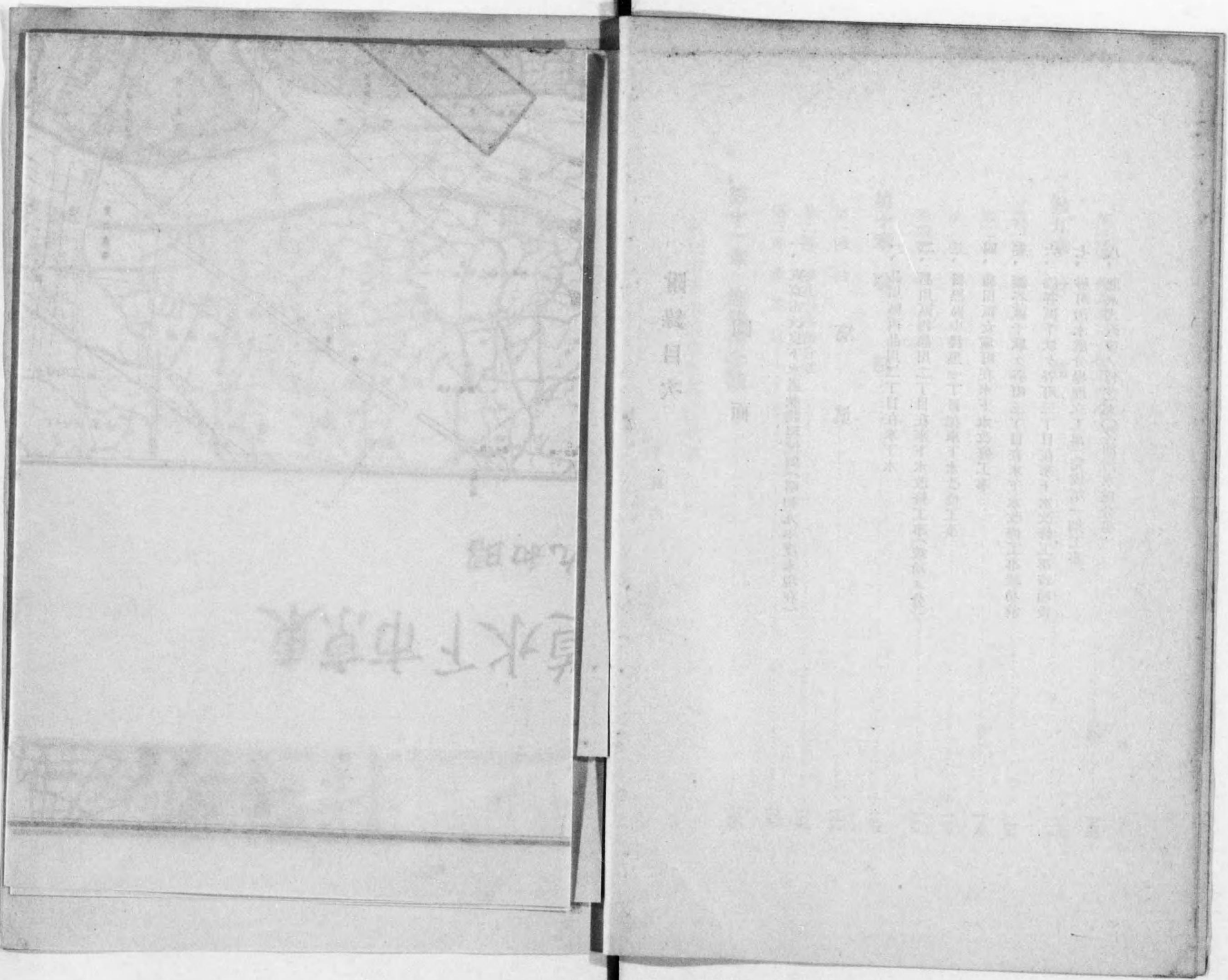
四、蒲田區女塚町在來下水改修工事

五、澁谷區千駄ヶ谷町三丁目在來下水改修工事竣功前

六、澁谷區千駄ヶ谷町三丁目在來下水改修工事竣功後

七、砂町污水處分場埋立工事(完成第一期工事)

八、進水式直後ノ竹芝丸(芝浦污水處分場)



東京市下水

東京市下水

九和路



圖況現設敷道水下水
在現末度年九和昭





水道敷設現況圖

昭和九年末現在

露光量違いの為重複撮影



露光量違いの為重複撮影



敷道水市京東

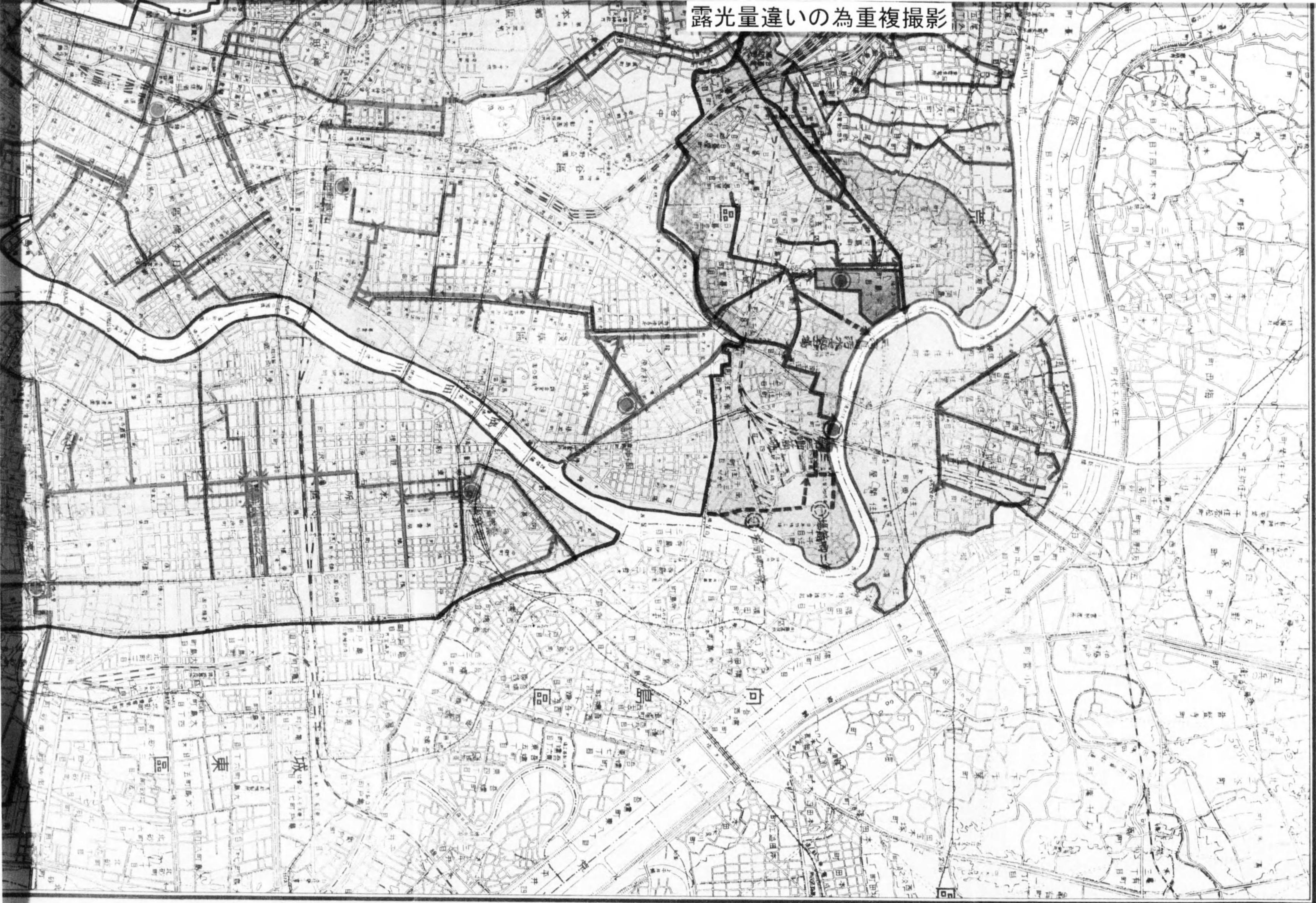
度年九和昭

露光量違いの為重複撮影



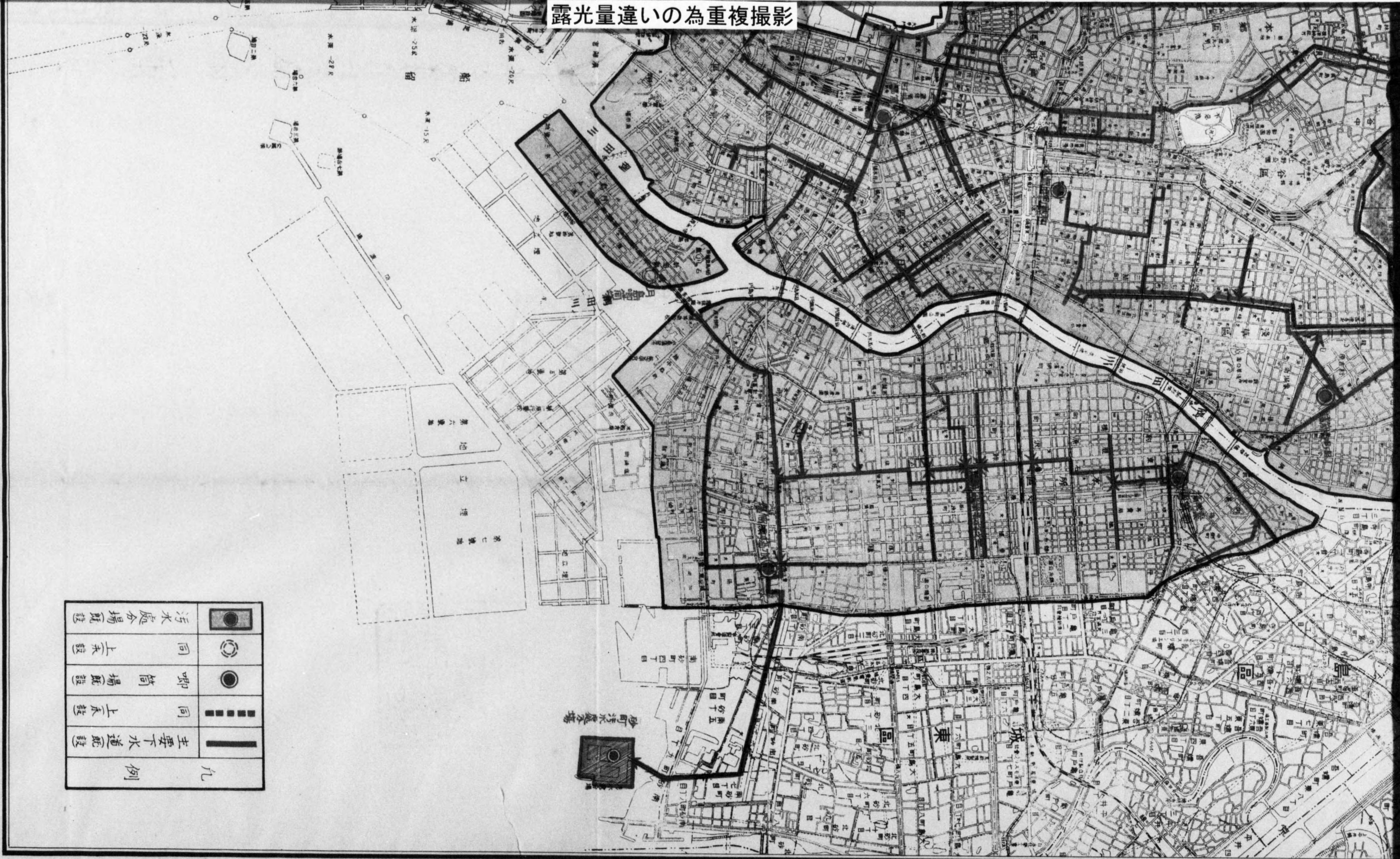
敷道水市京東

度年九知昭



露光量違いの為重複撮影






露光量違いの為重複撮影

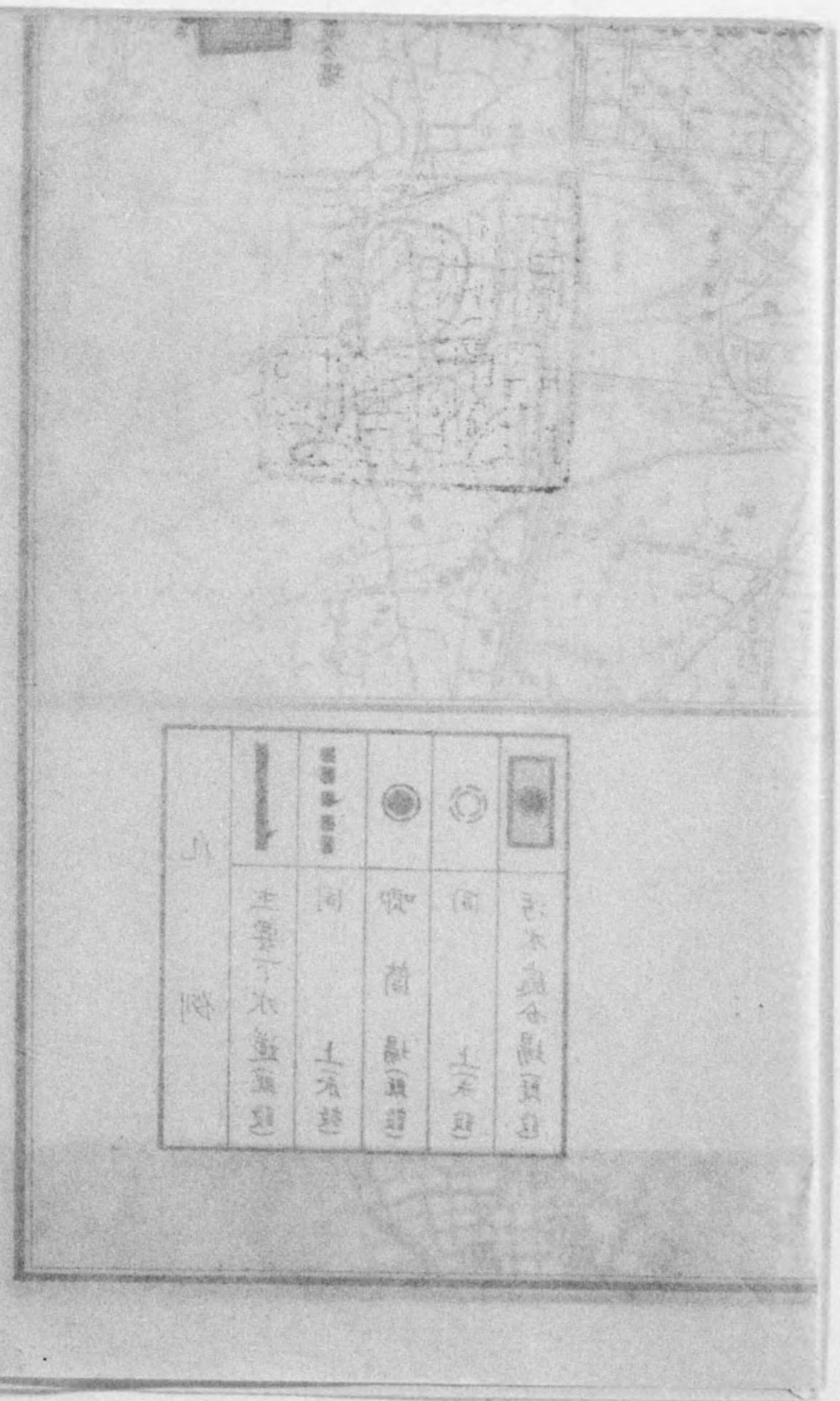


九	例	主要下水道施設	同	上承設	同	上承設	同	污水處分場施設
		■	■	■	●	●	○	■
					○	○	○	○
		同	同	同	同	同	同	同
		同	同	同	同	同	同	同
		同	同	同	同	同	同	同
		同	同	同	同	同	同	同
		同	同	同	同	同	同	同
		同	同	同	同	同	同	同
		同	同	同	同	同	同	同

露光量違いの為重複撮影



九 例		主要下水道施設
		同上 上水施設
		唧筒場施設
		同上 上水施設
		汚水處分場施設



第一章 總說

第一節 本市下水道沿革

(一) 緒論

文明國の都市に在つては其の公衆の保健衛生及防火設備として最も發達した上水及下水を有しなればならぬ。我が東京市は三百有餘年の昔小石川水道（神田上水）を有し次で玉川上水を通じ更に千川上水を管み不完全ながらも上水供給の設備を有したのは聊か誇示するに足るものがあつたが、下水排除の施設に至つては多く留意せられず唯溝渠濠池が主として舟運及防備の目的を以て經營せられ一面排水の需要に應じたに過ぎない。本市の改良下水道は此等の幼稚な下水疎通の昔から幾多の變遷を経て今日に至つたのであるが、徳川家康江戸入國以前から江戸時代の溝渠開設に従事した時代、更に明治、大正、昭和の世に於ける近代的な下水道事業進展の概要を年代順に摘記すれば次の通りである。

(二) 江戸時代

東京市の前身である江戸が都市を形成するに至つた發端は今から約四百八十年前後花園天皇の昔太

田道灌の江戸築城（自康正二年至長祿元年）後とすべきであるが、當時の江戸は所謂水郷の一聚落の状態に過ぎなかつた。利根川、荒川の水脈を承けて城東を流れる隅田川は沮洳多く蘆洲、荻渚點在し、一面日比谷より東南の方濱町、靈岸島、南八丁堀、築地濱等の地は海濱に屬して居て沼澤極めて多かつた。城南は溜池に遮られ、西北に長延寺谷地、小石川末池あり、北に不忍池、下谷姫ヶ池、千束池等相連なり野水所在に交流して恰も江戸城を圍繞するの觀があつた。

當時太田氏は其の城市を經營するや先づ専ら防備・通船の目的を以て地形の整理を爲したのであつたが、天正十八年徳川家康の入國するに及び頓に一新機運を啓いて比較的大規模の市區城池の築造を見るに至つた。即ち町割及溝渠の開設と共に壘壘を營み、道三河岸より日本橋川を浚深し次で小名木川の水路を開鑿して中川に通じて以て運輸に便ならしめた。慶長八年には神田山を削つて濱町以南の海を埋立て溝渠を通じ、斯くして南、品川より北、神田の原に至り東、淺草より西、田安ヶ原に及び市街の連續を見たのである。同十七年には南八丁堀、三十間堀を開鑿し次で元和六年神田臺を掘鑿し江戸川の水を東北に疎流せしむる等單に城防の目的に止まらず排水の用に供した。降つて寛永十九年も龍口より錢瓶橋に至る溝渠を修築した。

明歴三年の江戸大火に因つて市街は概ね焦土に歸したが、幕府は此の機會に市區の整理改正を行ふと同時に新渠を鑿修し築地、赤坂、小日向の濕地を埋立てた。萬治二年堅川、横川、南北割下水を疏

通し、寛文四年飯田町溝渠を修し、同八年新堀川次で三味線堀、淺草新堀を造り、元祿十年に至つて仙臺堀（十間川）、油堀を疏鑿し以て通船及排水に便したことは何れも大江戸經營事業中に於ける重要な事蹟である。

（三）明治維新後の下水道

新帝都東京に於ける諸般の設備が整ふにつれ衛生的施設促進の機運漸く熟するに至つた。明治五年時恰も銀座に大火あり、此の機會に於て街衢修築と共に兩側の下水を洋風の設備に改めたのが近代的溝渠の始まりであつたが、下水道施設の緊要なるを感知したのは明治十年都下虎疫大流行後の事である。明治十六年四月卅日内務省は東京府に對し水道溝渠等の改良を令達し府は翌年内務省傭工師和蘭人デレーケ氏の意見を徵し先づ神田區通鍋町、鍛冶町以西及龍閑町新町以北の地に分流式下水道を布設するに至つた。之れ所謂神田下水の端緒であつて翌十八年更に通鍋町、鍛冶町以東、龍閑橋筋、新川以北、濱町川筋、新川以西の區域に亘り煉瓦管、陶管及附屬裝置を施設し十九年進んで神田區錦町、美土代町に施工せんとしたが國庫補助の關係上中止するの止むなきに至つた。

斯の如く朝野輿論は帝都東京市の保健衛生の問題を調査研究し施設が促進せられて來たのであるが、明治二十一年八月東京市區改正條例が公布せられ委員會の組織が成立すると、委員長芳川顯正氏は上水を改良し下水を疎通するは市區改正事業の内重要な位置を占むるもので一日も忽諸に附すべか

らざる所以を宣明し、次で委員会は更に上下水道設計委員会を設け内務省備工師バルトン氏を主任とし長與專齊、古市公威、原口要、山口半六、永井久一郎、倉田吉嗣の各氏七委員に専ら之が調査を囑託した。斯くて該委員等は明治二十二年七月分流式下水道設計を内容とする第一報告書を發表した。爾來市區改正委員会は數回審議を重ねたのであるが、當時上水道の施設は特に緊急なりと認められ下水道に先んじて解決せらるゝ事となつた。之が爲巨額の改良費を要するので汚水排除の計畫は暫く之を延期し他日を待つこととなし、單に年々若干の費額を投じて適宜雨水疎通の方法を講じつゝあつたのは甚だ遺憾であるが又止むを得ないことである。

第二節 東京市下水道改良事業

上述の如く上下水道事業は先づ上水より着手せられたのであるが明治三十二年上水道の工事が竣工すると茲に再び下水道の企画に入り、其の第一歩として同年より三十七年に亘り實地の測量及材料の蒐集をなし計畫に要する諸般の準備が整ふに及び、三十七年二月十日東京市區改正委員会は其の決議を以て工學博士中島銳治氏を臨時委員に推し東京市下水道設計の調査を囑託した。そこで中島博士は工學士茂庭忠次郎氏外數氏と共に鋭意其の調査に努めた結果、四十年三月二十九日に至り同氏の下水道設計案成り調査報告書の提出を見委員会は之れを設計、財源及衛生の三部門に分ちて審査考究する

一方、東京市會も亦調査委員会を設けて研究に従事したのであるが、同年十二月市區改正委員會議を經次で四十一年三月内閣の認可を得たので茲に初めて新時代に適應した下水道事業の確立を見るに至つたのである。

斯くて明治四十二年九月東京市會は下水道改良工事費半額國庫補助詔諭方意見書を内務大臣に提出し、同年十月下水道施設調査會、四十三年五月改良下水道施設準備委員会を設置して數次の審議を重ねた結果、本市下水道の築設は財源の關係上分割して逐次施行するを適當と認め第一期事業として第二區より着手するの方針を採り、四十四年五月總工費六百十三萬圓及四十四年より四十八年に至る五年繼續事業の年度割を可決し次で内務、大藏兩大臣の許可を得たので直に下水改良事務所を設置して事務を採る事になつた。然し乍ら原設計は明治十九年以降三十八年に至る二十箇年間の雨量統計を基礎としたもので、其の後四十一年より四十四年に亘り大雨頻發の事實に遭遇し且つ市街交通其他諸般の状態も幾多の變遷を見たので、原設計の一部を變更するの必要を生じ種々比較研究を試みた結果新に設置された下水道工事顧問會の意見等を參酌して變更案を作り、總工費を六百八十萬圓に改め繼續年期を大正七年度迄延期するの計畫を建て、大正二年六月市會の決議を経て内閣に具申し同十一月内務、大藏兩大臣の認可を得て、茲に漸く第一期下水道改良工事を開始するに至つたのである。

其の後歐洲戰亂に伴ふ物價騰貴の爲め豫算を千五百萬圓に増額する等幾多の困難に遭遇したのであ

るが、大正十一年三月には三河島汚水處分場の一部運用を開始するに至り事業略々完成に近づいたが震災の爲め打切となり帝都復興事業に引継がれたのである。第一期下水道改良工事以來の事業の認可關係其他を表示すれば次の如くである。

事業名	築造認可		都市計畫認可		都市計畫事業認可		認可事業費	施行年度	地域
	年月日	番 號	年月日	番 號	年月日	番 號			
第一期下水 道改良工事			明治四十四年三月三日 (市區改正) 認可 内閣批 第三二號		明治四十四年三月三日 (市區改正) 認可 第三一八號		一五,〇〇〇,〇〇〇円	至明治四十四年 至大正十二年	第二區
下水道一部 改良工事			同		大正十四年三月三日 (市區改正) 認可 第一六二號		一五,〇〇〇,〇〇〇	至大正十四年 至同九年	第一區
第二期下水 道改良工事			同		大正十四年三月三日 (市區改正) 認可 第一五九號		一五,〇〇〇,〇〇〇	至大正十四年 至同九年	第一區
帝都復興下水 道改良工事			大正二十二年三月三日 第七九五號		昭和十四年三月三日 第七九七號 昭和十五年三月三日 第七九七號 昭和十六年三月三日 第七九七號 昭和十七年三月三日 第七九七號		一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	至大正二十二年 至昭和六年	下町一帯

事業名	築造認可		都市計畫認可		都市計畫事業認可		認可事業費	施行年度	地域
	年月日	番 號	年月日	番 號	年月日	番 號			
繼續都市計畫 速成工事	昭和五年三月三日	内務省東衛 第一五〇三號	同		昭和十四年三月三日 第一四〇號 昭和十五年三月三日 第一五三〇號 昭和十六年三月三日 第一五三〇號 昭和十七年三月三日 第一五三〇號		五,七四〇,六九五	至大正十四年 至昭和九年	神田、日 本橋、京 深川各區 ヲ除ク市 内各方面
管渠移轉工事					昭和十四年三月三日 第一四〇號		二,四五五,九二	至大正十四年 至昭和五年	第二區
下水道應急整 理工事					昭和十四年三月三日 第一四〇號		一,〇〇〇,〇〇〇	至大正十五年 至昭和四年	區劃整理 ノ設下 管既
失業救済工事 昭和二年度	昭和四年三月三日	内務省東衛 第一〇三號	大正二十二年三月三日 第七九五號		昭和二年三月三日 第一二〇號		五五五,一〇八	昭和二年 昭和三年	山ノ 方手
失業救済工事 昭和三年度	昭和四年三月三日	内務省東衛 第一〇三號	同		昭和三年三月三日 第一二〇號		四六二,六三四	昭和三年 昭和四年	
失業救済工事 昭和四年度	昭和五年三月三日	内務省東衛 第一〇三號	同		昭和四年三月三日 第一二〇號		一,九三三,四四〇	昭和四年 昭和五年	
昭和五年度 速成工事	昭和五年三月三日	内務省東衛 第一〇三號	同		昭和五年三月三日 第一二〇號		三,〇〇〇,〇〇〇	至昭和五年 至同七年	市内三十 箇所
第二期改良速成 工事	昭和六年三月三日	内務省東衛 第一二九號	同		昭和六年三月三日 第一二九號		八,〇〇〇,〇〇〇	至昭和八年 至同五年	市内七十 箇所
失業救済工事 昭和六年度 (冬期)	昭和七年三月三日	内務省東衛 第八三號	同		昭和七年三月三日 第八三號		五〇〇,〇〇〇	至昭和七年 至同六年	市内十四 箇所
失業救済工事 昭和七年度 (夏期)	昭和七年三月三日	内務省東衛 第八三號	同		昭和七年三月三日 第八三號		四六二,六三四	至昭和八年 至同七年	市内十二 箇所

第一章 總說

繼續都市計畫 完成(第一期)工事	昭和九・三・三 第一、二九號	內務省八東衛 第一、二九號	同	同	昭和八・八・三 第二六五號	內務省告示 第二六五號	三,500,000	自昭和十六年 至昭和十七年	市內未分
大崎町下水道 事業(第二期)	昭和五・九・九 第九五九號	內務省二東衛 第九五九號	昭和三・二・四 第三二七號	內務省告示 第二八〇號	同	同	七六,000	自昭和十五年 至昭和十五年	
高田町下水道 事業	昭和六・五・三 第一、五六三號	內務省五東衛 第一、五六三號	昭和五・三・二 第二五〇號	內務省告示 第二五〇號	同	同	一七,000	自昭和十五年 至昭和十五年	
西巢鴨町	昭和七・三・三 第一、二六六號	內務省六東衛 第一、二六六號	昭和七・二・三 第三七號	內務省告示 第三七號	同	同	二七,000	自昭和十六年 至昭和十六年	
巢鴨町	昭和五・三・八 第四五一號	內務省四東衛 第四五一號	昭和五・一・三 第一八號	內務省告示 第一八號	同	同	一三,三三三	自昭和十年 至昭和十年	
王子町	昭和四・三・五 第一二二號	內務省三東衛 第一二二號	昭和三・三・二 第二四號	內務省告示 第二四號	同	同	三,二二二	自昭和七年 至昭和七年	
尾久町 (第二期)	昭和七・七・五 第五五號	內務省六東衛 第五五號	昭和七・四・二 第七七號	內務省告示 第七七號	同	同	一,000	自昭和十一年 至昭和十一年	
南千住町 三河島町 日暮里町	昭和六・五・三〇 第一、四七三號	內務省五東衛 第一、四七三號	昭和五・二・九 第二五三號	內務省告示 第二五三號	同	同	四,三三三	自昭和十年 至昭和十年	
大久保町 (第二期)	昭和七・九・三〇 第一、〇〇七號	內務省東衛 第一、〇〇七號	昭和七・七・〇 第二四一號	內務省告示 第二四一號	昭和九・一・一〇 第五號	內務省告示 第五號	一,〇〇〇,〇〇〇	自昭和十一年 至昭和十一年	

第一章 總說

瀧野川町	昭和八・三・九 第一三〇號	內務省東衛 第一三〇號	昭和七・一〇・四 第二四二號	內務省告示 第二四二號	昭和九・一・一〇 第五號	內務省告示 第五號	三,224,000	自昭和十六年 至昭和十六年	向島區ノ
郊外下水道 砂町系統ノ一 吾嬭排水區 臨時部下水道 千住町工事 (第二期)	昭和二・二・九 第九〇三號	內務省東衛 第九〇三號	昭和五・三・三 第六五號	內務省告示 第六五號	昭和二・〇・四・六 第二七一號	內務省告示 第二七一號	三,000,000	自昭和十四年 至昭和十四年	向島區ノ 吾嬭町
郊外下水道應 急整理工事							八〇,000	自昭和七年 至昭和七年	新市域ノ
地方改善應 急整理工事							六八,000	自昭和九年 至昭和九年	向島區ノ 吾嬭町
繼續在來下水 整理工事							三,000,000	自昭和十四年 至昭和十四年	新市域ノ 大部

第二章 東京市下水道設計

第一節 東京市下水道設計

本市の下水道設計は明治四十一年四月東京市下水道改良事業基本計畫の確立以來幾多の變遷を経たる後大正十三年十二月二十九日內務省告示第七百九十五號を以て東京市都市計畫東京市下水道設計が發表せられ、其の後事業の實績及諸般の調査の結果既定設計に變更を加へるの必要を認め數次の改正の後現在の下水道設計を得るに至つた。大正十三年十二月決定東京市計畫東京市下水道設計に依れば第一區汚水處分場を六郷川口に設け第一區の下水は之を芝浦唧筒場より同處分場に導き處理する計畫なるも、芝浦羽田間汚水幹線は延長約一〇、五四五米に及び其の敷地は大部分海面埋立を要するを以て之が築造には多大の困難と巨額の經費を要するのみならず、前記處分場は附近地發展の現況より考察して單なる沈澱放流に依る處理設備を許さざるに至りたるに依り、昭和八年八月十六日內務省告示第二百五十六號に於ては第一區汚水處分場の位置を現在の芝浦唧筒場の位置に變更して高級處分を爲すことに改め芝浦唧筒場及芝浦羽田間汚水幹線を廢止し、又第二區汚水處分場に於て發生する汚泥は新に三河島南砂町間送泥管を設けて之を第三區汚水處分場に導き同處分場の汚泥と共に處理するこ

とに改め其の他下水道延長の増減、町名變更等に伴ひ既定計畫に變更を加へて居る。其の設計の内容は次の如くである。

東京市計畫東京市下水道設計

第一 下水排除區域ハ東京市區域内トス但シ地勢ノ關係ニヨリ雨水汚水ノ市内ニ流入スル隣接町村一部ノ下水ハ之ヲ收容スル計畫トス	第六 地勢ニ依リ全市排除區域ヲ第一第二第三ノ三大區ニ分チ第一區ハ更ニ高段中段低段ノ三區ニ分割ス
第二 下水排除量ハ汚水量ハ全市人口ヲ三百萬ト豫想シ一人當リ一日平均六立方尺ノ半量ヲ八時間内ニ排泄スルモノトシ雨水量ハ一時間最大降雨量ヲ五十托トシテ之ヲ定ム	第一區 イ 高段 區 城 麻布、赤坂ノ全部、麴町、芝、四谷ノ一部 面 積 約四百四十一萬五千坪 (一、四五九・五一ヘクタール)
第三 下水排除方法ハ主トシテ合流法ニ依リ雨水及汚水ヲ同一管渠ニ導キ收容排除シ地勢ニ應ジテ之ヲ各別ノ管渠ニ依リ排除スル分流量ヲ併用ス而シテ高地區ノ下水ハ自然流下ニ依リ低地區ノ下水ハ唧筒ヲ用ヒテ之ヲ排出ス	ロ 中段 區 城 本郷ノ大部、小石川、牛込、四谷、麴町、神田、下谷、芝ノ一部 面 積 約六百七十九萬三千坪 (二、二四五・六三ヘクタール)
第四 下水處分ニ付テハ雨水ハ適所ニ雨水吐ヲ設ケ河川濠池等ニ放流スルモ汚水ハ凡テ之ヲ處分場ニ導キ處理シタル後品川瀧田川及中川沖ニ排出ス但シ合流法ニ依ル地域ニ在リテハ最大汚水量ニ達スル迄ノ雨水ハ汚水ト共ニ之ヲ處理ス	ハ 低段 下水延長 約二十七萬一千間 (四九二・七二七米)
第五 水管渠ノ構造ニ付テハ雨水渠雨水吐等特殊ノ場合ノ外總テ暗渠式トシ排水量ノ多少ニ應シ陶管鐵筋混凝土	

區 域 日本橋、京橋(月島ヲ除ク)ノ全部、神田、 麹町、四谷ノ一部並江戶川沿岸 面 積 約三百六十六萬一千坪 (一、二一〇、二五〇、二五〇、二五〇) 下水道延長 約十八萬五千三百三十間 (三、二二八、二二六、二二六) 一 錢瓶町唧筒場 位 置 麹町區大手町二丁目 面 積 約四千八百九十九坪 (一、三三〇、九四〇、九四〇) 二 第一區汚水處分場 位 置 芝浦第三號及第九號埋立地 面 積 約五萬二千坪 (一、七〇〇、九〇〇、九〇〇) 主要設備 沈砂池、唧筒場、沈澱池、曝氣槽、消毒設 備、滓渣積出場等 第三區 イ 區域 淺草ノ全部及下谷、神田、本郷ノ一部 面 積 約二百四十九萬五千坪 (八、二四〇、七九〇、七九〇) 下水道延長 約十六萬三千四百九十間 (二、九七〇、二五五、二五五) 二 和泉町唧筒場 位 置 神田區和泉町	面 積 約百三十七坪 (四、六二〇、二七〇) 一 田町唧筒場 位 置 淺草區田町 面 積 約九百七十八坪 (三、二二〇、二七〇、二七〇) 二 第二區汚水處分場 位 置 荒川區三河島町二丁目及同八丁目 面 積 約五萬五千九百三十四坪 (一、八四〇、四六〇、四六〇) 主要設備 沈砂池、唧筒場、沈澱池、曝氣槽、細菌床等 三 三河島南砂町間送泥管 第二區汚水處分場ヨリ鐵管ヲ以テ荒川ヲ渡リ足立區及向島 區ヲ經テ第三區汚水處分場ニ入ル 延 長 約七千六百間 (三、三〇〇、一八〇、一八〇) 第三區 イ 區域 本所、深川ノ全部、京橋ノ内月島 面 積 約三百七十八萬七千坪 (一、二五〇、九一〇、九一〇) 下水道延長 約十九萬四千七百四十間 (三、五四〇、七三〇、七三〇) 三 平橋唧筒場 位 置 本所區吾妻橋三丁目
---	---

面 積 約一千三百四十四坪 (四四、三三〇、三三〇) 一 三之橋唧筒場 位 置 本所區德右衛門町 面 積 約千四百三十六坪 (四六、七三〇、七三〇) 二 木場唧筒場 位 置 深川區豊住町 面 積 約二千六百九十九坪 (八九〇、七〇〇、七〇〇) 三 月島唧筒場 位 置 京橋區新島東町一丁目	面 積 約二百九十坪 (九、五七〇、二七〇) 一 木場砂町間汚水幹線 二十間川並砂町運河ノ南岸ニ沿ヒテ東シ砂町八幡社北ヨ リ南折處分場ニ入ル 延 長 約一千七百四十間 (三、一六〇、四四〇、四四〇) 二 第三區汚水處分場 位 置 城東區南砂町九丁目 面 積 約六萬二千坪 (二、〇四〇、四六〇、四六〇) 主要設備 唧筒場、沈澱池、曝氣槽、消毒設備等
---	---

第二節 郊外下水道設計

郊外下水道設計に付ては昭和五年三月二十九日内務省告示第六十五號を以て、東京都市計畫郊外下水道が發表された。然るにその計畫は舊東京市郊外四十一箇町村の區域の幹線、唧筒場及汚水處分場の大綱のみを決定せるものであり、枝線の計畫は之を別途に各町村毎の決定に委ねて居るので、是等町村が本市に併合せられた今日に於ては幹、枝線を各別に計畫するよりは寧ろ之を統一して決定する方が適當と認めらるゝので市は之が調査に着手し、既に實施調査の完了した砂町系統に付ては昭和十

年四月十六日内務省告示第二六九號によりその内容に變更を加へると共に全般に亘り改正が加へられた。設計の内容は次の如くである。尚砂町系統中吾嬭排水區の一部は同日内務省告示第二百七十一號により都市計畫事業として決定された。

東京都市計畫局外下水道

- 第一 下水排除區域ハ城東區、中野區及荏原區ノ各全部並ニ江戶川區、向島區、足立區、荒川區、瀧野川區、王子區、板橋區、豊島區、澁橋區、杉並區、澁谷區、目黒區、品川區、大森區及蒲田區ノ各一部ニシテ總地積約一萬四千三百三十九「ヘクタール」ノ區域トス、但シ地勢ノ關係ニ依リ本區域内ニ流入スル關係區町村ノ一部ノ下水ハ之ヲ收容スル計畫トス
 - 第二 下水排除量ハ汚水量ハ全區域ノ人口ヲ約三百萬人ト豫想シ一人當リ一日平均百六十七「リットル」ノ半量ヲ八時間内ニ排泄スルモノトシ雨水量ハ一時間最大降雨量ヲ五十糎トシテ之ヲ定ム
 - 第三 下水排除方法ハ合流法ニ依リ雨水及汚水ヲ同一管渠ニ收容シ高地區域ノ下水ハ自然流下ニ依リ低地區域ノ下水ハ唧筒ヲ用キテ各汚水處分場ニ導水ス
 - 第四 下水處分ハ雨水ハ適所ニ雨水吐ヲ設ケ河海ニ放流スルモ汚水ハ總テ處分場ニ導キ處理シタル後東京灣及荒川ニ排泄ス但シ最大汚水量ニ達スル迄ノ雨水ハ汚水ト共ニ之ヲ處理ス
 - 第五 下水管渠ノ構造ハ雨水吐、隧道等ノ外ハ暗渠式トシ排水量ノ多寡ニ應ジテ陶管、鐵筋「コンクリート」管及鐵筋「コンクリート」暗渠ノ三種ヲ使用ス
 - 第六 地勢ニ依リ下水排除區域ヲ砂町系統、三河島系統、石神井系統及羽田系統ノ四系統ニ分割ス
- 各系統ニ屬スル區域、地積、下水道延長、唧筒場及汚水處分場左ノ如シ但シ工事施行ノ情況ニ依リ多少ノ増減ヲ見ルコトアルヘシ
- 砂町系統
區 城東區ノ全部並江戶川區、向島區及足立區ノ各一部
地 積 約二千九百九十五「ヘクタール」
下水道延長 約三十九萬六千三百米
内 幹線約一萬二千七百三十米

枝線約三十八萬三千五百七十米

- 千住唧筒場
位 置 足立區千住曙町
地 積 約四十九「アール」
- 白鬚唧筒場
位 置 向島區寺島町三丁目
地 積 約五十四「アール」
- 吾嬭唧筒場
位 置 向島區吾嬭町東五丁目
地 積 約六十「アール」
- 小松川唧筒場
位 置 江戶川區逆井一丁目
地 積 約五十五「アール」
- 大島唧筒場
位 置 城東區大島町六丁目
地 積 約六十九「アール」
- 砂町唧筒場
位 置 城東區南砂町六丁目
地 積 約六十六「アール」
- 砂町汚水處分場
位 置 城東區南砂町九丁目
地 積 約一千三百三十三「アール」

主要設備 唧筒場、沈澱池、曝氣槽及消毒設備等

- 三河島系統
區 城東區及瀧野川區ノ各一部
地 積 約一千一「ヘクタール」
下水道延長 約八千三百七十米
- 三河島汚水處分場
位 置 荒川區三河島町二丁目及八丁目但シ東京市下水道三河島汚水處分場ニ併置ス
- 主要設備 沈砂地、唧筒場、沈澱池及消毒設備等
- 石神井系統
區 瀧野川區、王子區、板橋區、豊島區、澁橋區、中野區及杉並區ノ各一部
地 積 約四千六百六十五「ヘクタール」
下水道延長 約三萬二千五百十米内隧道延長四百五十五米
- 落合唧筒場
位 置 澁橋區下落合二丁目
地 積 約十三「アール」
- 江北汚水處分場
位 置 足立區南堀内町
地 積 約一千六百五十一「アール」

主要設備	沈砂池、唧筒場、沈澱池及消毒設備等	位置	淀橋區十二社
羽田系統		地積	約十二「アール」
區城	荏原區ノ全部並淀橋區、中野區、杉並區、澁谷區、目黒區、品川區、大森區及蒲田區ノ各一部	位置	大森區大森一丁目
地積	約六千二百七十八「ヘクタール」	地積	約九「アール」
下水道延長	約五萬八千二十米内陸道延長一千四百二十五米	羽田汚水處分場	
淀橋唧筒場		位置	蒲田區鈴木御台場
		地積	約一千九百八十「アール」
		主要設備	沈砂池、唧筒場、沈澱池及消毒設備等

(參照)

東京都市計畫郊外下水道三河島系統ニ屬スル下水道中、音無川、地藏堀及藍染川幹線ノ各一部合計延長三、八七三米ヲ都市計畫事業ト爲ス

東京都市計畫郊外下水道石神井系統ニ屬スル下水道中戸塚幹線一部三八八米ヲ都市計畫事業トス(昭和九年一月一〇日)内務省告示第五號

東京都市計畫郊外下水道砂町系統ニ屬スル下水道中環狀街路ノ一部曳舟川及中居堀沿岸幹線約一、五三六米、枝線約四、七〇四米計六、二四〇米及吾妻唧筒場設備ノ一部ヲ都市計畫事業トス(昭和一〇年四月一六日)内務省告示第二七一號

第三節 郊外に於ける舊各町別下水道設計

東京都市計畫郊外下水道は郊外に於ける下水道の幹線計畫を主として定め、都市計畫事業としては僅かに東部下水道町村組合並に大久保町に於て其の一部が施行されたに過ぎず、郊外に於ける下水道

事業は専ら千住町外十一箇町の枝線計畫について實施され來つた。之が目下本市に於て引繼ぎ施行中の繼續郊外下水道改良事業の主體であり、各町に於て市域併合前或は併合後に認可を得た下水道設計の内容は次の如くである。

(一) 東京都市計畫王子町下水道

一	下水排除區域ハ東京府北豊島郡王子町ノ内大字上十條ノ一部ヲ除キタル區域ニシテ總面積約百五十七萬四千九百坪(五二〇・六三ヘクタール)トス	區城	大字船方ノ全部、大字堀ノ内、豊島及下十條ノ各一部
二	下水排除量ハ汚水量ハ全町人口ヲ約九萬人ト豫想シ一人當リ一日平均六立方尺ノ半量ヲ八時間ニ排泄スルモノトシ雨水量ハ一時間五十耗トシテ之ヲ定ム	面積	約五十五萬三千八百五十坪(一八三・〇九ヘクタール)
三	下水排除方法ハ合流法ニ依リ雨水及汚水ヲ同一管渠ニ收容シ自然流下ニ依リ荒川、石神井川及汚水路ニ排出ス	下水道延長	約一萬九千三百七十一米
四	下水管渠構造ハ總テ暗渠式トシ排水量ノ多寡ニ應ジテ陶管、鐵筋「コンクリート」管及「コンクリート」矩形渠ノ三種ヲ使用ス	石神井川排水區	
五	地勢ニ依リ下水排除區域ヲ荒川排水區、石神井川排水區及船窪排水區ノ三區ニ分割ス	區城	大字王子ノ全部、大字堀ノ内、豊島、下十條及上十條ノ各一部
	各區ノ區域面積及下水道延長左ノ如シ但シ工事施行ノ情況ニ依リ多少ノ増減ヲ見ルコトアルヘシ	面積	約九十九萬六千二百二十坪(三二七・四八ヘクタール)
		下水道延長	約四萬五千二百二十九米
		船窪排水區	
		區城	大字上十條ノ一部
		面積	約三萬四千三百十坪(一〇・〇六ヘクタール)
		下水道延長	約一千七百九十五米

(二) 東京都市計畫大崎町下水道

- 一 下水道排除區域ハ東京府荏原郡大崎ノ内第一期下水道事業ニ屬スル區域ヲ除キタル大部分ニシテ總面積約一七九・三五「ヘクタール」トス。但シ地勢ニ依リ本所ニ流入スル隣接市町ノ一部ノ下水ハ之ヲ收容スル計畫トス
- 二 下水排除量ハ汚水量ハ全町人口ヲ約九萬人ト豫想シ一人當リ一日平均六立方尺ノ半量ヲ八時間ニ排泄スルモノトシ雨量ハ一時間五十耗トシテ之ヲ定ム
- 三 下水排除方法ハ合流法ニ依リ汚水及雨水ヲ同一管渠ニ收容シ自然流下ニ依リ其大部ハ目黒川ニ排出シ一部ハ東京市下水道ニ合流ス
- 四 下水管渠ノ構造ハ主トシテ暗渠式トシ排水量ノ多寡ニ應ジテ陶管、鐵筋「モルタル」管及鐵筋「コンクリート」管ノ三種ヲ使用ス
- 五 地勢ニ依リ下水排除區域ヲ目黒川南部排水區、目黒川北部排水區及長者丸排水區ノ三區ニ分割ス

(三) 東京都市計畫巢鴨町下水道

- 一 下水排除區域ハ東京府北豊島郡巢鴨町ノ内大字巢鴨一丁目、同二丁目及駒込染井並鐵道用地ノ各一部ヲ除キタル區域ニシテ總面積約五十六萬六千八百十坪(一八七・三

各區ノ區域、面積及下水道延長左ノ如シ但シ工事施行ノ情況ニ依リ多少ノ増減ヲ見ルコトアルヘシ

目黒川南部排水區
 區 域 目黒川以南
 面積 約七〇・五七「ヘクタール」
 下水道延長 約一萬八千六十一米
 目黒川北部排水區
 區 域 目黒川以北(但シ長者丸排水區ヲ除ク)
 面積 約九三・六七「ヘクタール」
 下水道延長 約一萬六千四十八米
 長者丸排水區
 區 域 三田用水路以北(但シ鐵道附近ノ一部ヲ除ク)
 面積 約一五・一一「ヘクタール」
 下水道延長 約四千九十九米

七「ヘクタール」トス但シ地勢ニ依リ本町ニ流入スル隣接市町ノ一部ノ下水ハ是ヲ收容スル計畫トス

二 下水排除量ハ汚水量ハ全町人口ヲ約七萬人ト豫想シ一

- 人當リ一日平均六立方尺ノ半量ヲ八時間ニ排泄スルモノトシ雨量ハ一時間最大降雨量ヲ五十耗トシテ之ヲ定ム
 - 三 下水排除方法ハ合流法ニ依リ雨水汚水ヲ同一管渠ニ收容シ自然流下ニ依リ谷田川、谷端川及悪水路ニ排出ス
 - 四 下水管渠ノ構造ハ主トシテ暗渠式トシ排水量ノ多寡ニ應ジテ陶管、鐵筋「モルタル」管、鐵筋「コンクリート」管及鐵筋「コンクリート」矩形渠ノ四種ヲ使用ス
 - 五 地勢ニ依リ下水排除區域ヲ谷田川排水區、谷端川排水區及白山排水區ノ三區ニ分割ス
- 各區ノ區域、面積及下水道延長左ノ如シ但シ工事施行ノ情況ニ依リ多少ノ増減ヲ見ルコトアルヘシ
- 谷田川排水區
 區 域 大字上駒込、妙義坂下及巢鴨三丁目ノ各全部並大字巢鴨二丁目、同四丁目駒込染井及

巢鴨ノ各一部
 面積 約三十萬五千九百坪
 (一〇・一一「ヘクタール」)
 下水道延長 約二萬七千九百九十九米

谷端川排水區
 區 域 大字巢鴨及巢鴨四丁目ノ各一部
 面積 約二十三萬九千六百八十坪
 (七九・二三「ヘクタール」)
 下水道延長 約一萬六千六百八十六米

白山排水區
 區 域 大字巢鴨一丁目、同二丁目及巢鴨ノ各一部
 面積 約二萬一千二百三十坪
 (七・〇二「ヘクタール」)
 下水道延長 約二千二百四十米

(四) 東京都市計畫高田町下水道

- 一 下水排除區域ハ東京府北豊島郡高田町區域内トス但シ地勢ノ關係ニヨリ本町ニ流入スル隣接市町ノ一部ノ下水ハ之ヲ收容スル計畫トス
- 二 下水排除量ハ汚水量ハ全町人口ヲ約七萬八千人ト豫想シ一人當リ一日平均百六十七「リットル」ノ半量ヲ八時間

ニ排泄スルモノトシ雨量ハ一時間最大降雨量ヲ五十耗トシテ之ヲ定ム

三 下水排除方法ハ合流法ニ依リ雨水汚水ノ同一管渠ニ收容シ自然流下ニ依リ其ノ大部分ハ東京市下水道ニ合流シ一部ハ神田上水路及悪水路ニ排出ス

第二章 京都市下水道設計

四 下水管渠ノ構造ハ主トシテ暗渠式トシ排水量ノ多寡ニ應ジテ陶管、鐵筋「コンクリート」管及鐵筋「コンクリート」矩形渠ノ三種ヲ使用ス

五 地勢ニ依リ下水排除區域ヲ音羽排水區、鶴卷川排水區、神田上水路排水區及谷端川排水區ノ四區ニ分割ス

各區ノ區域面積及下水道延長左ノ如シ但シ工事施行ノ情況ニ依リ多少ノ増減ヲ見ルコトアルヘシ

音羽排水區

區 城 大字雜司ヶ谷、雜司ヶ谷町及雜司ヶ谷町旭田ノ各一部

面 積 約三九・〇〇「ヘクタール」

下水道延長 約八、二八〇米

鶴卷川排水區

區 城 大字高田老松及小石川ノ各全部並大字高田

(五) 京都市計畫日暮里町、三河島町及南千住町下水道

一 下水排除區域ハ東京府北豊郡日暮里町、三河島町及南千住町ノ内荒川敷、京都市下水道第三汚水處分場敷地及南千住町大字九丁目ノ各全部並三河島町大字町屋、三河島及南千住町大字三丁目、四丁目、八丁目及十丁目ノ各一部ヲ除キタル總面積約五百四十三「ヘクタール」トス但

千登世、高田若葉、雜司ヶ谷町雜司ヶ谷、高田、巢鴨及雜司ヶ谷旭田ノ各一部

面 積 約一二五・一〇「ヘクタール」

下水道延長 約二九、六八〇米

神田上水路排水區

區 城 大字高田豊川ノ全部並大字高田若葉、高田千登世、高田、巢鴨及雜司ヶ谷旭田ノ各一部

面 積 約八六・九〇「ヘクタール」

下水道延長 約一七、八七〇米

谷端川排水區

區 城 大字雜司ヶ谷旭田ノ一部

面 積 約三・〇〇「ヘクタール」

下水道延長 約一、〇七〇米

シ地勢ノ關係ニ依リ本區域ニ流入スル隣接町ノ一部ノ下水ハ之ヲ收容スル計畫トス

二 下水排除量ハ汚水量ハ全區域ノ人口ヲ約二十二萬七千人ト豫想シ一人當リ一日平均百六十七「リットル」ノ水量ヲ八時間ニ排泄スルモノトシ雨水量ハ一時間最大降雨量

ヲ五十耗トシテ之ヲ定ム

三 下水排除方法ハ合流法ニ依リ雨水及汚水ヲ同一管渠ニ收容シ自然流下ニ依リ或ハ唧筒ニ依リ抽水シ其ノ大部ハ荒川、藍染川排水路及山谷堀ニ排出シ一部ハ京都市下水道ニ合流ス

四 下水管渠ノ構造ハ主トシテ暗渠式トシ排水量ノ多寡ニ應ジテ陶管、鐵筋「コンクリート」管及鐵筋「コンクリート」渠等ヲ使用ス

五 地勢ニ依リ下水排除區域ヲ道灌山水排水區、藍染川排水區、地藏堀排水區、音無川排水區及荒川排水區ノ五排水區ニ分割ス

各區ノ區域、面積及下水道延長並唧筒場左ノ如シ但シ工事施行ノ情況ニ依リ多少ノ増減ヲ見ルコトアルヘシ

道灌山水排水區

區 城 日暮里町大字日暮里ノ一部

面 積 約二四・〇〇「ヘクタール」

下水道延長 約六、一〇〇米

藍染川排水區

區 城 日暮里町大字日暮里、谷中本及三河島町大字三河島、町屋ノ各一部

面 積 約一九四・〇〇「ヘクタール」

下水道延長 約四四、〇七〇米

第二章 京都市下水道設計

地藏堀排水區

區 城 日暮里町大字日暮里、谷中本、金杉及三河島町大字三河島ノ各一部

面 積 約一〇六・〇〇「ヘクタール」

下水道延長 約二八、九〇〇米

音無川排水區

區 城 日暮里町大字日暮里、谷中本、金杉、三河島町大字三河島及南千住町大字一丁目ノ各一部

面 積 約四一・〇〇「ヘクタール」

下水道延長 約八、八一〇米

荒川排水區

區 城 三河島町大字三河島ノ一部及千住南、三輪ノ各全部並南千住町大字一丁目、三丁目、四丁目、七丁目、八丁目、十丁目ノ各一部及二丁目、五丁目、六丁目ノ各全部

面 積 約一七八・〇〇「ヘクタール」

下水道延長 約三四、八二〇米

第一唧筒場

位 置 南千住町大字三丁目

面 積 約七・二二「アール」

第二唧筒場

第二章 東京市下水道設計

位 置 南千住町大字十丁目
面 積 約八・九六「アール」
第三町筒場

(六) 東京都市計畫西巢鴨町下水道

- 一 下水排除區域ハ東京府北豊島郡西巢鴨町ノ内鐵道用地ノ大部ヲ除キタル總面積約四百五十五「ヘクタール」ノ區域トシ地勢ノ關係ニ依リ本區域ニ流入スル隣接市町ノ一部ノ下水ハ之ヲ收容スル計畫トス
- 二 下水排除量ハ汚水量ハ全町人口ヲ約十六萬六千人ト豫想シ一人當リ一日平均百六十七「リットル」ノ半量ヲ八時間ニ排泄スルモノトシ雨水量ハ一時間最大降雨量ヲ五十耗トシテ之ヲ定ム
- 三 下水排除方法ハ合流法ニ依リ雨水及汚水ヲ同一管渠ニ收容シ自然流下ニ依リ其ノ大部ハ谷端川及悪水路ニ排出シ一部ハ東京市、巢鴨町及高田町下水道ニ合流ス
- 四 下水管渠ノ構造ハ總テ暗渠式トシ排水量ノ多寡ニ應ジテ陶管、鐵筋「コンクリート」管並鐵筋「コンクリート」馬蹄形及矩形渠ヲ使用ス
- 五 地勢ニ依リ下水排除區域ヲ石神井川排水區、谷端川排水區、音羽排水區及谷田川排水區ノ四區ニ分割ス

位 置 南千住町大字八丁目
面 積 約一六・一三「アール」

- 各區ノ區域面積及下水道延長左ノ如シ但シ工事施行ノ情況ニ依リ多少ノ増減ヲ見ルコトアルヘシ
- 石神井川排水區
區 域 大字池袋ノ大部並大字堀之内及巢鴨ノ各一部
面 積 約二〇〇「ヘクタール」
下水道延長 約四三・〇七〇米
- 谷端川排水區
區 域 大字巢鴨ノ大部並大字池袋及堀之内ノ各一部
面 積 約一三八「ヘクタール」
下水道延長 約三〇・七七〇米
- 音羽排水區
區 域 大字巢鴨、池袋及堀之内ノ各一部
面 積 約一〇〇「ヘクタール」
下水道延長 約一九・九七〇米

谷田川排水區
區 域 大字巢鴨ノ一部

(七) 東京都市計畫尾久町下水道

- 一 下水排除區域ハ東京府北豊島郡尾久町ノ内第一期事業ニ屬スル區域ヲ除キタル大部分ニシテ總面積約百五十「ヘクタール」トス但シ地勢ニ依リ本町ニ流入スル隣接市町ノ一部ノ下水ハ之ヲ收容スル計畫トス
- 二 下水排除量ハ汚水量ハ全町人口ヲ約十六萬四千人ト豫想シ一人當リ一日平均百六十七「リットル」ノ半量ヲ八時間内ニ排泄スルモノトシ雨水量ハ一時間最大降雨量ヲ五十耗トシテ之ヲ定ム

面 積 約一七「ヘクタール」
下水道延長 約四・四六〇米

- 三 下水排除方法ハ合流法ニ依リ雨水汚水ヲ同一管渠ニ收容シ自然流下ニ依リ荒川ニ排出ス
- 四 下水管渠ノ構造ハ總テ暗渠式トシ排水量ノ多寡ニ應ジテ陶管、鐵筋「コンクリート」管及鐵筋「コンクリート」矩形渠ヲ使用ス
- 五 下水道延長ハ約四七・三八五「メートル」トス但シ工事施行ノ情況ニ依リ多少ノ増減ヲ見ルコトアルヘシ

(八) 東京都市計畫大久保町下水道

- 一 下水排除區域ハ東京府豊多摩郡大久保町ノ内第一期下水道事業ニ屬スル區域ヲ除キタル區域ニシテ總面積約一四九「ヘクタール」トス但シ地勢ノ關係ニ依リ本町ニ流入スル隣接市町ノ一部ノ下水ハ之ヲ收容スル計畫トス
- 二 下水排除方法ハ合流法ニ依リ雨水及汚水ヲ同一管渠ニ收容シ自然流下ニ依リ其ノ大部ハ悪水路及既設管渠ヲ經

- テ神田上水ニ放流シ一部ハ既設管渠ヲ經テ東京市下水道ニ合流ス
- 三 下水排除量ハ汚水量ニ付テハ全町人口ヲ約六萬一千八百人ト豫想シ一人當リ一日平均百六十七「リットル」トシテ算出シ雨水量ニ付テハ一時間ノ最大降雨量ヲ五十耗トシテ算出ス

第二章 東京市下水道設計

<p>四 下水管渠ノ構造ハ總テ暗渠トシ排水量ノ多寡ニ應シテ陶管、鐵筋「コンクリート」管及矩形渠ヲ使用ス</p> <p>五 地勢ノ關係ニ依リ下水排除區域ヲ早稲田排水區、江戸川排水區、戸塚排水區、桃園排水區ノ四區ニ分割ス各區ノ區域、面積、延長及主要幹線ノ配置左ノ如シ</p> <p>早稲田排水區</p> <p>區 城 大字東大久保、西大久保、百人町ノ一部</p> <p>面 積 約三〇・四七「ヘクタール」</p> <p>延 長 約五、八七一</p> <p>主要幹線ノ配置 圖面表示ノ通</p> <p>江戸川排水區</p> <p>區 城 大字西大久保ノ大部及大字百人町ノ一部</p>	<p>面 積 約六七・七七「ヘクタール」</p> <p>延 長 約一二、二四五</p> <p>主要幹線ノ配置 圖面表示ノ通</p> <p>戸塚排水區</p> <p>區 城 大字百人町ノ大部及大字西大久保ノ一部</p> <p>面 積 約四九・六六「ヘクタール」</p> <p>延 長 約七、三八七</p> <p>主要幹線ノ配置 圖面表示ノ通</p> <p>桃園排水區</p> <p>區 城 大字百人町ノ一部</p> <p>面 積 約一・二五「ヘクタール」</p>
--	--

(九) 東京都市計畫瀧野川町下水道

<p>一 下水排除區域ハ東京府北豊島郡瀧野川町ノ内鐵道其ノ他官廳用地ノ大部ヲ除キタル總面積約四五〇・七六「ヘクタール」ノ區域トス但シ地勢ノ關係ニ依リ本區域ニ流入スル隣接町ノ一部ノ下水ハ之ヲ收容スル計畫トス</p> <p>二 下水排除方法ハ合流法ニ依リ雨水及汚水ヲ同一管渠ニ收容シ自然流下ニ依リ其ノ大部ハ谷端川、谷田川並王子</p>	<p>町、尾久町及日暮里町下水道ニ合流シ一部ハ石神井川ニ放流ス</p> <p>三 下水排除量ハ汚水量ニ付テハ全町人口ヲ約十一萬六千人ト豫想シ一人當リ一日平均百六十七「リットル」トシテ算出シ雨水量ニ付テハ一時間ノ最大降雨量ヲ五十耗トシテ算出ス</p>
---	--

<p>四 下水管渠ノ構造ハ總テ暗渠トシ排水量ノ多寡ニ應シテ陶管及鐵筋「コンクリート」管ヲ使用ス</p> <p>五 地勢ノ關係ニ依リ下水排除區域ヲ石神井川排水區、谷田川排水區、田端排水區、谷端川排水區ノ四區ニ分割ス各區ノ區域、面積、延長及主要幹線ノ配置左ノ如シ</p> <p>石神井川排水區</p> <p>區 城 大字瀧野川、上中里ノ大部及大字西ヶ原ノ一部</p> <p>面 積 約二〇・五二「ヘクタール」</p> <p>延 長 約四一、一九六</p> <p>主要幹線ノ配置 圖面表示ノ通</p> <p>谷田川排水區</p> <p>區 城 大字中里、田端ノ大部及大字西ヶ原ノ一部</p> <p>面 積 約一三二・九〇「ヘクタール」</p> <p>延 長 約二一、五七五</p>	<p>主要幹線ノ配置 圖面表示ノ通</p> <p>田端排水區</p> <p>區 城 昭和町一丁目、同二丁目、同三丁目、田端新町一丁目同二丁目、同三丁目ノ全部及大字田端、上中里、中里ノ一部</p> <p>面 積 約九六・四四「ヘクタール」</p> <p>延 長 約二二、八四五</p> <p>主要幹線ノ配置 圖面表示ノ通</p> <p>谷端川排水區</p> <p>區 城 大字瀧野川ノ一部</p> <p>面 積 約一九・九〇「ヘクタール」</p> <p>延 長 約四、二九一</p> <p>主要幹線ノ配置 圖面表示ノ通</p>
---	--

備考 東京都市計畫千住町下水道は工事竣功に付之を省略す。

第三章 事業

第一節 總說

改良下水道は雨水汚水を排除し豪雨時に於ける浸水氾濫を防止し在來下水を改廢し以て土地の濕潤を除き卑地の開發を招來する。更に進んでは水洗式便所の普及に依つて現今の如き汲取式便所に依る非衛生非文明の屎尿處分を消滅せしめ、下水道の完備と相俟つて健康にして明朗なる近代的都市を形成するに缺くべからざるものである。

之がため本市に於ては夙に此の點に着眼し明治四十四年度に於て第一期下水道改良工事を起工して以來經濟界の變動、大震災、市財政の窮乏等幾多の時難に遭遇したのであるが、鋭意下水道網の普及完成に努めた結果舊市域に在つては本年度末に於ける管渠の竣成延長は其の設計總延長約一、七二一、〇〇〇米の約六割に達し汚水處分場並唧筒場等も部分的乍ら施設せられ當面の急に應じて居る。

反之、新市域に在つては舊町村に於て夫々計畫實施中であつた下水道改良工事を市域擴張と共に引継ぎ、繼續郊外下水道改良事業として新區經營の第一歩を踏み出したばかりで其の竣功歩合は約四割であるが、本事業の外に施行せらるべき尨大なる新區將來の完成計畫に之を比較すれば九牛の一毛に過ぎない。

而して本市下水道事業今日迄の竣功額實に一億圓に近く目下施行中の事業の豫算額は約六千二百萬圓餘であり、本市財政上の都合もあつて一氣に其の完成を圖ることの出來ないのは勿論であるから排水の状態により施設の緩急を稽へ市財政の許す範圍内に於て分割して逐次之を施行することになつて居る。

今本市下水道工事を施行済の事業、施行中の事業及未着手事業の三に大別し其概要を記す事にする。

第二節 施行済の事業

本市下水道改良事業は明治四十四年第一期下水道改良工事により先づ下谷、淺草の兩區に初めて起工して以來、昭和九年度迄約二十四年間に成立した事業は左表の通りで、其の豫算額實に約一億五千九百五萬圓、而して其の内竣功額は九千五百三十八萬七千四百餘圓に及び、竣功した下水道延長は百一萬七千七百七十三米に達して居る（國及他局課より引繼のものは含まず）

事業別	豫算額	竣功額	竣功延長	施行年度	摘要
第一期下水道改良工事	一五、〇〇〇、〇〇〇 ^四	一四、六一八、一二三 ^四	一〇五、〇三〇 ^米	自明治四十四年 至大正十二年	淺草區、下谷區、大部、本町、和泉町、神田區、一部並田島汚水處分場竣功

下水渠一部速成工事	二、五二〇、〇〇〇	二、四九七、九八九	一四、八三二	自大正五年至同九年	山ノ手方面及下谷ノ一部在來溝渠改修
第二期下水道改良工事	二〇、〇〇〇、〇〇〇	四、三一、二八三	三四、〇五二	自大正九年至同十二年	麹町區、日本橋區、京橋區ノ一部但震災ノ爲メ一時中止
帝都復興工下	四〇、二一一、三二一	三九、六〇三、四五三	二八三、〇八〇	自大正十二年至昭和六年	下町一帶並芝浦、錢瓶、木場、業平、三ノ橋、柳橋、場及砂町汚水處分場竣工
管渠移轉工事	二、四五四、九一一	二、三三〇、五一八	一〇二、五七七	自大正十四年至昭和五年	第一期工事區域内下水道ノ移轉其他整理
下水道應急整理工事	一、六〇〇、〇〇〇	九四八、四〇二	(三〇、四〇七)	自大正十五年	區劃整理ニ付竣工延長内ニ含マズ
失業救済工事	二、七四九、一九二	二、四八〇、三五二	二二、五一九	自昭和五年	山ノ手方面ノ一部
同	五〇〇、〇〇〇	四五五、五三八	一一、二六九	自昭和六年	市内十四箇所施行
昭和五年度速成工事	三、〇〇〇、〇〇〇	二、六七四、八五四	三九、六一五	自昭和五年	特ニ急施ヲ要スベキ市内三十一箇所
臨時部下水道費	二七、〇〇〇	一九、九三三	七〇三	昭和七年	千住町ノ七箇所ニ施行
繼續都市計畫	八、二五〇、〇〇〇	七、五六一、六六五	一一〇、六三五	自昭和八年	山ノ手及下町方面七十箇所ニ對スル應急施設並芝浦、柳橋、擴張
失業救済工事	五〇〇、〇〇〇	四六一、二一九	八、四九一	自昭和八年	市内十二箇所施行
地方改善工事	三、〇〇〇	二、九八一		昭和七年	(夏期失業救済工事)向島區吾嬭町地先ノ溝渠改修
同	二、八〇〇	二、七四四		昭和八年	同

第三節 施行中の事業

本年度に於て施行の事業は左表の通り事業別にして五であるが、其の中年度内に竣工を見たものは大正十四年以來の繼續事業である都市計畫速成工事(後千川筋改修工事)であり、残る改良下水道事業は大體繼續都市計畫完成工事及繼續郊外下水道改良工事の二となつた。斯様にして從來施行されつゝあつた諸事業が次第に完了を告ぐると同時に、工事は漸次下町方面から山の手方面に移行し舊市域の完成を目指して邁進すると共に、新市域に於ける改良下水道網の經營が着々と爲されつゝある。

郊外下水道應急	八〇、〇〇〇	七七、三四四		自昭和七年	新市域ニ於ケル在來下水道ノ修理並液深
整理工事	六二、一五一、六九五	一七、三六一、〇〇八	二七二、九七〇	至同九年	現ニ實施中ノ事業ノ九年度末現在高内課次表ノ通り
其他	一五九、〇四九、九一九	九五、三八七、四〇五	一〇七、七七三		
計					

事業別	豫算額	竣工額	竣工延長	施行年度	摘要
繼續都市計畫速成工事	五、七四〇、六九五 ^円	五、六〇〇、一八七 ^円	三三、五七六 ^米	自大正十四年度至昭和九年度	特ニ急施ヲ要スベキ市内二十七箇所ニ施行

第三章 事業

地方改善應急施設工事	繼續在來下水整理工事	繼續都市計畫完成工事	繼續改良工事	計	昭和九年度	昭和九年度
一、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、八、五〇〇、〇〇〇	一四、九一〇、〇〇〇	六二、一五一、六九五	九九一	向島區吾嬭町東七丁目地先ニ施行
	三一、四三八	五、八二二、二三五	五、九〇六、一五七	一七、三六一、〇〇八	自昭和九年度	新市域ニ於ケル在來下水渠ノ改修
	一一三、三八九	一一二六、〇〇五	二七、二九七	二七、二九七	自昭和十四年度	舊市域ニ於ケル工事未成部分ニ對スル完成ヲ目的トス
					自昭和十六年度	市域擴張ニ伴ヒ郊外ニ施行スルモノ
					自昭和十四年度	

次に本年度に於て施行した各事業の工事概要其の他を説明すれば左の如くである。

(一) 自大正十四年度 至昭和九年度 繼續都市計畫速成工事

本事業は神田、日本橋、京橋、本所及深川の各區を除いた市内各方面の降雨毎に氾濫激甚なる二十箇所に對し其の災害防止の爲改良下水道を敷設するもので、昭和五年度以降は専ら小石川區氷川下町、白山御殿町、久堅町、戸崎町、八千代町、柳町、初音町、佃差町、下富坂町等を経て元陸軍東京工廠構内を貫通し神田川に流入する千川筋の下水道改修工事を施行しつゝある。

イ、線路延長内譯表

分 區 別	幹 線	枝 線	計	摘 要
第一 區	一一、五八六 ^米	一八、六六五 ^米	三〇、二五一 ^米	芝、麻布、赤坂、麴町、四谷、小石川、牛込、下谷、本郷、板橋各區ノ一部ニ埋設

ロ、豫 算

年 度	金 額
大正十四年度	一、〇七六、二三八、八七 ^四
大正十五年度	一、一五五、四七三、一七
昭和元年度	八五六、八七二、四三
昭和二年度	九八一、〇四三、六九
同 三年度	一二〇、〇六六、八四
同 四年度	四〇〇、〇〇〇、〇〇
同 五年度	六〇〇、〇〇〇、〇〇
同 六年度	五五一、〇〇〇、〇〇
同 七年度	五、七四〇、六九五、〇〇
計	二、一二二、二二二 下谷、淺草兩區ノ一部ニ埋設 三、三三三、三七三

ハ、事業の進捗状況

第三章 事業

本工事業着手以來本年度末迄に要した費額は約五百六十萬圓であり、本工事は七年度に於て完成の豫定であつたが、用地の買収と地上物件の移轉等に意外の時日を要した爲二箇年度延長し本年度に於て完成した。翌年度繰越の二千圓は支拂未済分である。竣功額及竣功歩合を各年度別に内譯すると次表の通りである。

年度別	種別	豫算額	竣功額	竣功歩合	
				(豫算總額ニ對スル)	(豫算總額ニ對スル)
大正十四年度		1,070,338.87	1,070,338.87	0.67	同
大正十五年度		1,155,477.27	1,155,477.27	0.101	同
昭和元年度		856,872.43	856,872.43	0.49	同
昭和二年度		981,043.69	981,043.69	0.17	同
同 三年度		110,000.00	61,933.38	0.11	同
同 四年度		330,000.00	330,000.00	0.03	計
同 五年度					5,700,000.00
					5,700,166.66
					0.95
					0.91
					0.81
					0.71
					0.61
					0.51
					0.41
					0.31
					0.21
					0.11
					0.01
					0.00

(二) 地方改善應急施設工事

本工事は向島區吾嬭町東七丁目地先に皮革製造工場多數存在し、該工場内の在來木柵下水溝が現在甚敷腐朽崩壊し排水上支障を來す爲めに、之を混凝土溝渠に改造し、道路横斷箇所には排水管を設け尙該工場より排出する特殊流動汚物を本流の下水溝に放出するのを防止する爲め沈澱槽を設置するも

のである。

本工事は内務省の時局匡救對策の一として府費補助を財源とし實施せられたものであるが、實施以來の進捗状況を擧げれば次の如くである。

年度	種別	豫算額	決算額	竣功延長並箇所	施行場所
昭和七年度		3,000.00	2,980.91	八八・二〇	向島區吾嬭町東七丁目地先
同 八年度		2,800.00	2,744.04	九六・七〇	
同 九年度		1,000.00	991.10	五〇・〇〇	
				一箇所	
				同	
計		6,800.00	6,716.05	二三四・九〇	九箇所

(三) 自昭和九年度至同十四年度 繼續在來下水整理工事

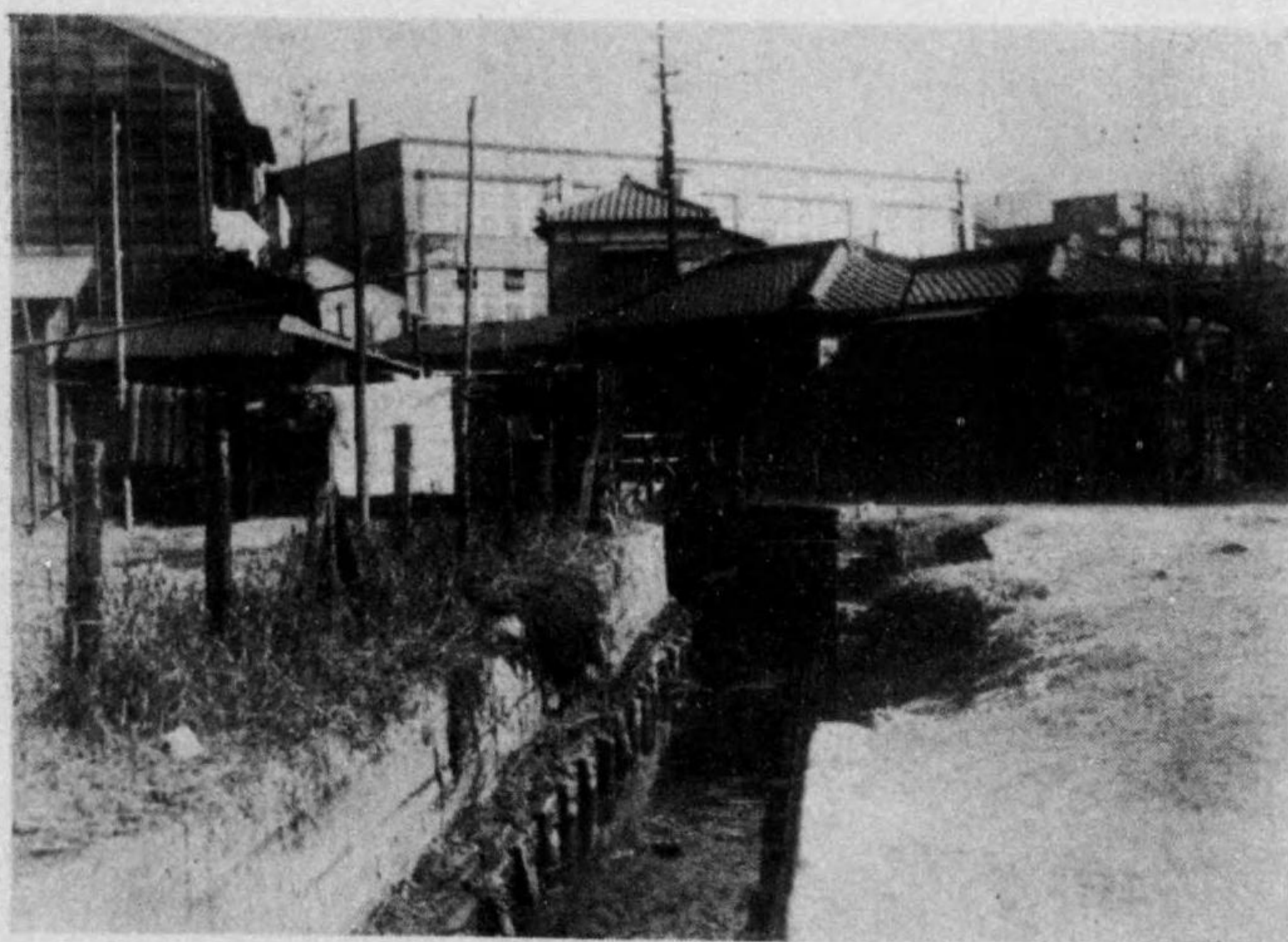
イ、計畫の概要

本市の市域擴張に伴ひ編入町村より引繼を受けたる在來下水渠 九九二、一一五米の中には或は護岸工を有せざる單なる堀割溝あり、或は護岸工を有するも腐朽崩壊し、或は斷面勾配等の不整に依り水路としての形體を止むるに過ぎないものが多い。一方市勢の急激な發展は汚水量及雨水量を激増し溝渠の斷面は不整の上に狹小を訴へ、降雨時は勿論隨所に氾濫を惹起し、平時と雖も汚水停滯して

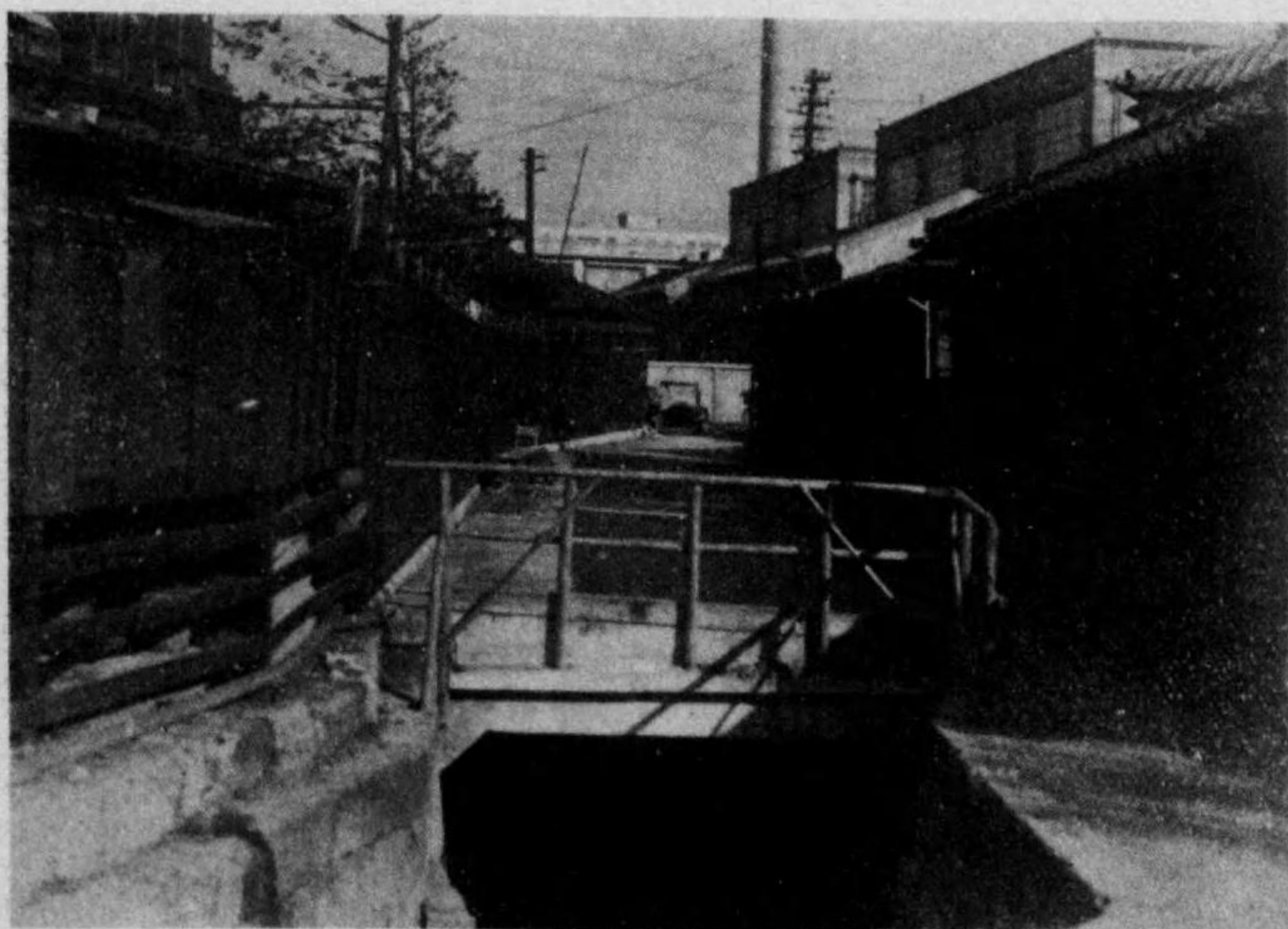
悪臭を發し悪疫の根源を爲す状態である。殊に江東方面に於ては汚水の池沼を形成する箇所すら散在する有様であつて其の不潔不衛生な状態は名狀すべからざるものがあり市民の保健衛生上由々敷重大問題である。然し乍今直ちに此等在來下水渠の根本的改良を行ふことは財政的にも技術的にも甚だ困難なので、差當り此の儘に放任することの出来ない當面の箇所を選定し、溝渠の改修、坑種の修築及排水場の設置をなし雨水汚水の流通を計り河水の逆入、低濕地の氾濫を防止し以て市民保健上の脅威を緩和せんとするものである。

施行箇所別調査

區名	箇所	延長	渠幅	渠高	工種	工事費
品川	西品川町地先	一、三二五	至自 一三三六	二一六	矩形渠	二七四、四〇六
	大井鈴ヶ森町地先	三六〇	内徑 一四〇〇	二〇〇	矩形渠	二一、五九九
目黒	大井金子町倉田町地先	三四〇	一一〇	一一〇	圓形渠	八、五〇〇
	下目黒四丁目地先	二六〇	一五〇	一五〇	混泥土槽	九、六二〇
荏原	中目黒自四丁目地先	二、三六五	至自 一四六〇	二五五	圓形管	一三六、六一五
	戸越町地先(戸越銀座通)	一七〇	内徑 一〇〇〇	一〇〇	圓形管	一〇、三六八
上神明町地先	八五六	至自 一六〇〇	一六〇	矩形渠	一二五、五九四	
		四一〇	四三〇〇	四三八〇	混泥土渠	二五、八七〇



品川區西品川二丁目在來下水



品川區西品川二丁目在來下水改修工事竣工ノ分

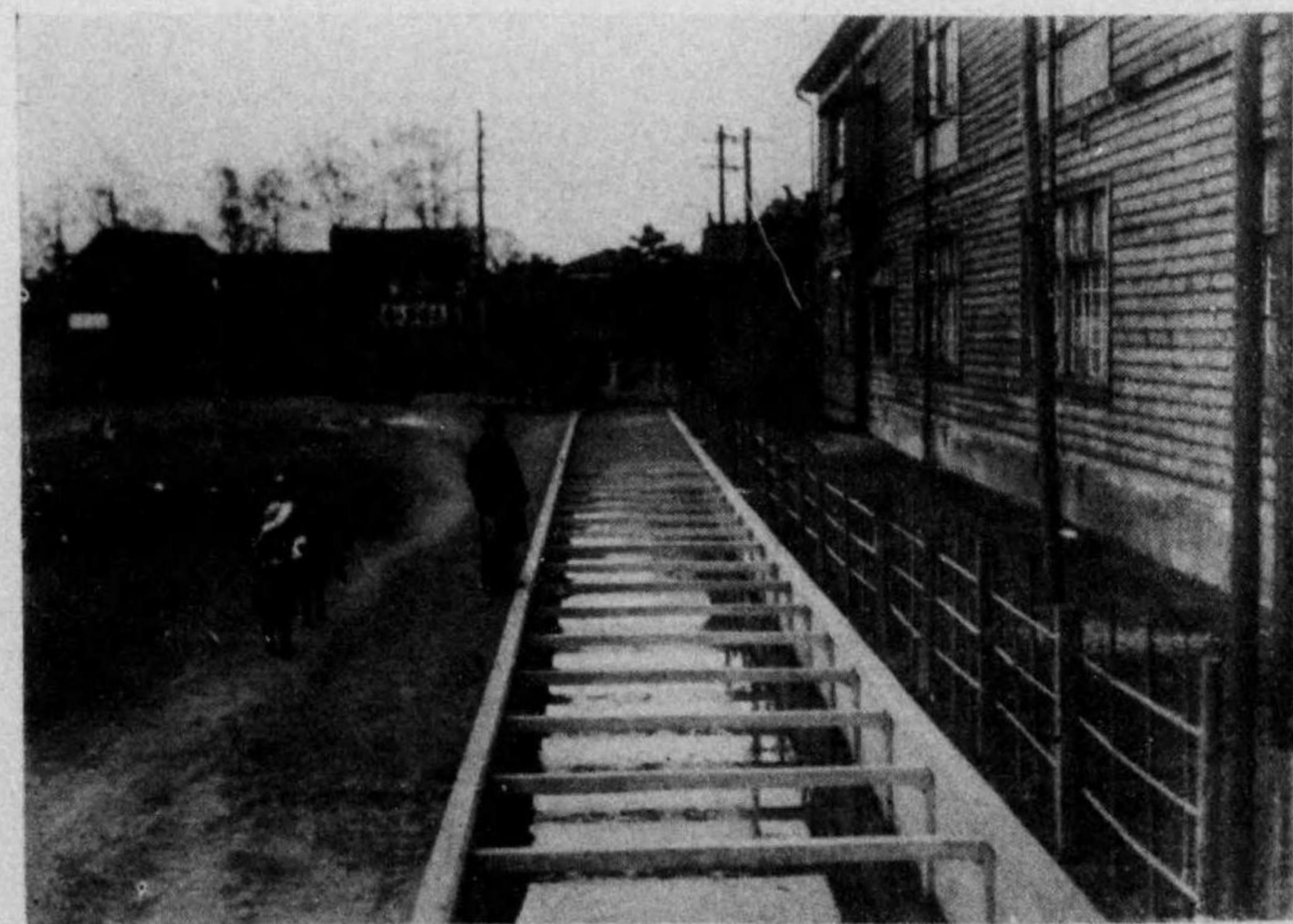
大森	新井宿六丁目地先	一〇〇	八〇	混	一、九〇〇・〇〇
〃	馬込町及山王一丁目地先東二丁目	一、〇二〇	一一〇	〃	三〇、六〇〇・〇〇
〃	自入新井三丁目地先	一、七一〇	八〇	混	三七、六二〇・〇〇
〃	至大森三丁目地先	五九〇	八〇	〃	一一、二一〇・〇〇
〃	大森六、八丁目地先	一五〇	八〇	〃	三、三〇〇・〇〇
〃	新井宿五丁目地先	一八〇	一五〇	〃	六、六六〇・〇〇
〃	田園調布四丁目地先	三五〇	二二〇	混	一二、九五〇・〇〇
蒲田	蓮沼町女塚町地先	二四	二〇〇	同	一、八二七・〇〇
〃	御園町地先	一、六三〇	九〇	混	三五、八六〇・〇〇
〃	道塚町女塚町地先	八五〇	七〇	〃	一四、四五〇・〇〇
〃	羽田一、三丁目地先	一、一〇〇	八〇	〃	二〇、九〇〇・〇〇
〃	雑色町出雲町地先	六五〇	九〇	〃	一四、三〇〇・〇〇
〃	糞谷一丁目蒲田町地先	八〇〇	九〇	〃	一七、六〇〇・〇〇
〃	蒲田町女塚町地先四箇所	一、七三〇	一一〇〇	混	五五、八五〇・〇〇
世田谷	北澤一、五丁目地先	一二〇	一四〇〇	〃	三、六〇〇・〇〇
〃	大原町地先	三九〇	九〇	〃	八、五八〇・〇〇
〃	玉川尾山町奥澤町地先	三二〇	八〇	混	一二、三三六・〇〇
〃	經堂町地先外一箇所	八八〇	九〇	混	一九、三六〇・〇〇
〃	若林町世田ヶ谷二丁目新町地先				

第三章 事業





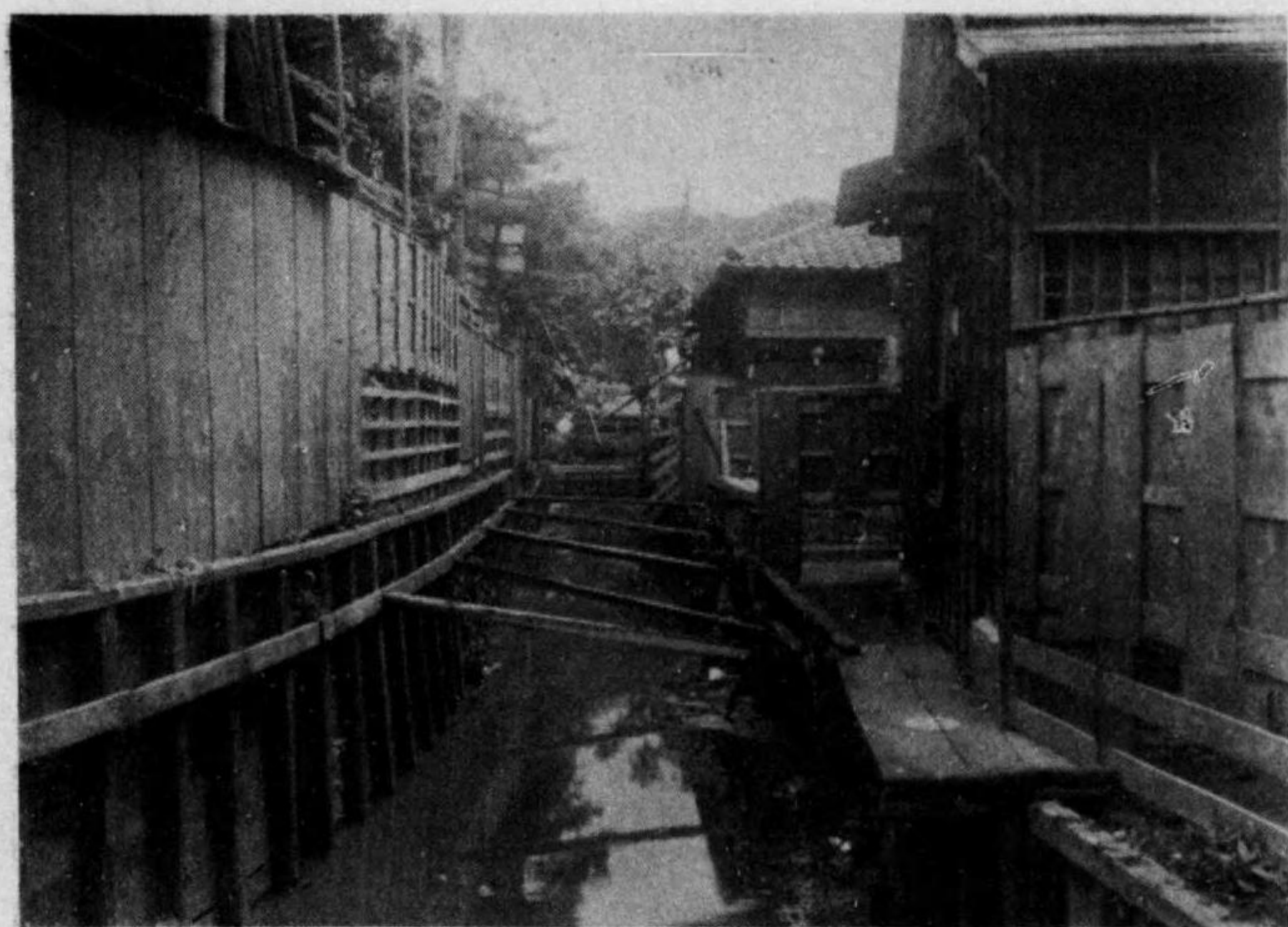
目黒區中目黒一丁目在來下水改修工事



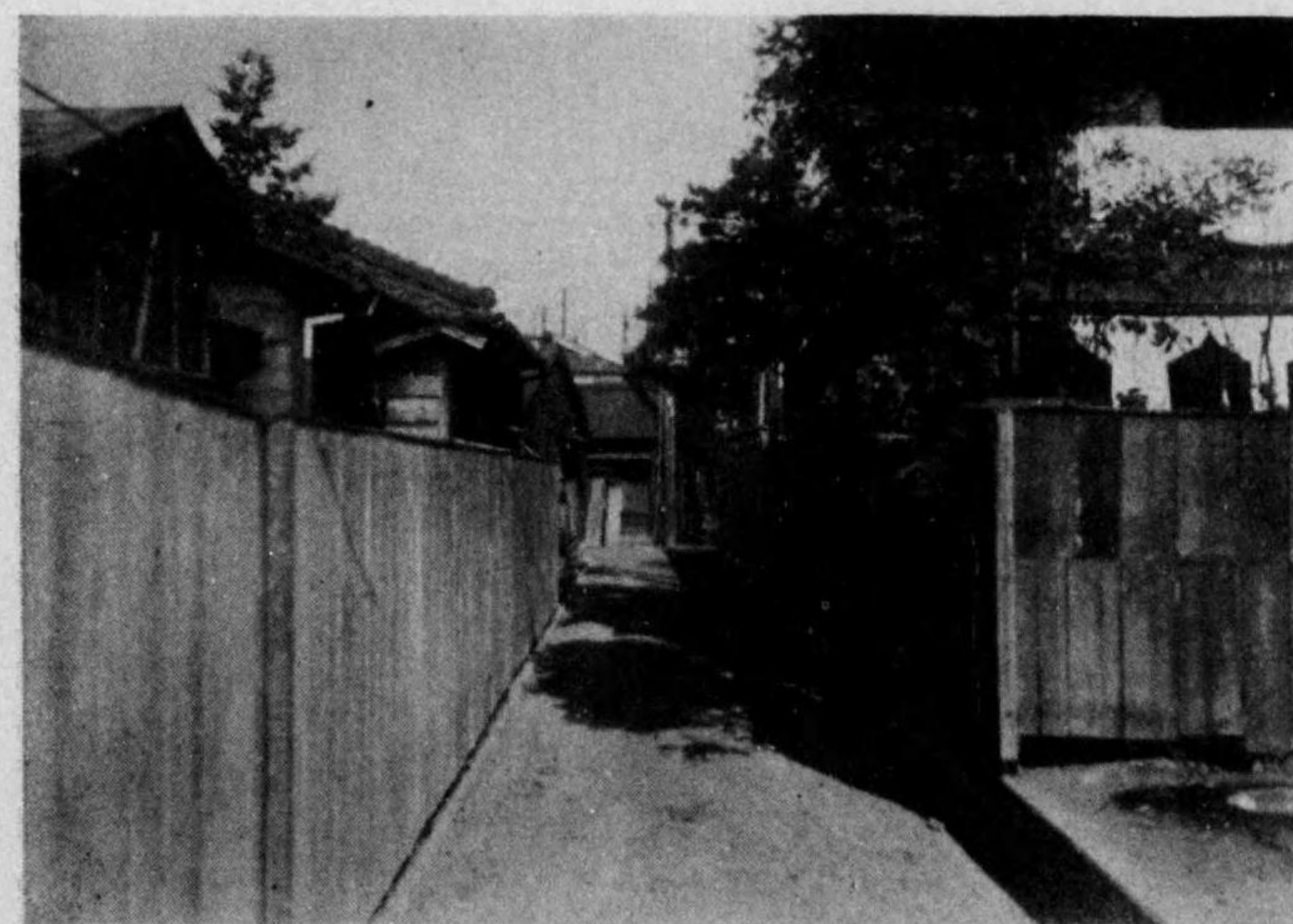
蒲田區女塚町在來下水改修工事

第三章 事業

事業	内容	数量	単位	金額
〃	王川奥澤町一丁目地先	五〇〇	〃	二四、五〇〇・〇〇
〃	杉原町三丁目地先	四二〇	〃	一五、五四〇・〇〇
〃	玉川町一丁目地先	一九〇	〃	三、〇四〇・〇〇
〃	千駄ヶ谷町三丁目及登田二丁目地先	二二〇	〃	一、二、五八〇・〇〇
〃	幡ヶ谷町三丁目中町三丁目原町地先	一、三、七〇	〃	三、五、四四六・〇〇
〃	代々木富ヶ谷町神山町深山町大向通地先	一、〇〇〇	〃	五〇、六九〇・〇〇
〃	永住町地先	二〇〇	〃	五九、〇〇〇・〇〇
〃	淀橋	一、〇〇〇	〃	六、〇〇〇・〇〇
〃	戸塚町一丁目地先	一八〇	〃	六、六六〇・〇〇
〃	戸塚町二丁目地先	一九〇	〃	八、五一七・〇〇
〃	戸塚町二丁目柏木三、五丁目上落合二丁目下落合二丁目西落合一、二丁目十二社地先	二、一七〇	〃	八一、五七八・〇〇
〃	上落合一、二丁目地先	五三〇	〃	一三、七二〇・〇〇
〃	中野	二、三〇	〃	五、七一五・〇〇
〃	川添町城山町地先	八六〇	〃	三七、六五〇・〇〇
〃	江古田二丁目	八五〇	〃	二八、七五〇・〇〇
〃	新井薬師町地先	四五〇	〃	一九、一七〇・〇〇
〃	上高田一丁目	四〇〇	〃	一五、〇〇〇・〇〇
〃	桃園町宮園町通三丁目	六〇〇	〃	一一、〇〇〇・〇〇
〃	阿佐ヶ谷一丁目地先	二〇〇	〃	一一、〇〇〇・〇〇
〃	阿佐ヶ谷自一丁目地先	四二〇	〃	一二、六〇〇・〇〇
〃	阿佐ヶ谷至四丁目地先	一三〇	〃	一、二、六〇〇・〇〇



澁谷區千駄ヶ谷町三丁目在來下水改修工事竣工前



澁谷區千駄ヶ谷町三丁目在來下水改修工事竣工後

城	東	向	島	足	立	板橋町二、三、四丁目地先	板橋町八丁目地先	練馬南町一、五丁目地先	梅田町地先	千住末廣町地先	梅田町及千住町八千代町地先	本木町一、二、三丁目地先	梅田町地先	牛田排水場千住曙町六	隅田町三、四丁目地先	吾嬭町二、四丁目地先	寺島町一丁目地先	沙田以樋外三箇所	龜戸町四丁目地先	大島町五丁目地先
---	---	---	---	---	---	--------------	----------	-------------	-------	---------	---------------	--------------	-------	------------	------------	------------	----------	----------	----------	----------

一〇〇〇	四〇〇	二九〇	五〇〇	三〇〇	九〇〇	六五〇	八五〇	四〇〇	五〇〇	九〇〇	三六〇	五二〇	一一〇〇	一〇〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一三〇〇
一〇〇〇	四〇〇	二九〇	五〇〇	三〇〇	九〇〇	六五〇	八五〇	四〇〇	五〇〇	九〇〇	三六〇	五二〇	一一〇〇	一〇〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一三〇〇	
一三〇〇	一一〇〇	一九〇〇	二二〇〇	二〇〇〇	四五〇〇	一一〇〇	二二〇〇	一一〇〇	一八〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一一〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

江戸川	平井町四丁目地先	四五〇	一八〇	一二〇	〃	一三、七九二〇〇
〃	木根江町地先	一〇五〇	一八〇	一五〇	〃	三九、五三一〇〇
〃	小谷野町堀切地先	九五〇	二〇〇	一五〇	混泥土柵	三五、八三四〇〇
〃	柴又町一丁目地先	四五〇	内徑四五	〃	圓形管	一、二三三〇〇
〃	〃	二〇〇	二〇〇	一五〇	〃	七、五四四〇〇
〃	高砂町地先	五八〇	一三〇	九〇	〃	一三、〇三二〇〇
〃	本田原町地先	七五〇	一四〇	一〇〇	混泥土柵	一九、一二八〇〇
〃	本田立石町地先	一二〇	内徑一五〇	〃	圓形管	三、九二〇〇〇
〃	本田若宮町地先	一二〇	一二〇	九〇	〃	二、六九三〇〇
葛飾	柳原町地先	八〇〇	一二〇	一〇〇	混泥土柵	二〇、三四六〇〇
〃	岩井橋排水場南砂町一ノ二七〇	〃	〃	三九六	排水場新設	四八、九八〇〇〇
〃	〃	〃	〃	三六六	〃	五三、〇八〇〇〇
〃	〃	〃	〃	一〇六	堰橋修築	四四、二〇〇〇〇
〃	〃	〃	〃	一七	〃	四四、二〇〇〇〇
〃	〃	〃	〃	四八〇	〃	五八、六二四〇〇
〃	〃	〃	〃	八五〇	石積渠	六四、二六〇〇〇
〃	〃	〃	〃	四八〇	〃	一八、〇五四〇〇
〃	〃	〃	〃	二五〇	〃	七、六一七〇〇
〃	〃	〃	〃	一三〇	〃	一六、一一九〇〇
〃	〃	〃	〃	一三〇	〃	〃

第三章 事業

第三章 事業

年 度	金 額
昭和九年度	二一〇、〇〇〇・〇〇
同 十年度	六〇〇、〇〇〇・〇〇
同 十一年度	六〇〇、〇〇〇・〇〇
計	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

年 度	金 額
昭和九年度	二一〇、〇〇〇・〇〇
同 十年度	六〇〇、〇〇〇・〇〇
同 十一年度	六〇〇、〇〇〇・〇〇
計	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

年 度	金 額
昭和九年度	二一〇、〇〇〇・〇〇
同 十年度	六〇〇、〇〇〇・〇〇
同 十一年度	六〇〇、〇〇〇・〇〇
計	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

年 度	金 額
昭和九年度	二一〇、〇〇〇・〇〇
同 十年度	六〇〇、〇〇〇・〇〇
同 十一年度	六〇〇、〇〇〇・〇〇
計	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

年 度	金 額
同 十二年度	六〇〇、〇〇〇・〇〇
同 十三年度	五〇〇、〇〇〇・〇〇
同 十四年度	五〇〇、〇〇〇・〇〇
計	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

ハ、財 源
 本事業費財源は市債に需むるものであり、其の償還財源は市税に需むる豫定であるが、本事業施行に伴ふ市債費の増加分に對しては將來本市財政の状況を參酌し新增税等により市税の増收を圖り償還計畫の確實を期して居る。本年度分に對しては昭和十年三月十九日内務省九東地第九〇號を以て左記の通り起債の更正許可があつた。

記
 一、起債ノ時期及金額 昭和九年度 金拾九萬四千參百圓
 但シ工事進捗ノ都合ニ依リ翌年度ニ繰越起債スルコトヲ得短期債ヲ起シタルトキハ其ノ借入時期ハ短期債ノ償還終期迄延長スルモノトス

ニ、事業の進捗状況
 本事業は本年度より六箇年繼續事業として着手せられたものであるが、起債許可が年度末になつた爲め事業の實施準備に終始し支出も三萬一千四百圓餘に止つた。

(四) 自昭和七年度 至同十六年度 繼續都市計畫完成(第一期)事業

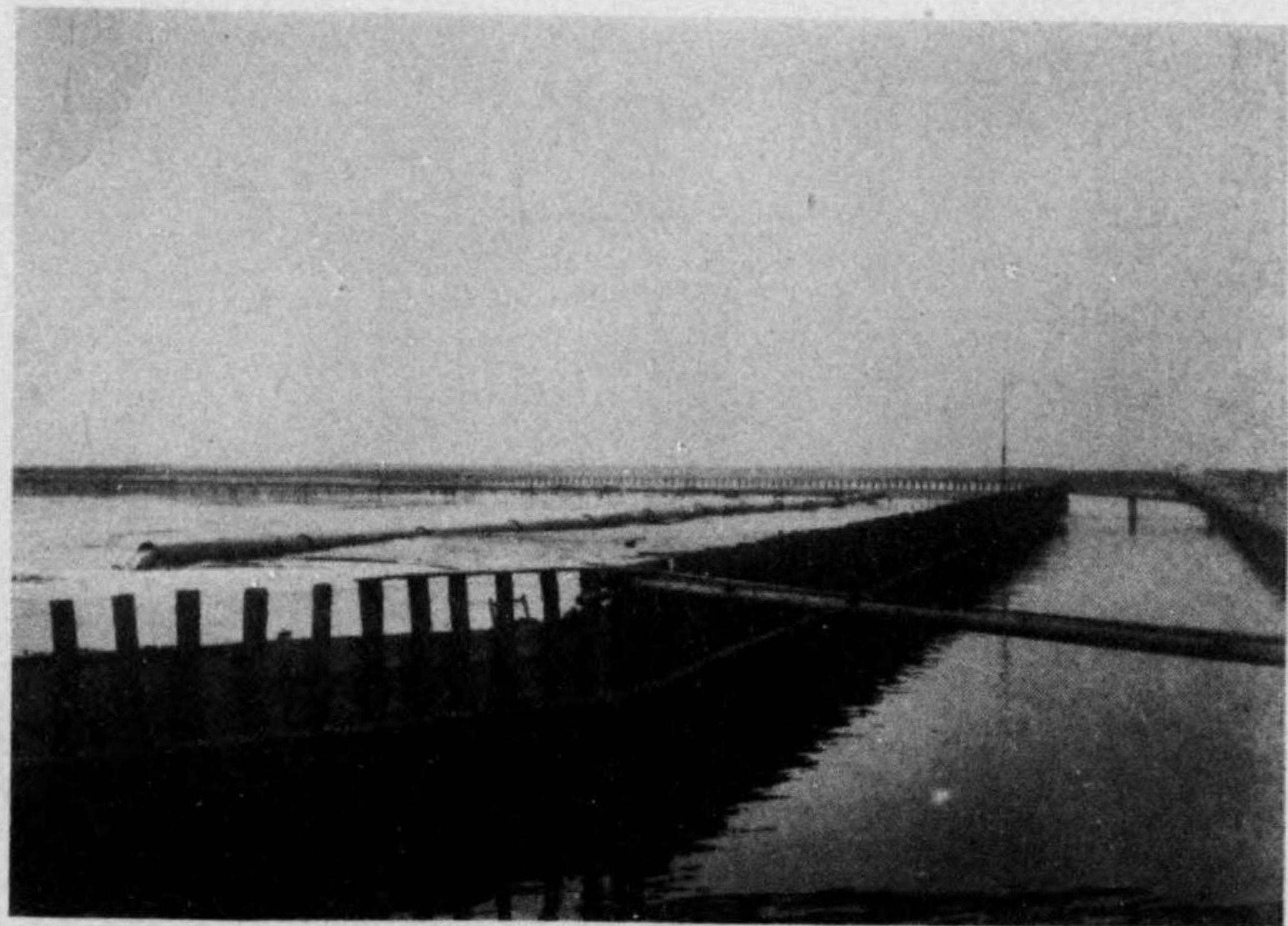
イ、工事の概要

舊市域に於ける本市下水道改良計畫の中下町方面の大部分及江東方面竝山の手一部の基幹工事は竣功したのであるが、尙之を全計畫に比較すれば其の半に過ぎず未成區域に至つては依然舊來の溝渠により辛ふじて排水する状況であり氾濫停滯し保健衛生上寒心に堪へないものがあり、又前記竣功區域に於ても枝線未着手の箇所多き爲隨所に汚水の停滯を見て居る。

本事業は之等未成部分に對する改良下水道の完成を目的とする下水道完成計畫(舊市域)の内第一期事業として線路延長約四十萬千七百九十八米及處分場、唧筒場工事を施行するものであるが、此の結果第一期に於ては線路に付き完成計畫の約五割二分を實施するものである。

A、線路延長内譯表

排水區域	幹線	枝線	計	摘要
第一區	一三、四三三	二六三、七七六	二七七、二〇九	第一區ノ全域ニ互リ埋設
第二區	—	二六、七〇八	二六、七〇八	第二區中第一期工事を施行區域ヲ除ク殘餘地域ニ埋設
第三區	—	九七、八八一	九七、八八一	第三區ノ全域ニ互リ埋設
計	一三、四三三	三八八、三六五	四〇一、七九八	



砂町汚水處分場埋立工事 (完成第一期工事)

B、汚水處分場並唧筒場

下水道完成計畫(舊市域)の内第一期工事に於ては芝浦、三河島、砂町の各處分場並錢瓶町、業平橋、三ノ橋、木場、月島の各唧筒場を完成することになつて居る。

ロ、豫算並財源

本事業は昭和七年度より昭和十六年度に亘り豫算總額三千六百五十萬圓を以て施行中の處第二期事業計畫に屬した芝浦、江戸川沿岸、藍染川沿岸の一部に就ても諸般の情勢に鑑み緊急施行することゝなり、昭和九年三月末市會の議決を経て二百萬圓増額し昭和十年四月十六日内務省告示第二百六十五號により事業執行年度割の變更を見た。事業費並財源の明細表は次の通りである。

種別	事業費		財源																	
	年度	種別	年度	種別																
昭和七年度	既	定	既	國庫補助金	正	101,000	既	市	定	3,650,000	債	正	3,650,000	既	一般歳入	0				
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
昭和八年度	既	定	既	國庫補助金	正	101,000	既	市	定	3,650,000	債	正	3,650,000	既	一般歳入	0				
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
昭和九年度	既	定	既	國庫補助金	正	101,000	既	市	定	3,650,000	債	正	3,650,000	既	一般歳入	0				
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
昭和十年度	既	定	既	國庫補助金	正	101,000	既	市	定	3,650,000	債	正	3,650,000	既	一般歳入	0				
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
昭和十一年度	既	定	既	國庫補助金	正	101,000	既	市	定	3,650,000	債	正	3,650,000	既	一般歳入	0				
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
昭和十二年度	既	定	既	國庫補助金	正	101,000	既	市	定	3,650,000	債	正	3,650,000	既	一般歳入	0				
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正
																	更正	更正	更正	更正

年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度	計
種別	同	同	同	同	同
豫算額	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	2,000,000,000
決算額	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	2,000,000,000
支出歩合(豫算總額ニ對スル)	100%	100%	100%	100%	100%
竣工延長	未	未	未	未	未
年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度	計
種別	同	同	同	同	同
豫算額	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	2,000,000,000
決算額	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	2,000,000,000
支出歩合(豫算總額ニ對スル)	100%	100%	100%	100%	100%
竣工延長	未	未	未	未	未

本事業費財源は右の如く失業救済事業としての國庫補助金六、五二二、二〇一圓(勞力費の二分の一)市債三一、九八五、〇〇〇圓及一般歳入二、七九九圓に需めて居るが、市債の償還財源は受益者負擔金(總事業費の五分の一即約七、七〇〇、〇〇〇圓)並下水道事業に對する國庫補助金(總事業費より受益者負擔金及失業救済事業費補助額を控除した金額二四、二八七、七九九圓の三分の一即八、〇九五、九三三圓)及市税に需める豫定であり、本事業施行に伴ふ市債費の増加分に對しては將來本市財政の状況を參酌し新增税等に依り市税の増收を圖り償還計畫の確實を期することになつて居る。

本事業に對する起債の許可は昭和八年度、同九年度に於て夫々左の通りであつた。

昭和九年二月三十一日 内務省七東地第三一二號

記

一、起債ノ時期及金額 昭和八年度 金二百七十五萬六千七百圓

但シ事業進捗ノ都合ニ依リ一部ヲ翌年度ニ繰延起債スルコトヲ得

昭和十年三月三十日 内務省九東地第一一九號

記

一、起債ノ時期及金額 昭和九年度 金三百五十八萬千圓

但シ事業進捗ノ都合ニ依リ翌年度ニ繰越起債スルコトヲ得尙短期債ヲ起シタルトキハ短期債ノ償還終期迄之ヲ延長スルモノトス

ハ、事業の進捗状況

本事業は昭和七年度に於て着手豫定の處同年度に於ては認可手續未済の爲起工の運びに至らず、昭和八年六月二十五日より工事を開始した。本年度末迄の支出額は約五百八十二萬二千二百三十五圓で豫算總額に對する支出歩合は一割五分一厘であり、竣工延長は十一萬三千三百八十九米に及んで居る。支出額、竣工延長の年度別内譯は左表の通りである。

年度別内譯

年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	計
種別	同	同	同	同	同	同	同
豫算額	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	2,000,000,000
決算額	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	2,000,000,000
支出歩合(豫算總額ニ對スル)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
竣工延長	未	未	未	未	未	未	未
年度 <td>同十三年度</td> <td>同十四年度</td> <td>同十五年度</td> <td>同十六年度</td> <td>計</td> <td></td> <td></td>	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度	計		
種別	同	同	同	同	同		
豫算額	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	2,000,000,000		
決算額	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	2,000,000,000		
支出歩合(豫算總額ニ對スル)	100%	100%	100%	100%	100%		
竣工延長	未	未	未	未	未		

(五) 自昭和七年度至同十四年度 繼續郊外下水道改良事業

イ、工事の概要

本事業は市郡併合前大崎町、高田町、西巢鴨町、巢鴨町、王子町、尾久町の六箇町及東部下水道町村組合（南千住町、日暮里町、三河島町）に於て夫々計畫實施中であつた下水道改良工事を、工事進捗等の状況に鑑み市域編入後も引續き施行するのを適當と認め本市に於て繼承したものであり、昭和八年三月初めには大久保町、瀧野川町の下水道計畫をも追加事業として併せ行ふこととなつたのであるが、更に東京都市計畫郊外下水道中砂町系統の向島區内中居堀及曳舟川沿岸地域が近時急激なる發展に伴ひ人家日に稠密を加ふる状況にあり、而も地盤一帯に低濕である上に主要排水路である前記兩水路が荒川放水路の開鑿によつて中斷せられ單なる入江と化して干潮時と雖も流出が意の如くでなく、附近人家及各種工場から排出する汚水は停滯して腐敗混濁し衛生上一日も忽せにすることが出来ないので、昭和九年三月末市會の議決を経之を本事業の一部として追加實施することになつた。

A、計畫流域面積並線路延長表

品川區 (大崎町)	流域面積	延長	名	稱	流域面積	延長
一七九・三 ^ハ	一四、〇八二 ^米	瀧野川區 (瀧野川町)	四五〇・七 ^ハ	三九、六九〇 ^米		

淀橋區 (大久保町)	一四九・〇〇	二五、八九一	荒川區 (尾久町)	一五〇・〇〇	四七、三八一
豊島區 (高田町)	二五四・〇〇	四六、九七四	南千住、日暮里、三河島町	五四三・〇〇	一一八、〇七〇
豊島區 (西巢鴨町)	四五五・〇〇	三七、六八一	計	二、八八九・一一	三六六、二九八
豊島區 (巢鴨町)	一八七・三七	一一、三七九	向島區	四一五・三三	六、二四〇
王子區 (王子町)	五二〇・六三	二五、一五〇	合 計	三、三〇四・四四	三七二、五三八

B、唧筒場

元東部下水道町村組合（南千住町、三河島町、日暮里町）施行區域中南千住町、隅田川沿岸最低地の排水上、小唧筒場を三箇所設置する外、施行區域内の排水上向島區に於て一箇所唧筒場を設置することになつて居る。尙右計畫の中南千住第三唧筒場は本年度に於て竣工した。

ロ、豫算並財源

本事業の豫算は當初八百八十五萬圓であつたが、市域擴張前に都市計畫の決定してゐた大久保町並瀧野川町の工事も併せ施行するものとし、且昭和八年度以降は之を失業救濟事業として行ふことになつたので昭和八年三月豫算總額を一千百九十一萬圓に更正し、更に昭和九年三月末市會の決定を見た砂町系統中向島區に於ける事業が昭和十年四月十六日内務省告示第二七一號を以て内閣の認可を得たので、其の豫算三百萬圓を併せ一千四百九十一萬圓とし施行年度も昭和七年度より同十四年度に延長した。事業費並財源の年度割は左の如くである。

年度	種別	事業費		引継金		國庫補助金		市債		一般歳入	
		既定	更正	既定	更正	既定	更正	既定	更正	既定	更正
昭和七年度		11,100,000	11,100,000	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和八年度		11,000,000	11,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和九年度		11,000,000	11,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和十年度		11,000,000	11,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和十一年度		11,000,000	11,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和十二年度		11,000,000	11,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和十三年度		11,000,000	11,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和十四年度		11,000,000	11,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0
計		110,000,000	110,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0

本事業費財源は各町よりの引継事業資金三三六、〇〇〇圓、失業救済事業としての國庫補助金(勞力費の二分の一即二、六二九、七八一圓)及市債(一一、九三三、八〇〇圓)其他に需めるものであるが、市債の償還財源は受益者負擔金(總事業費の五分の一即約二、九八二、〇〇〇圓)並に下水道事業に對する國庫補助金(總事業費より受益者負擔金、府補助金、失業救済事業費補助額を控除した金額八、六七一、二八六圓の三分の一即二、八九〇、四二八圓)府補助金(各町既指令額即六二六、九三三圓)及市税に需める豫定であり、本事業施行に伴ふ市債費の増加分に對しては將來本市財政の状況を參照し新增税等に依り市税の増収を圖り償還計畫の確實を期して居る。

本事業に對する起債の許可は昭和七年度より同九年度迄の間に於て夫々左の通りであつた。

昭和八年三月三十一日 内務省東地第六六號

一、起債ノ時期及金額 昭和七年度 金百七拾萬圓
昭和九年三月二十八日 内務省八東地第一八五號

一、起債ノ時期及金額 昭和八年度 金百七十二萬八千八百圓
昭和十年三月三十日 内務省九東地第一三一號

一、起債ノ時期及金額 昭和九年度 金百九十六萬五千八百圓

ハ、事業の進捗状況

本事業は合併後に於ける工事であり着手より日尙淺いのであるが、事業は順調に進んで起工以來の支出額約五百九十萬六千五百五十七圓で豫算總額に對する支出歩合は三割九分六厘であり、竣功延長は十二萬六千五米に及んで居る。支出額、竣功延長の年度別内譯は次の通りである。

年度別内譯

年度	種別	豫算額		決算額		支出歩合	
		既定	更正	既定	更正	ニ對スル	竣功延長
昭和七年度		11,000,000	11,000,000	3,800,000	3,800,000	34.5%	0
昭和八年度		11,000,000	11,000,000	4,200,000	4,200,000	38.2%	0
昭和九年度		11,000,000	11,000,000	4,800,000	4,800,000	43.6%	0
昭和十年度		11,000,000	11,000,000	5,200,000	5,200,000	47.3%	0
昭和十一年度		11,000,000	11,000,000	5,600,000	5,600,000	50.9%	0
昭和十二年度		11,000,000	11,000,000	6,000,000	6,000,000	54.5%	0
昭和十三年度		11,000,000	11,000,000	6,400,000	6,400,000	58.2%	0
昭和十四年度		11,000,000	11,000,000	6,800,000	6,800,000	61.8%	0
計		110,000,000	110,000,000	59,600,000	59,600,000	54.2%	0

同十一年度	1,220,000					同十四年度	300,000		
同十二年	200,000					計	18,210,000	200,000	18,410,000
同十三年	300,000						0	110,000	110,000

第四節 未着手事業

(一) 舊市域の部

舊市域に於ける下水道改良事業は明治四十四年第一期下水道改良工事に依り其の工を起して以來今日迄に時日を閱すること實に二十四年有餘其の間財政上の逼迫或ひは天災事變等幾多の障礙に遭遇したのであるが、各關係者必死の努力によつて遂に之を切り抜け今日の輝かしい改良下水道網の實現を見るに至つた。即ち日本橋區に於ては一〇〇パーセントの竣功振りであり、神田、淺草の兩區之に次ぎ下町方面の大部分及江東方面並山の手方面に一部基幹の工事を實施したのである。

随つて舊市域に於ては第一期完成事業は目下着々進捗中であるから、未着手事業としては第二期完成事業と完成計畫區域外の埋立地に對する事業の二であり、前者に在つては線路に付き完成計畫の約四割八分、三十六萬五千米を工費千三百五十萬圓を以て施行することになつて居る。

(二) 新市域の部

新市域に於ける下水道改良事業は合併前各町に於て施行しつゝあつた事業を引繼後、本市に於て繼

續郊外下水道改良事業として一括施行して居るに止り施行町數も僅かに十二であり、昭和九年度末に於て新に向島區の一部が施行されることになつた丈である。随つて本區域に在つては幹線、枝線工事の一部に手を着けたばかりで大部分は事業として未決定であり、計畫も東京都市計畫郊外下水道が其の總てとなく將來更に一層廣汎な充實せる計畫が樹立されねばならない状態である。

第五節 郊外下水道調査

(一) 總 說

本調査は市郡併合に伴ふ新市域中比較的人口稠密な區域に對し改良下水道計畫を確立するため之に必要な諸般の調査及設計を遂行するものである。蓋し近郊町村は中正の中葉殊に大震以來急激な膨脹發展をなし、之が排水施設の完備は保健衛生上は勿論住民日常の福利増進上缺くべからざる事に屬し従而各町村は舉つて下水道改良を要望するに至り、東京府は之が統一並助成の目的を以て大正十年より下水道調査に着手し昭和五年に至り所謂郊外下水道として幹線網設計を決定すると共に逐次各町村毎の枝線設計を樹て各町村に交付之が實施を促す處あり併合當時下水道事業に手を染むるもの十三箇町(第二章第三節參照)を數ふるの情勢であつた。

然れ共殘餘の町村に於ては未だ何等の具體的計畫なく且上記郊外下水道設計と雖も各町村に局限し

た下水道の終末を蒐集する幹線、唧筒場及汚水處分場の根幹のみを決定したものであつて、市郡併合に伴ひ之等各町村が本市に併合され一體となつた今日に於ては自然變更改正を加ふる必要ある而已ならず、其後近郊の發展は停止する處なく諸種の計畫も之に伴ひ幾多の變更増補を要する事態にあり右設計も亦之等諸般の情勢に順應し再検討を要し加之詳細なる枝線全般の計畫を樹立し置く必要あるを以て、本市は併合直後即昭和八年度より四ヶ年の豫定を以て之が調査に着手し目下着々進捗中で居る。

(二) 下水道調査の概要

- (1) 調査期間 自昭和八年度
至 同十一年度
- (2) 調査區域及面積

調査區域は既定郊外下水道設計排除區域の内品川區(舊大井町、品川町)、目黒區(舊目黒町、碑衾町)、荏原區(舊荏原町)、大森區(舊大森町、入新井町、馬込町、池上町)、蒲田區(舊蒲田町、羽田町)、六郷町、矢口町)、世田ヶ谷區(舊世田ヶ谷町、駒澤町、松澤村、玉川村)、澁谷區(舊澁谷町、千駄ヶ谷町、代々幡町)、淀橋區(舊淀橋町、戸塚町、落合町)、中野區(舊中野町、野方町)、杉並區(舊杉並町、和田堀町、井荻町、高井戸町)、豊島區(舊長崎町)、板橋區(舊板橋町、上板橋町、志村練馬町、中新井村、上練馬村、石神井村)、王子區(舊岩淵町)、足立區(舊千住町、西新井町、江北村)、向島區(舊隅田町、寺島町、吾嬭町)、城東區(舊龜戸町、大島町、砂町)、江戸川區(舊小松川町)、荒川區(舊三河島町、

尾久町)の各全區又は一部計十八區(舊町五十箇町村)

面積約一七、九一〇「ヘクタール」

(3) 下水線路

イ、幹線 既定郊外下水道設計の内舊大久保町及舊東部下水道町村組合にて既施行のものを除いた延長約一八六、〇〇五米に關し再調査をなし計畫を確立するものである。

ロ、枝線 既定郊外下水道設計は枝線の設計を除外して居たのであるが本調査に依り前記區域に對する計畫を樹立するものである。

(4) 唧筒場

既定郊外下水道設計に於ては汚水唧筒場四箇所のみを決定したのであるが本調査に依り雨水排除其他唧筒場増設の豫定である。

(5) 汚水處分場

既定郊外下水道設計羽田、江北、三河島、砂町四箇所の汚水處分場に關して再調査の上具體的計畫を確立するものである。

(三) 現在の進捗状況

- (1) 調査完了區域内面積

向島區(舊隅田町、寺島町、吾嬬町)、城東區(舊龜戸町、大島町、砂町) 足立區(舊千住町)、江戸川區(舊小松川町)、荏原區(舊荏原町)、品川區(舊大井町)、大森區(舊大森町、入新井町、馬込町の一部) 右面積二、三一五「ヘクタール」

總調査面積に對し進捗率 約〇・一三

(2) 下水線路

イ、幹線 延長 一九、七七五米 總調査延長に對し進捗率約〇・一一

ロ、枝線 面積 二、三一五「ヘクタール」 總調査面積に對し進捗率約〇・一三

(3) 唧筒場

砂町系統六箇所 總豫定箇所に對する進捗率約〇・四六

(4) 汚水處分場

砂町系統一箇所 總豫定箇所に對する進捗率約〇・三三

右調査進捗部分の内向島區、城東區、足立區、江戸川區の區域は既定東京都市計畫郊外下水道設計砂町系統であつて本調査の結果既定計畫の變更を要することとなり、昭和十年三月東京都市計畫委員會の議を経同月廿九日附内閣の認可を得且向島區に於て唧筒場並下水線路の一部を都市計畫事業として執行するの議に關し亦同日附内閣の認可を得て居る。(第二章第二節參照)

第四章 設備

第一節 管 渠

(一) 布設狀況

本市の改良下水道は舊市域の大部分に亘り約百十三萬千七百九十九米及新市域の品川、淀橋、豊島、瀧野川、荒川、王子、足立の各區に於て約三十一萬一千五百六十七米併せて約百四十四萬三千三百六十六米に達して居る。震災前迄の竣工延長が全市で僅かに約十五萬三千九百四十四米に過ぎなかつた昔を思へば誠に隔世の感がある。改良下水道の各區別分布状態を表示すれば次の通りである。

改良下水道分布表 (昭和十年三月末現在)

區名	種別		計	人	孔
	幹線	枝線			
麹町	一二六一・五・一二	五八、三六四・五四	七〇、九七九・六六		一、三七三
神田	九、七四一・七四	九五、四七五・七二	一〇五、二一七・四六		二、七一
日本橋	二、六六九・二四	一〇二、六一七・八〇	一〇五、二八七・〇四		二、一八〇
京橋	一、四六〇・六六	一〇三、九八四・五一	一〇五、四四五・一七		二、一六七

芝	一、七八六・二五	九〇、五〇九・七二	一〇二、二九五・九七	二、四〇一
麻	二、七三五・一〇	二二、三九八・四〇	二六、一三三・五〇	六二七
赤	三、二五六・二四	二〇、六六〇・四二	二三、九一六・六六	五三九
四	八七九・四七	二四、三一〇・七七	二五、一九〇・二四	六一一
半	五、一八八・〇四	四〇、八二〇・二八	四五、九四八・三二	一、〇八五
小	一一、〇七一・一〇	一八、二七六・一七	二九、三八三・二七	八〇四
本	二、一七七・二九	三三、五八一・九七	三五、七五九・二六	一一、一一〇
下	八、七五二・五一	九一、三六五・四九	一〇〇、一一八・〇〇	二、八九二
淺	一、五六〇・四四	一四二、一九〇・四九	一五三、七五〇・九三	四、一八九
本	二、六七三・九〇	一一三、五八三・三四	一一六、二五七・二四	三、〇一八
深	四、六一七・三〇	八一、四九八・七〇	八六、一一六・〇〇	一、九五二
小	九一、一六〇・四〇	一、〇四〇、六三八・三三	一、一三一、七九八・七二	二七、六五八
品	一、四七九・二九	五九、八五二・三四	五九、八五二・三四	九六八
淀	五、四八五・〇五	一四、八一八・七二	一六、二九八・〇一	三四四
豊	三、二六二・一七	七四、四一六・二七	七九、九〇一・三二	一、九四一
瀧	一四、五三六・二八	七、一五一・八〇	一〇、四一三・九七	三一一
荒	九、〇六三・〇四	六八、四七七・九一	八三、〇一四・一九	二、三七八
王		一一、一四九・四六	二〇、二一二・五〇	六五四

足	一、〇八五・六五	四〇、七八八・九三	四一、八七四・五八	九七九
小	三四、九一一・四八	二七六、六五五・四三	三一一、五六六・九一	七、五七七
合	一二六、〇七一・八八	一、三二七、二九三・七五	一、四四三、三六五・六三	三五、三三三

備考 本表の延長は國及他局課より引繼のものを含む

而して舊市域に於ける東京市下水道設計に對する改良下水道の竣功比率を各區別に擧げれば左の如くで、日本橋、神田、淺草、京橋、下谷の各區は八割以上の普及を見て略々完成の域に進んで居る。

改良下水道竣功比率 (昭和十年三月末現在)

區名	パーセント	區名	パーセント
日本橋	一〇〇・〇	深川	五五・一
神田	九三・九	四谷	四七・六
淺草	八九・六	赤坂	四二・七
京橋	八七・一	麻布	四二・〇
下谷	八三・四	本郷	三四・五
芝	五八・五	牛込	二九・一
麴町	五八・二	小石川	二五・七
本所	五七・五		

(二) 種別及延長

下水管の種別及其の大小別に依る管渠の延長内譯は次の如くである。

下水管渠種別内譯表 (昭和十年三月末現在)

下水管ノ種別	下水管ノ大サ	延	長
圓形管	内徑 四五糎以下 九〇糎以下		八〇五、一九五・二〇 三三三、六八九・七三
同	同		九六、〇八三・七四
同	同		四、八二二・六六
矩形渠	幅 一五〇糎以下		二〇、八四二・一一
同	同		三五、四八八・八三
同	同		一七、二九四・一二
馬蹄形渠	横徑 一五〇糎以下		一〇、六六六・九八
同	同		三七、六〇八・六四
同	同		二、五五四・〇〇
開渠	同		七一六・〇五
同	同		五五・七六
同	同		二〇三三・八九
卵形板伏計	渠 渠 渠		一、三八〇、九五八・〇〇

第二節 唧筒場

唧筒場は其の排水区内より流入する雨水又は汚水を唧筒力を用ひて吸揚し雨水は河濠に放流し汚水は之を次の唧筒場若は汚水處分場に送致する作業を爲すものである。

(一) 錢瓶町唧筒場

本場は麴町區大手町にあつて敷地面積一三四・九四アールを有し第一區低段(月島を除きたる京橋及日本橋の全部神田、麴町、四谷の一部並江川沿岸)の汚水及一部雨水を吸揚して中段幹線に送り其の流入面積は一、二一〇・二四八ヘクタール(但し新市域の流入面積を含まず)、流入水量は旱天時最大毎秒二・四一九立方米、雨天時最大毎秒四・三九二立方米で現在の主要設備は次の通りである。

種別	形状	其他	數量			效	用
			全計畫	既設	未設		
集水池	長巾深	一・二・二 六・〇・六 七・四・二	一	一	—	流入汚水ヲ本池ニ集ム	
集水池阻水扉	高巾	一・八米 馬蹄形	二	二	—	流入汚水ヲ調節ス	
沈砂池	長巾水深	二・二 一・二 五・一 三・〇 九米	二	二	—	汚水中ノ砂礫ヲ除去シ唧筒ノ磨損ヲ防グ	
揚泥機	移動式		二	二	—	沈砂池ノ沈砂ヲ汲揚ス	
溢格機	翼車型回轉式	徑八・五米	二	二	—	粗大浮游物ヲ除去ス	
汚水唧筒	電動機直結渦卷型	口徑四一〇耗 〇・二八五立米	一	一	—	低地區ノ汚水ヲ汲揚シ芝浦汚水處分場ヘ至ラシム	
同	ダイゼル直結渦卷型	口徑四二〇耗 揚水量 毎秒 〇・二八五立米	一	一	—	同	
同	電動機直結渦卷型	口徑六一〇耗 揚水量 毎秒 〇・七〇立米	一	一	—	同	
同	電動機直結渦卷型	口徑八一〇耗 揚水量 毎秒 一・四〇立米	二	二	—	雨天時濠ノ水位高キ場合、途中雨水吐ニテ吐ケザルモノヲ汲揚放流ス	
昇降唧筒	同	同	一	一	—	節渣及沈砂ヲ運搬ス	
昇降機	荷物用	同	一	一	—		

(二) 和泉町唧筒場

本場は神田區和泉町にあつて敷地面積四・六二アールを有し第二區中仲御徒町及松永町以西の汚水を吸揚して幹線に送るもので下水の流入面積は五五・八六八ヘクタール、流入水量毎秒〇・三二五立方米で主要設備として唧筒三臺あり、唧筒の形状其他次の通りである。

種別	形状	其他	數量			效	用
			全計畫	既設	未設		
汚水唧筒	電動機直結渦卷型	口徑二〇〇耗 揚水量 毎分 五・一立米	一	一	—	低地區ノ汚水ヲ汲揚シ三河島汚水處分場ニ至ラシム	
同	同	口徑二五〇耗 揚水量 毎分 八・五立米	二	二	—	同	

(三) 田町唧筒場

本場は淺草區田町にあつて敷地面積三二・二七アールを有し豪雨時に於ける第二區(淺草の全部、下谷、神田、本郷の一部)の大部より流集する雨水を吸揚して山谷堀に放流する作業をなす爲に設備せられたもので流入面積は二三九・六七ヘクタール、流入水量は雨天時最大毎秒一六・五四一立方米であつて之を吸揚する爲に現在七臺の唧筒を設備してあり、唧筒の形状其他次の如くである。

種別	形状	其他	數量			效用
			全計畫	既設	未設	
補助唧筒	電動機直結渦巻型	口径三〇〇耗	一	一	一	汲水池ヲ掃除ノ際溜水ヲ汲揚ス
雨水唧筒	揚水量	口径一、一四〇耗	六	六	一	滿潮時降雨ノ際雨水ヲ汲揚シ山谷堀へ放流ス

(四) 業平橋唧筒場

本場は本所區吾妻橋三丁目にあつて其の敷地面積四四・三五アールを有し第三區中業平橋排水區の雨水及汚水を吸揚して雨水は北十間川に放流し汚水は三ノ橋唧筒場に送る目的を以て設置せるもので流入面積二六八・一〇〇ヘクタール（新市域の流入面積を含まず）、流入水量は旱天時最大毎秒〇・八六二立方米、雨天時最大毎秒一八・〇七立方米で現在の主要設備は次の通りである。

種別	形状	其他	數量			效用
			全計畫	既設	未設	
堰止門扉	高中	一・五米 矩形	八	八	一	流入汚水ヲ調節ス
沈砂池	長中水深	一八・一八米 五・七三米	四	四	一	汚水中ノ砂礫ヲ除去シ唧筒ノ磨損ヲ防グ

種別	形状	其他	數量			效用
			全計畫	既設	未設	
揚泥機	移動式		四	四	一	沈砂池ノ沈砂ヲ汲揚ス
濾格機	格子型		四	四	一	粗大浮游物ヲ除去ス
汚水唧筒	電動機直結渦巻型	口径三〇〇耗	二	一	一	汚水ヲ汲揚シ三ノ橋唧筒場へ至ラシム
同	揚水量	口径五〇〇耗	二	一	一	同
同	同	口径四五〇耗	一	一	一	同
雨水唧筒	同	口径一、一四〇耗	六	三	三	雨天時雨水ヲ汲揚シ直接河川へ放流ス
捲揚機	傾斜路用型	毎秒 三・一立米	一	一	一	沈砂運搬車ヲ引上グ

(五) 三ノ橋唧筒場

本場は本所區徳右衛門町にあつて其の敷地面積四六・七三アールを有し第三區三ノ橋排水區の汚水及雨水並業平橋唧筒場より來る汚水を吸揚して雨水は堅川に放流し汚水は木場唧筒場に送致するもので流入面積六六〇・四九六ヘクタール（内二六八・一〇〇ヘクタールは業平橋排水區面積）、流入水量は旱天時最大毎秒二・〇八五立方米、雨天時最大毎秒二三・五四七立方米で現在の主なる設備は次の如くである。

種別	形状	其他	數量			效用
			全計畫	既設	未設	
堰止門扉	高中	一・五米 三・〇米 矩形	八	八	一	流入汚水ヲ調節ス

種別	形状	其他	数		效用
			全計畫	既設未設	
沈砂池	長巾水深 一八・一八米 六・〇六米 四・〇九米		四	四	汚水中ノ砂礫ヲ除去シ唧筒ノ磨損ヲ防グ
揚泥機	移动式		四	四	沈砂池ノ汚泥ヲ汲揚ス
濾格機	格子型		四	四	粗大浮游物ヲ除去ス
汚水唧筒	電動機直結渦巻型 揚水量 毎秒 〇・三五立米	口径四五〇 〇・三立米	二	二	汚水ヲ汲揚シ木場唧筒場へ至ラシム
同	同	口径六一〇 〇・七立米	三	二	同
同	同	口径八一〇 一・四立米	一	一	雨天時雨水ヲ汲揚シ直接河川ニ放流ス
雨水唧筒	電動機直結渦巻型 揚水量 毎秒 三・一〇立米	口径一四〇 一・四立米	七	四	雨天時雨水ヲ汲揚シ直接河川ニ放流ス
昇降機	傾斜路用型		二	二	簡渣及沈砂ヲ運搬ス

(六) 木場唧筒場

本場は深川區豊住町にあつて敷地面積八九・〇七アールを有し木場排水區の雨水及汚水竝三ノ橋唧筒場より來る汚水を吸揚して雨水は十間川に放流し汚水は砂町污水處分場に送るのであつて下水の流入面積一、二五・九〇一ヘクタール(内七五四・〇五ヘクタールは業平橋、月島及三ノ橋排水區の面積)で流入水量は旱天時最大毎秒三・九四八立方、雨天時最大毎秒二・五一七立方で現在の主要設備は次の通りである。

種別	形状	其他	数		效用
			全計畫	既設未設	
堰止門扉	高巾 一・八米 三・〇米	矩形	八	八	流入汚水ヲ調節ス
沈砂池	長巾水深 一八・一八米 五・二二米 七・五八米		四	四	汚水中ノ砂礫ヲ除去シ唧筒ノ磨損ヲ防グ
揚泥機	移动式		四	四	沈砂池ノ汚泥ヲ汲揚ス
濾格機	格子型		四	四	粗大浮游物ヲ除去ス
汚水唧筒	電動機直結渦巻型 揚水量 毎秒 〇・四五立米	口径五〇〇 〇・四立米	二	一	汚水ヲ汲揚シ砂町污水處分場ニ至ラシム
同	同	口径六一〇 〇・七立米	二	一	同
同	同	口径八一〇 一・四立米	二	一	同
雨水唧筒	電動機直結渦巻型 揚水量 毎秒 三・一〇立米	口径一四〇 一・四立米	六	四	雨天時雨水ヲ汲揚シ直接河川ニ放流ス
捲揚機	傾斜路用型		一	一	沈砂運搬車ヲ引上グ

(七) 南千住第三唧筒場

本場は荒川區南千住町にあつて敷地面積一六・一三アールを有し南千住一帯の雨水及汚水を吸揚して雨水は荒川に放流し汚水は三河島污水處分場に送る目的を以て設置せられ、其の流入面積五六・九八

一ヘクタール、流入水量は旱天時最大毎秒〇・三二〇立方米、雨天時最大毎秒二・二六六立方米で現在の主要設備は次の通りである。

種別	形状	其他	数量			效用
			全計畫	既設	未設	
阻水門扉	高巾	一・八〇米	二	二	—	流入汚水ヲ調節ス
沈砂池	長巾 水深	一三・六四米 二・一二米	二	二	—	汚水中ノ砂礫ヲ除去シ唧筒ノ磨損ヲ防グ 沈砂池ノ汚泥ヲ汲揚ス 粗大浮游物ヲ除去ス
揚泥機	移動式		—	—	—	粗大浮游物ヲ除去ス
濾格機	格子型		—	—	—	汚水ヲ汲揚シ三河島汚水處分場ニ至ラシム
汚水唧筒	電動機直結渦巻型 揚水量	口徑二五五米 六・八立米	一	一	—	同
同	同	口徑四六〇米 二三・七立米	—	—	—	同
雨水唧筒	電動機直結渦巻型 揚水量	口徑七六〇米 六八・〇立米	二	二	—	雨天時雨水ヲ汲揚シ直接河川へ放流ス 簡渣及沈砂ヲ運搬ス
昇降機	荷物用		—	—	—	

第三節 汚水處分場

汚水處分場は其の受持排水区内より流入する汚水及一部雨水を淨化處分したる後河海に放流するも

ので現在三箇所の處分場を有して居る。

(一) 三河島汚水處分場

本處分場は荒川區三河島町にあつて其の敷地面積一八・四六ヘクタールを有し第二區(淺草の全部、下谷、神田、本郷の一部)の汚水及雨水の一部を處分して荒川に放流するのであつて汚水及雨水の流入面積八二四・七九三ヘクタール、此の面積より流入する水量は旱天時一日最大六六・七二〇立方米、最大毎秒〇・七七二立方米、雨天時最大毎秒四・五八七立方米で本場の主要設備は次の通りである。

種別	形状	其他	数量			效用
			全計畫	既設	未設	
堰止門扉	高巾	二・一八米 馬蹄形	二	二	—	流入汚水ヲ調節ス
沈砂池	長巾 水深	一九・〇〇米 二・五〇米	二	二	—	汚水中ノ砂礫ヲ除去シ唧筒ノ磨損ヲ防グト共ニ爾後ノ處理ヲ簡易化ス
揚泥機	移動式		二	二	—	汚泥ヲ汲揚ス
濾格機	格子型		二	二	—	粗大浮游物ヲ除去シ爾後ノ處理ヲ簡易化ス
捲揚機	傾斜路用型		一	一	—	沈砂運搬車ヲ引上グ
汚水唧筒	電動機直結渦巻型 揚水量	口徑四一〇米 〇・二八立米	三	三	—	汚水ヲ汲揚ス

毎秒四・二七立方メートルまで其の主要設備は次の通りである。

種別	形状	其他	数量		效用	備考
			全計畫	既設未設		
阻水扉	巾一・八米	馬蹄形	二	二	汚水量ヲ調節ス	
汚水唧筒	電動機直結渦巻型 揚水量 毎秒 〇・四二立米	口径五・一〇米	一	一	汚水ヲ汲揚ス	
同	ダイゼル直結渦巻型 揚水量 毎秒 〇・四二立米	口径五・一〇米	一	一	同	
同	電動機直結渦巻型 揚水量 毎秒 〇・七〇立米	口径六・一〇米	二	一	同	
同	電動機直結渦巻型 揚水量 毎秒 一・三九立米	口径八・一〇米	二	二	同	
攪拌機	長 二・九米 巾 一・四六米	容量 二・三六立米 腐敗室 一・八二立米	二	二	三河島汚水處分場ヨリ壓送セル汚水中ニ混和シ沈澱ヲ促進セシム	
二階槽	深 一・〇六米		四	四	汚水中ノ浮游物質ヲ除去シ汚水ヲ腐敗分解セシメ爾後液減少シ且ツ腐敗汚泥ヲ消化シ	瓦斯探集装置 掘泥装置付
送渣唧筒			四	四	二階槽汚泥消化室内ノ消化	

種別	形状	其他	数量		效用	備考
			全計畫	既設未設		
曝氣槽	長 三・六〇米 巾 三・五〇米 水深 三・七〇米	容量 四・八〇立米	一	一	汚水ヲ曝氣シ之ニ酸素ヲ供給シ微粒及膠狀物質ヲ沈澱可能ナル促進汚泥トス	
送風機	電動機直結ターボブローワ		五	一	曝氣槽内汚水中ニ送風攪拌シ酸素ヲ供給ス	
第二沈澱池	長 三・四〇米 巾 三・三六米	容量 四・一六立米	四	四	曝氣後ノ汚水ヲ沈澱セシメル淨化水トス	
攝集機	三・四米角		四	四	第二沈澱池ノ汚泥ヲ攝集ス	
汚泥唧筒			六	一	第二沈澱池ノ汚泥ヲ汲揚ス	
消毒槽			一	一	消毒液ヲ汚水ニ混和セシメ有害細菌ヲ死滅セシム	
消毒機			五	一	汚水中ノ有害細菌ヲ死滅セシム	
汚泥乾燥床			三	三	汚泥ヲ脱水乾燥セシメ處分汚泥量ヲ減少ス	
汚泥削集機			二	二	乾燥汚泥ヲ削集ス	
汚泥運搬船	六〇立米積		三	三	乾燥沈泥ヲ運搬シ投棄ス	

(三) 芝浦汚水處分場

本場は芝浦三號地にあつて其の敷地面積一七・一九ヘクタールを有し第一區高段中段低段(麻布、赤坂の全部、芝、四谷、麴町の一部、本郷の大部、小石川、牛込、神田、下谷の一部及月島を除く京橋、

日本橋の全部並江戸川沿岸)の汚水及一部雨水を吸揚し處分をした後、海に放流するもので流入面積四、九一五・三七二ヘクタール(但し新市域流入面積を含まず)にして流入水量は旱天時一日最大三五六、六七四立方米最大毎秒四・二八立方米、雨天時最大毎秒一・二五九立方米で場内の主要設備は次の如くである。

種別	形状	其他	数		効用	備考
			全計畫	既設未設		
沈砂池	長三〇〇米 水深一・五八米 容量一一〇立米		二	二	汚水中ノ砂礫ヲ除去シ爾後ノ處理ヲ簡易化ス	高段用
沈砂採取機	廻轉型		二	二	二 沈砂池ノ砂礫ヲ採取ス	同
阻水扉	高巾二・二五米 高四〇米	矩形	一	一	粗大浮游物ヲ除去シ爾後ノ處理ヲ簡易化ス	同
同	高巾二・四四米 高四米	同	二	二	流入汚水ヲ調節ス	同
同	長一・九〇米 水深二・六〇米 容量二五立米		二	二	汚水中ノ砂礫ヲ除去シ爾後ノ處理ヲ簡易化ス	既設沈砂池二池 改造 中低段用
揚泥機	移動式		二	二	沈砂池ノ砂礫ヲ採取ス	中低段用

種別	形状	其他	数		効用	備考
			全計畫	既設未設		
汚泥搬出機	トロリー型		二	二	汚泥ヲ搬出ス	中低段用
濾格機	格子型		二	二	粗大浮游物ヲ除去シ爾後ノ處理ヲ簡易化ス	中低段用
汚水唧筒	電動機直結渦巻型	揚水量 毎秒 〇・二八五立米	二	二	汚水ヲ汲揚ス	高段用
同	同	毎秒 〇・七〇立米	一	一	同	同
同	同	毎秒 〇・七〇立米	一	一	同	同
同	同	毎秒 〇・四〇立米	一	一	同	同
同	同	毎秒 〇・四〇立米	一	一	同	同
同	同	毎秒 〇・五五立米	二	二	同	中低段用
同	同	毎秒 〇・五五立米	二	二	同	中低段用
同	同	毎秒 〇・七〇立米	一	一	同	同
同	同	毎秒 一・〇〇立米	一	一	同	同
同	同	毎秒 一・一〇立米	一	一	同	同
同	同	毎秒 二・〇〇立米	三	二	同	同
消毒機	クロレーター式		五	五	汚水ヲ消毒シ有害細菌ヲ死滅セシム	同
第一沈澱池	長四五・七二米 巾四五・七二米 水深三・六六米 容量七・六五〇立米		四	四	汚水中ノ浮游物ノ大部ヲ除去シ爾後ノ處理ヲ簡易化ス	第一沈澱池用
第一沈澱池	同		四	四	汚水中ノ浮游物ノ大部ヲ除去シ爾後ノ處理ヲ簡易化ス	第一沈澱池用
第一沈澱池	同		四	四	汚水中ノ浮游物ノ大部ヲ除去シ爾後ノ處理ヲ簡易化ス	第一沈澱池用
第一沈澱池	同		六	六	汚泥ヲ汲揚ス	同



進水式直後ノ竹芝丸（芝浦汚水處分場）

第四章 設備

汚泥槽	同	曝氣槽	消毒槽	曝氣機	第二沈澱池	探泥機	滓渣唧筒	再曝氣槽	再曝氣機	滓渣唧筒	集機	滓渣唧筒
深徑二・二米 容量一、五四〇立米	深徑一・四・五米 容量五〇〇立米	長九・八〇米 水深五・六米 容量四一五立米	クロレター式銅加装置付	シンプレッツクス式	長八五・〇米 水深三・六米 容量一、七〇〇立米	電動機直結渦巻型 口徑二〇〇立米	長八一・〇米 水深二・〇米 容量六、四六〇立米	電動機直結渦巻型 口徑三〇〇立米	電動機直結渦巻型 口徑三〇〇立米	電動機直結渦巻型 口徑二〇〇立米	電動機直結渦巻型 口徑二〇〇立米	電動機直結渦巻型 口徑二〇〇立米
四	一	三二〇	四	三二〇	四	四	一	三	二	三	三	三
三	一	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一
三分汚泥ヲ貯留シ脱水ヲ行ヒ處	同	汚水ヲ曝氣シ之ニ酸素ヲ供給シ能ク状態トス	汚水ヲ消毒シ有害細菌ヲ死滅セシム	汚水ヲ曝氣シ酸素ヲ供給ス	曝氣後ノ汚水ヲ促進汚泥ト分離沈澱セシム	第二沈澱池ノ汚泥ヲ採取ス	汚泥ヲ汲揚ス	活性ノ衰ヘタル促進汚泥ヲ曝氣シ之ニ酸素ヲ供給シ活性ヲ復活セシム	促進汚泥ヲ曝氣シ之ニ酸素ヲ供給ス	汚泥ヲ汲揚ス	汚泥ヲ汲揚ス	汚泥ヲ汲揚ス
汚泥船積用	汚泥船積用	汚泥船積用	汚泥船積用	汚泥船積用	既設沈澱池二池	同	同	既設沈澱池二池	既設沈澱池二池	既設沈澱池二池	既設沈澱池二池	既設沈澱池二池

洋渣運搬船	六〇立米積			
同	一二〇立米積			
		七	三	
			一	三
		七		一
		同		ス
				洋渣ヲ運搬シ東京灣ニ投棄



(四) 促進汚泥法試験設備

本市は輓近歐米各國で盛に行はれてゐる簡易で經濟的効果を收めてゐる促進汚泥法試験を行ふ事になり昭和二年より三河島汚水處分場に於て試験を開始してゐる。

此の方法には攪拌式、撒氣式及シンプレックス式の三つの代表的型式があつて本市は何れも此の設備を有して居り目下實驗中であるが、何れも良好の成績を納めてゐるので汚水處分上益々此の方法の適當であることを確認するに至り將來の汚水處分は此の方法により實施の計畫である。

今此の三型式による試験方法及設備の主なるものを述べて見ると次の如くである。

一、攪拌式

A、方法

攪拌機に依つて水面を掻き流速を與へて循流せしめ沈澱槽に於て汚泥を沈澱し表水を放流する。

B、主要設備

- イ、循流槽 (長サ一・一七五米、幅一・二九五米、深サ二・四二四米) 一箇
- ロ、沈澱槽 (長サ九・〇九米、幅九・〇九米、深サ二・五〇三米) 二箇

第四章 設備

- ハ、汚泥槽 (長サ五・三〇三米、幅三・九六三米、深サ三・〇三米) 一箇
 - ニ、攪拌機 二臺
 - ホ、汚泥唧筒 二臺
 - ヘ、掻集機 二臺
- 撒氣式にも附帯す
- 二、撒氣式

A、方法

曝氣槽底に撒氣盤を置き送風機に依つて空氣を噴出せしめて曝氣し沈澱淨化する。

B、主要設備

- イ、曝氣槽
- ロ、撒氣盤 (英國製品)
- ハ、ブローア
- ニ、送風機
- 三、シンプレックス式

A、方法

圓錐車を水表に於て廻轉せしめ水を四方に飛散曝氣し沈澱淨化する。

B、主要設備

- イ、曝氣槽 (長サ六・七〇六米、幅六・七〇六米、深サ四・四五八米) 一箇
- ロ、沈澱槽 (長サ五・四八六米、幅五・四八六米、深サ五・七九一米) 一箇
- ハ、柵 (長サ一・二一九米、幅一・二一九米、深サ二・〇〇〇米) 二箇
- ニ、圓錐車

第四節 設備費其他

管渠の埋設に於て本年度は昨年度に比較し約十一萬五千六十米の進捗を示して居る。唧筒場は舊町時代より建設中であつた南千住第三唧筒場が昨年度末に於て漸く完成を告げ、之で本市の唧筒場は合計七箇所となつた。汚水處分場は芝浦唧筒場が在來の假設備を擴張すると共に計畫の内容に於ても沈澱放流式を高級處理としたため、芝浦汚水處分場と改稱し昨年度末迄に沈澱池一箇、貯水池三箇の増設あつた。排水場は昨年度に於て五ノ橋南、堀切、小谷野、柳原、曙各排水場が新設或は引繼れた。是等の建設其他に要した費額は總計八千七百十四萬九千六百三十六圓餘で、之を各種別に内譯すと次の通りである。

第五章 作業

管理延長百米當及一箇當	〇・四四二	立方米
汚泥量	六九四・四二	立方米
修繕員數	八〇・〇〇	員
管理延長及同箇數ニ對スル千分比 (補修歩合)	〇・五	
費額	一八八、三七七・八四	円

備考 累年比較は卷末各種統計の部参照

八〇

(二) 出張所別作業実績

更に右表に付て之を下水課各出張所の管轄各區別に調査すれば左表の通りである。

出張所	區別	作業内課			人夫延數
		補修	延長	汚泥量	
奥服橋	駒町、神田ノ大部、日赤坂、京橋、芝、麻布	三三九・七五	一五七、四一〇・〇〇	一、三四三・〇二	二二、九八五・六一
	本橋、四谷、牛込、神田ノ一部、浅草、下谷、浅草	七七・五〇	二〇六、八九七・五一	三、八三六・二四	一五、八〇〇・五二
木場	本所、深川、京橋ノ一部	四〇・〇〇	二一五、四七九・二〇	九〇三・九四	七、五二二・〇〇
	計	四五七・二五	五七九、七八六・七一	六、〇八三・二〇	四七、三〇八・一三
奥服橋	品川、淀橋	七・〇〇	二九、四九〇・〇〇	一四二・三五	一、五九一・九二

(詳細は卷末各種統計の部参照)

浅草 豊島	四六・〇〇	三、六一四・〇〇	一、〇二二・〇〇
日暮里 王子、足立、荒川	一八四・一七	二二、三五一・七四	五一〇・〇七
計	二二七・一七	五五、四五五・七四	六五二・四二
合計	六九四・四二	六三五、二四二・四五	六七三・五・六二

第二節 唧筒場

唧筒場は晴天時には管轄排水区内の下水道から流集する汚水を揚水して次の唧筒場又は汚水處分場に送致し、雨天時には排水区内の下水道から流集する雨水を附近の河川に放流して其の区域内の汎濫を防止するものである。江東方面の低地に所在する業平橋、三ノ橋、木場の三唧筒場は雨天時には雨水唧筒場としても大いに活動して居る。田町唧筒場は豪雨時にして且満潮時に際會せる時運轉を開始するのであるが、其の結果浅草、下谷の内新堀川沿線一帯の松葉町、田島町、入谷町、光月町から吉原、千束町、田町にかけた低地中の低地が田町唧筒場設置以來雨水氾濫の被害から全然免れるやうになつた。

昭和九年三月三十一日南千住排水場に代つて南千住第三唧筒場が新設されたが、今後同方面の受け

る利便は尠くない。

是等の唧筒場が活動をなすに要する費用は本年度に於ては二十萬六千九百九十五圓餘で之を過去七年間と比較して見ると次の如くである。

年 度	作 業 費	受 水 量	受水量百立方米當作業費
昭和二年 度	六、一二三・一〇	一、四三六、四一二・六	〇・四二六
同 三 年 度	四〇、〇九六・一五	七、一九六、五七三・二	〇・五五七
同 四 年 度	一六五、二八一・六一	四九、五四六、一九四・九	〇・三三四
同 五 年 度	一二六、二一四・九〇	九七、二八七、九〇五・九	〇・一二九
同 六 年 度	一八四、八六〇・六二	一二五、〇六三、八二一・二	〇・一四八
同 七 年 度	一八〇、三四九・三二	一三四、七三七、二八一・〇	〇・一三四
同 八 年 度	二〇二、四〇八・一〇	一三六、四九七、一三六・〇	〇・一四八
同 九 年 度	二〇六、九九五・七一	一四七、七九八、〇二六・〇	〇・一四〇

次に本年度の作業費及受水量を各唧筒場毎に内譯すると次の通りである。

唧筒場名	算 決	算 決	受 水 量
錢 瓶 町	六七、〇九五・〇〇	六七、〇五八・一六	四七、六〇九、五二五

和 泉 町	田 平 橋	業 橋	三 橋	木 橋	南 千 住 第 三 場	計
八、六〇三・〇〇	二六、二七九・〇〇	三八、七七一・〇〇	五二、二〇一・〇〇	七、八八五・〇〇	二〇〇、八三四・〇〇	二〇六、九九五・七一
七、五九〇・四一	二七、五六五・一九	四〇、四〇六・一一	五六、九五六・六四	七、四一九・二〇	二〇六、九九五・七一	二〇六、九九五・七一
二、〇六三、一三三	一五、三六七、九五六	三〇、九二九、三六五	四九、二七七、九二〇	二、五三六、七六七	一四七、七九八、〇二六	一四七、七九八、〇二六

(詳細は巻末各種統計の部参照)

第三節 汚水處分場

汚水處分場は下水の最終的處分を爲す處であるから其の作業も唧筒場に比して大々的となり従つて其の諸設備も唧筒場の遠く及ぶ所でない。今三河島汚水處分場に付き其の作業を一通り述べて見ると處分場に到達する下水は先づ沈砂池に入り此處で下水中の粗大固形物を除去し、濾格機に依り浮遊物を取去つた後唧筒を用ひて之を沈澱池に導き微細物を沈澱せしめ其の沈澱滓は滓渣唧筒に依つて滓渣槽に送り數日間静置し上層の水分を除去した後濃厚滓渣は之を運搬船に依つて搬出する。一方沈澱池の上澄水は導水渠を経て濾過床に送り溶解有機物を細菌酸化作用によつて分解せしめ更に最後沈澱

井に於て尙殘存する微細固形分を杆止した後下水吐口より河川に放流するのである。
 芝浦污水處分場の處分方法は依然として暫定的のもので沈澱放流式に殺菌装置を施したものであるが、最新式設備として汚泥を腐敗から防ぎ、掃除の便に供する爲汚泥掻集機を用ひ沈澱した汚泥を中央に掻き集め唧筒に依り揚泥して居る。

本場は將來促進汚泥法に依る高級處理を行ふ豫定で、其の爲三河島污水處分場に於て昭和二年より攪拌式、撒氣式、シンプレックス式の三式につき實用的規模の試験設備を設け種々試験をして來たのであるが、何れも良好なる成績を得て居る。採用に當り何れの方法を選ぶかは頗る重要な問題であるが、要するに芝浦の如き土地柄で大處分場を計畫するには第一に所要面積の尠からん事に留意せねばならぬと同時に、將來の維持費の少ない事を要するのであつて茲に重點を置き目下研究中で近く成案を得て着手する積りである。

砂町污水處分場も將來は促進汚泥法に依る新装置を施すべき計畫であるが、現在は到達生下水に對し適當な殺菌装置を施し水汚淨化の上海に放流して居る。

是等の污水處分場が活動をなすに要する費用は本年度に於ては三十六萬三千七百十二圓餘で其の他受水量、滓渣量等の累年比較を表示すれば次の通りである。

年 度	受 水 量	滓 渣 量	作 業 費	受水量百立方 米當作業費
昭 和 二 年 度	二五、六九八・六〇二 ^{立方}	四九、三八五・四 ^{立方}	一一〇、三七一・三六 ^圓	〇・四二九
同 三 年 度	三八、〇五四、〇三六・六	一〇三、一〇六・一	一一九、一九四・〇九	〇・三一三
同 四 年 度	八一、九一九・六一九・五	一四九、一九〇・九	一一一、七五四・三四	〇・一四八
同 五 年 度	一一一、三一八、五八二・六	一四三、六九五・九	二四八、七六六・〇八	〇・二〇五
同 六 年 度	一四〇、三六四、四一九・四	一五〇、八九九・四	三五四、〇九一・六一	〇・二五二
同 七 年 度	一六五、三三六、七七六・〇	一三〇、六八九・二	三五五、三四〇・九一	〇・二一三
同 八 年 度	一五七、九二六、三九三・〇	二七二、五五三・八	三六八、三九八・七四	〇・二三三
同 九 年 度	一九二、六四八、七八七・〇	四五七、九三九・二	三六三、七一二・〇八	〇・一八九

次に本年度の作業費、受水量及滓渣量を各處分場毎に内譯すると左の如くである。

處 分 場 名	作 業 費		受 水 量	滓 渣 量
	豫 算	決 算		
三 河 島	一四三、七三八・〇〇 ^圓	一五一、〇六六・三五 ^圓	三五、四四三、五三三 ^{立方}	六四、四六四・〇〇 ^{立方}
砂 町	七六、〇〇八・〇〇	六七、一七二・三一	四一、五九二、〇〇六	一、六一〇・二
芝 浦	一九〇、三九五・〇〇	一四五、四七三・四二	一一五、六一三、二四八	三九一、八六五・〇
計	四一〇、一四一・〇〇	三六三、七二二・〇八	一九二、六四八、七八七	四五七、九三九・二

(詳細は卷末各種統計の部参照)

第四節 排水場

荒川放水路沿ひの一帶の低地は、放水路の竣功後昔時の大水害からは漸く免れることとなつたが、豪雨時に際しては依然として氾濫を繰返して居る。之が爲舊町村の住民は其の排水施設を是非とも必要として各要所々々に排水場を設け豪雨に依る浸水豫防に努めて居た。

本市は市郡併合と同時に是等の各排水場も當然引継ぐこととなつたが、其の排水區域たる向島、城東、江戸川の各區に於ては未だ改良下水道の施設されるものなく、従つて唧筒場の設備もないので舊町村の排水場を其の儘使用して今日に至つて居る。

左表は本年度の各排水場作業概要であるが、六軒堀、渡船場、五ノ橋、柳原各排水場に於ける排水量は何れも八萬立方メートルを越へ、三區の境に面する六軒堀に於ては九萬八千立方メートルとなつて居る。而してこの經營に要した費用は五萬一千三百五十一圓八十九錢(決算)である。

各排水場作業概要(昭和九年度)

排水場名	排水區域	唧筒		延運轉時間	排水量	電力使用量	揮發油使用量	一寺間當リ使用量
		馬力	口径					
柳原	二區	一五	一〇	一一・〇〇〇	八、八三三・五	—	—	—
小谷野	六區	一五	一〇	一〇・〇〇〇	一七、七三三・〇	—	—	—
堀切寺	三〇區	一五	一三	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
萩野寺	八區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一三、七七一・三	—	—	—
元萩寺	九區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一三、七七一・三	—	—	—
熊野	一一區	一〇	一〇	一〇・〇〇〇	一三、三三三・〇	—	—	—
阿彌陀	一一區	一〇	一〇	一〇・〇〇〇	一三、三三三・〇	—	—	—
御橋	一一區	一五	一五	一〇・〇〇〇	二〇、九七三・七	—	—	—
五ノ橋	六區	一〇	一〇	一一・〇〇〇	八、八三三・五	—	—	—
五ノ橋	六區	一〇	一〇	一一・〇〇〇	八、八三三・五	—	—	—
愛宕	三〇區	一〇	一〇	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
釜屋	三〇區	一〇	一〇	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
釜屋	三〇區	一〇	一〇	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
原治	二六區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
紋兵衛	三三區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
北本所	三三區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
南本所	三三區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
小松目	一九區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—

排水場名	排水區域	唧筒		延運轉時間	排水量	電力使用量	揮發油使用量	一寺間當リ使用量
		馬力	口径					
柳原	二區	一五	一〇	一一・〇〇〇	八、八三三・五	—	—	—
小谷野	六區	一五	一〇	一〇・〇〇〇	一七、七三三・〇	—	—	—
堀切寺	三〇區	一五	一三	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
萩野寺	八區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一三、七七一・三	—	—	—
元萩寺	九區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一三、七七一・三	—	—	—
熊野	一一區	一〇	一〇	一〇・〇〇〇	一三、三三三・〇	—	—	—
阿彌陀	一一區	一〇	一〇	一〇・〇〇〇	一三、三三三・〇	—	—	—
御橋	一一區	一五	一五	一〇・〇〇〇	二〇、九七三・七	—	—	—
五ノ橋	六區	一〇	一〇	一一・〇〇〇	八、八三三・五	—	—	—
五ノ橋	六區	一〇	一〇	一一・〇〇〇	八、八三三・五	—	—	—
愛宕	三〇區	一〇	一〇	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
釜屋	三〇區	一〇	一〇	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
釜屋	三〇區	一〇	一〇	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
原治	二六區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
紋兵衛	三三區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
北本所	三三區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
南本所	三三區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—
小松目	一九區	一五	一五	一〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—

逆井	三六	二〇	三	一	八、五九・五五	二、五九・五八	一三、〇〇	一、五
龜高	一八	一〇	一〇	一	八、七〇・一〇	一、七〇・一〇	一、七〇	一、五
治兵衛	三九	二四	一一	一	四、四〇・四〇	六、四〇・三三	一、七〇	一、五
木母寺	二四	三三	二〇	一	二、三〇・三〇	一、六二・一〇	三、〇〇	一、五
大堤	五二	五〇	三〇	一	三、九〇・一〇	一、八〇・八七	一〇、〇〇	一、五
大堤	四四	四〇	三三	一	三、〇〇・一〇	三、九〇・一〇	一、〇〇	一、五
沼關	四四	一五	二四	一	四、九〇・一〇	一、八〇・八七	一、〇〇	一、五
西部	四三	四〇	二八	一	一、八七・三三	二、八七・三三	一、〇〇	一、五
中部	一四〇	一〇〇	四〇	一	四、〇〇・一〇	五、七三・七三	(輕)二、六六	一、五
東部	一一	二五	一八	一	八、〇〇	七、九七・三	六八	一、五
六軒	一一	五〇	二四	一	二、七〇・三三	九、八〇・五八	九七、二〇	一、五
渡船場	一〇	五〇	三三	一	三、〇一・一〇	九、三〇・六六	三、〇〇	一、五
中井	一〇	一〇	一八	一	〇、〇〇・〇〇	一、〇〇・〇〇	一一、二五	一、五

第五節 水質試験

下水は上水と異なり如何なる點迄淨化されて居れば、河川及海水を汚染せざるやを考慮に入れなけ

ればならず、又下水管維持及下水處分作業に及ぼす影響の見地から見れば下水中に衛生的に見て何等有害な物質を含まぬ場合であつても、下水管を腐蝕せしむるが如き酸、アルカリ其の他の薬剤を含む場合或ひは下水管を填充するやも知れない土砂、粘土を含有する場合は之等に對し適當の豫防策を講じなければならず、其の含有物質により其の處分法の如何も考究しなければならぬ。例へば三河島汚水處分場の如く撒布濾過法による所にあつては溶存汚染物質によつて相當濃き下水はさして苦にならないが、浮遊性物質の多少は非常な影響を與へるのである。蓋し撒布濾過法は生物化學的酸化作用を主とするを以て、溶存物質は容易に酸化し得るが、浮遊物質は碎石上に物理的に殘留され、それが更に分解(有機物は瓦斯化、液化)して後酸化されるので浮遊物質多き下水の場合には碎石上に分解し盡されぬ物質を殘留することにより碎石を填充して濾過速度を遅くすることは勿論、空氣の疎通を缺いて酸化作用を害し、その上に下水の濾過地に特有な Filtrify の培養になつたりする。一方活性汚泥法による場合は浮遊物質よりも寧ろ溶存物質による濃度に因つて左右されることが多い。是は活性汚泥の浮遊物の凝集、吸着作用等により浮遊物質は比較的容易に除去され得るのであるが、撒布濾過法の如く酸化作用旺盛でない爲に溶存物質の酸化に於て十分でない場合があり、加ふるに活性汚泥は酸、アルカリ、タール、フェノール類其の他の薬剤によつて鋭敏な影響を受け易い爲である。故に下水の第一沈澱に於ても撒布濾過法を採用するとせば、之を十分に利用して浮遊固形物の除去に力を盡

さねばならないが、活性汚泥法によるとせば、それ程迄に長時間の沈澱時間によつて浮遊固形物の除去に努むることは、生下水を益々腐敗させ次いで行ふべき曝氣槽に於て酸素に對する要求量を大にすることに於て餘り有益と云ひ難いのである。

斯くの如く下水の淨化の程度或ひは含有物質の如何は衛生上又は施設物の維持管理上重大な影響を及ぼすことになるので、下水の水質を検査することは汚水處分上缺くことの出来ない重要事である。此の爲に本市は三河島汚水處分場に於て常に同處分場の下水に付ては固より其の他芝浦、砂町兩汚水處分場、業平、三ノ橋、木場の各唧筒場、荒川、隅田川、品川近海等の下水、河海水につき水質試験を施行しつゝある。其の試験成績の詳細は卷末各種統計に於て示す如くであるが、下水は沈砂池、沈澱池を経て殺菌装置により或は曝氣槽、濾過床に於ける酸化作用に依り次第に清淨となり、傳染病菌は死滅せしめられ増殖せざるに至るのである。

第六節 公設下水道の自費工事

(一) 總説

公道内に屬する下水道の築造は義務として市が之を施設し私人をして築造せしむる規定はない。然し乍ら本市の下水道は財政上の都合其他により施設の緩急あるは免れ難く、随つて自費を以て公道

内に下水道を築造の上既設公設下水道に連絡せんと希望する者が多くあるので、不取敢歳入出豫算に其の受託事業費を見込み民意を容るゝ準備をして來たのであるが、近年一層其の取扱ひを増して來ると共に據るべき法規のない事は如何にも不都合なので、遂に東京市下水道條例を改正して取扱の根據を明にすることとし、昭和八年十月二十日市會第二百三十一號を以て第六條ノ二を制定した。

第六條ノ二 公道内ニ下水道ノ施設ヲナシ本市ニ寄附セムトスル者アルトキハ市長之ヲ許可スルトヲ得。

右條文により今後公道内に下水道の施設をなさむとする者は、費用は負擔するも工事は本市に委託して代施設をなす者或は費用も工事も自ら負擔する者何れも竣功後之を寄附する條件の下に市長の許可を受けて築造することが出来るやうになつた。

(二) 受託工事

私人が公道内に下水道を築造する場合に其の費用のみ負擔して工事の實施は本市に委託して行ふものが所謂公設下水道の受託工事である。是は大正十三年度より實施されて居るが、本年度に於ては件數十九、下水道延長は約二百四十五米であり、是に要した費用は六千九百二十圓餘である。

各區別内譯の累年比較は左表の通りであるが、表中件數のみあつて下水道延長のないのは樹の設置に止つた爲である。

第六章 私設下水道

第一節 總 說

(一) 普及状況

私設下水道の施設即ち宅地下水を公設下水道に排泄することは下水道事業最初の目的であると同時に最終の目的であつて公設下水道の設備のみを以てしては下水道本来の目的たる保健衛生を完ふし得ないことは謂ふ迄もない。即ち公設の改良下水道の普及と之を利用する私設下水道普及の程度とは都市の衛生状態を如實に物語るものと云ふことが出来る。

本市は大正十年十二月東京市下水道條例を設定した。而して大正十一年下谷、淺草方面の下水道網が大體完成し三河島汚水處分場亦竣成を告げたので同條例に依り同区域内を私設下水道の施設をなすべき區域と指定し之が施設の普及促進に努め愈々實施期に入らんとしたる際の大震に遭遇し遺憾乍ら一頓挫を來たすに至つた。

然しながら帝都復興事業の進捗と相俟て前記下谷淺草の区域内は勿論、下町一帯に下水道が布設せられ更に其の後の本市下水道改良工事、速成工事等に依り私設下水道告示區域となるもの甚だ多く是

等の各區に對して之が施設の普及宣傳をなした結果、一般市民の緊切なる需要を促進すると共に舊市域に於ける施設済戸數は漸次増加し本年度末に於ては十萬三千二百十二戸、其の告示戸數に對する施設割合は約六割であり、新市域に於ても品川區を始め七區に亘つて三萬二千三百二十四戸の施設済戸數が存在して居る。

舊市域に於ては汚水處分場にて尿尿の高級處理をすることが出来るので、告示區域内の改良下水道は市街地建築物法施行規則第十二條第一項及第一百五十條に依り警視總監の指定を受けて居る。従つて水洗式便所の施設が出来るので本市は同區域内に於ける其の設置を奨励し、本年度末の取附戸數は二萬二千四百一十一戸に達して居るが、新市域に於ては未だ處分場の建設がないので其の取付は不能である。

山の手方面の各區に於ては管渠の埋設は終つても芝浦汚水處分場が未だ完成に至らない爲め、私設下水道の施設を爲すべき區域として告示されて居ない部分が多いから、當該汚水處分場竣工の曉には私設下水道の施設を爲すべき戸數の激増するは當然であり、告示と共に是等の部分に私設下水道の施設が爲され水洗式便所の普及を見るときは本市の衛生状態は更に一段と改善されるに至るであらう。

私設下水道普及状態表 (昭和九年度末現在)

私設下水道代設計及代施設表 (昭和九年度末現在)

區名	代設計			代施設		
	申請件數	手數料	申請件數	竣功件數	竣功戸數	施設費
龜田町	四〇	六七五・四五	二八	二五	三五	七、九八四・七二
神橋	三一三	一、五九四・一九	一一一	一一九	一九三	一五、八七八・九八
日橋	三〇二	二、〇四四・七四	一八〇	一七五	二八八	二七、五九四・六五
京橋	二五一	一、五二二・四二	一五四	一四六	二三四	一七、七一・五五
芝布	一二七	一、〇九七・二〇	八一	八一	一七〇	一〇、七四七・六五
麻坂	一六	一〇七・九一	五	五	六	三八二・二二
赤坂	一六	一七〇・四八	一一	一一	二六	一、八四七・七一
四谷	四	六三・一四	二	二	一九	六二・三・四一
牛込	六	三四・四七	三	三	一一	一七・七・六一
小石川	一	三四・四〇	一	一	一	一
本郷	二	一五・八七	一	一	一	一
下谷	二九	一四九・一八	七	七	一四	四一・六・三〇
浅草	八九	四四九・三六	一八	一八	三〇	四、三一・九・二三
本所	四三	一、一〇六・一六	二一	二一	三六	五、七七・三・二五
深川	四六	一、六五二・八八	一五	九	九	一、二、三一・八・四五

小計	合計
一、二七八	一、二八三
一〇、七一一・八・一五	一〇、七六七・一五
六四七	六五〇
六三三	六二五
一、〇七一	一、〇八一
一〇五、七七五・七三	一〇六、〇二一・四九

第二節 普及宣傳

私設下水道の宣傳に關しては戸別宣傳に依り施設促進を計る方法あるも、昭和八年一月よりは専ら町會等を中心として私設下水道施設宣傳講話會を開催し町會役員又は地主、家主等と懇談的に連絡を取り以て町内に施設機運を促進することにし爾來其の方針を踏襲して來たのであるが、本年度に於ては四月六日京橋區和光堂學園に於ける第一回より年度末迄に九十三回(昨年度に比較し十七回増)の講話會を小學校、警察署其の他に於て開催し趣旨の貫徹に努力して來たのである。詳細は左表の通りである。

私設下水道宣傳講話會開催狀況 (昭和九年度)

町別	月別												計			
	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月				
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員數	—	—	—	—	—</											

舊地域の如く改良下水道の普及著しい地域に於ては是等公共溝渠は前述の通り年々減少の一路を辿つて居るが、反之、新市域に於ては水利組合法の定むる處により水利組合に於て管理権を行つて居る特別の水路が多数存在し、是等の水路は灌漑、排水等の目的を以て設けられたものであるが、逐次展け行く市街化の影響を受けて組合を廢止して之を本市に引継ぎ又は其の下水路化した部分を組合の水路から削除し一般の公共溝渠に爲さんとする傾向のあることは已むを得ないことであり今後益々増加するものと思はれる。

第二節 分布状況

公共溝渠の分布状況は新市域に於て極めて大である事は前述の通りであるが、左表に付て延長、面積の平均値を求め舊新の比較をして見れば舊市域に於ては延長二、八〇三米、面積二五・三八アールであるのに對し、新市域に於ては延長五四、〇八一米、面積八五二・六〇四アールであり就中葛飾區に於ては延長一二〇、七五五米、面積三、一七七アールとなつて群を抜き足立、江戸川兩區が之に續いて居る。是に鑑みるも新市域に於ける公共溝渠の整理、改善、而して改良下水道の普及、發達には更に一層の努力と幾多の歳月とを必要としなければならぬ。

本年度末現在の全市分布状況を擧げれば次の通りである。

區名	延長	面積	區名	延長	面積
麩田町	七、二四八	六七・一七	大森	七七、三二五	七八六・六四
神橋	一四五	〇・七三	浦田	六三、一八五	六八八・四六
日本橋	二、三三一	八・一七	世田谷	五〇、〇一三	五一七・八三
京橋	四、五七七	四五・七七	澁谷	三一、七四三	五八九・二五
芝布	五、五〇三	四四・〇四	中野	四二、九二三	四八〇・八二
麻坂	三、七八六	三七・六一	杉並	二九、六七四	二三五・二七
赤坂	三、一〇六	五八・三六	豊島	三六、三九八	四七一・四五
四谷	四、四九四	四一・五九	荒川	二二、四二五	三六二・一九
牛込	五、八〇四	四五・一九	瀧野川	五〇、七三六	三〇二・九三
小石川	二、一〇五	一五・一一	王子	六六、〇五八	四一五・〇四
本郷	二、二三七	一〇・九六	板橋	六九、六五四	九九七・三一
浅草	七・一〇	六・〇〇	足立	九六、九三六	一一、二五〇・〇九
本所	—	—	向島	五一、五七〇	九七三・八〇
深川	—	—	葛飾	五七、二七七	九一〇・二八
小計	四二、〇四六	三八〇・七〇	城東	一一〇、七五五	三一七七・一九
品川	四、八六八	三二五・四八	江戸	九二、二二四	一、八四七・五四
目黒	二、八〇六	二九四・〇〇	小計	一〇八、六二〇	一七〇五・二〇八
荏原	一、〇〇五	一二・四五	合計	一一三、六六六	一七、四三二・七八

第三節 維持管理

元來公共溝渠は開渠を主とするもので板柵で護岸が出来て居り甚だしいのになると土羽の儘のものもあり、又「コンクリート」柵の比較的念の入つたものもあるが要するにその維持管理には手の掛るものが多い。そこで維持管理作業は補修並浚渫に大別して行つて居り土木局各區出張所に於て夫々施行して居る。是に要する費用は本年度は十五萬六千五百九十六圓餘であり一米當り十五錢となつて居る。
(卷末各種統計の部参照)

本年度に於ける各區別作業実績を表示すれば次の如くである。

區名	補修	浚		汚泥量 <small>立方米</small>	深		維持費
		延長	汚泥量		人夫延數	維持費	
芝	九七・〇〇	三、一八三・〇〇	一一一・〇〇	九九四・〇〇	一、九四六・五七〇		
京	一〇〇・〇〇	二七、七三二・〇〇	三九・三三九	九三・〇〇	二三八・四三〇		
日本橋	一四・四〇	二一八・〇〇	三三・二〇	七六・二〇	二四四・五二八		
神田	二五〇・〇〇 <small>延米</small>	二二、八九八・〇〇	一七五・二〇	五三五・〇〇	一、〇六一・三七〇		
麹町							

區名	補修	浚		汚泥量 <small>立方米</small>	深		維持費
		延長	汚泥量		人夫延數	維持費	
麻布	三〇五・四〇	一一、三五五・〇〇	一八五・七〇	八四八・〇〇	一、七一八・四一〇		
赤坂	一四六・三二	五、四六〇・〇〇	四一二・八八	七九七・六一	一、九三三・四八〇		
四谷	六九・〇〇	四、三七八・〇〇	二二・七〇	七五五・七七	一、五六一・一四〇		
牛込	四七七・二〇	一、四六三・〇〇	一二五・五五	九二九・三七	一、九四六・六〇五		
小石川	三五三・〇〇	二、九六三・〇〇	八四・〇〇	八一九・〇〇	二、三三六・二〇〇		
本郷	八〇・〇〇	四、四八九・〇〇	一四八・八〇	五六〇・〇〇	一、一六一・六一〇		
下谷	二二二・〇〇	二、二三六・〇〇	一八四・二〇	四五九・五四	一、〇三四・一四〇		
淺草							
本所	一六六・〇〇	一三、九一三・九〇	七九・九〇	一四七・〇〇	三三八・六七八		
深川							
小計	二、二〇〇・三三	一〇一、二八八・九〇	一、七九二・五二	七、〇一四・四九	二、五五二・一五二		
品川	七一五・八〇	二五、四三九・〇〇	三、六一六・九〇	五、九一三・〇〇	一〇、一八四・五〇七		
目黒	九八五・五〇	一八、九四七・〇〇	二、一一三・二一	一、二六八・八四	五、六三〇・四五〇		
荏原	一、三五六・五〇	五、二二四・〇〇	四八三・四八	一、八八五・三三	四、六五九・七七〇		
大森	九五一・〇〇	五四、八三八・〇〇	七、九六七・二九	三、九七一・二五	七、九八〇・七四四		
蒲田	九六八・五〇	九六、二五五・〇〇	三、三三八・六六	二、八六三・〇〇	七、九二七・〇五〇		
世谷	五、二一八・六〇	四、七三二・〇〇	八〇四・九九	一、一六一・四三	四、四七〇・二七〇		
澁谷	一、三八四・二〇	一二〇、七六六・〇〇	一、三一四・八〇	四、九六四・〇〇	一〇、一二七・四二三		
淀橋	九一八・三〇	一五、〇〇〇・〇〇	一、三二五・七〇	二、四二五・〇一	一、一四一・〇〇九		

中野	一、三三六・八六	一三、九二〇・〇〇	四四一・一〇	三、二二九・五八	五、八二三・八〇四
杉並	二一八・〇〇	一一、四一六・〇〇	二、八八一・七八	一、九三〇・〇〇	四、二五三・五六〇
豊島	九二七・〇八	四八、四六二・〇〇	三、〇七六・四〇	四、五五六・〇〇	八、四六三・四四九
瀧野川	七四〇・〇〇	三六、二三八・〇〇	一、三二二・七〇	二、七三九・〇〇	五、五八八・六〇五
荒川	二、九〇〇・三五	一七〇、〇四四・〇〇	二、〇八四・一一	五、四三七・〇〇	九、四九五・三〇〇
王子	四七六・七〇	四〇、一五七・〇〇	四六七・八〇	二、〇八五・〇〇	四、九九〇・一五〇
板橋	四、一六八・六〇	二一、七八七・〇〇	二五〇・九〇	一、九五四・〇〇	四、八九一・八〇二
足立	二九五・三五	五三、六七五・〇〇	二、六三七・〇〇	一、三三九・〇〇	三、五二七・六八〇
向島	一、一九二・一〇	二四、八二八・三〇	七、八四二・八〇	二、五〇七・二一	一一、四八九・七九〇
葛飾	三、九五六・一五	二〇、二九七・〇〇	一、九三〇・二〇	三、七三二・〇〇	一一、六五八・三七〇
江戸	五二六・二〇	四、五一九・〇〇	二六五・一六	一、〇一九・〇〇	三、八四三・八一〇
小計	七七八・〇〇	一一、一六〇・〇〇	一、二三六・九〇	二、六四九・〇〇	五、六五八・三六三
合計	三〇、〇一三・七九	七九七、七〇四・三〇	四五、四〇一・八八	五七、六二八・六五	一四一、〇七四・九八八
	三三、二一四・一一	八九八、九九三・二〇	四七、一九四・四〇	六四、六四三・一四	一五六、五九六・一四〇

第八章 下水道と使用許可

第一節 總 說

茲に下水道と使用許可と云ふは本市下水道條例に基づく公設下水道使用の申請と公共溝渠たる在來下水敷使用の申請に對する許可を云ふのであつて左に之を區別して記載する。

第二節 公設下水道の使用許可

公設下水道の特別使用と言ふと下水道本來の目的に使用する場合を對照として其の管理上支障ない場合の下水の流力を利用するとか其の他公設下水道の機能、作用を其の本來の目的にあらざる私益に利用することが想像せられるのであるが公設下水道の重大使命からはこう云ふことは許すべきでなく本市の下水道條例に基づくも主として公設下水道の管理上支障ない場合に限り其の用地の使用を許可することにしてあり改良下水道の進捗に追従して在來の開渠が暗渠となり地表利用の場所が出来ると共に其の使用も年々増加して居るが、通路の爲又は公用に使用する區域を除外してあることは勿論である。

今昭和九年度の特別使用件数、使用許可面積及使用料徴収の状況を見ると次の如くである。

公設下水道特別使用に関する調査（昭和九年度）

使用場所（區名）	件数	使用許可面積	使用料
麴町	三	一四三・二二〇	四〇〇・七三
芝布	三	六・六二〇	九・五三
麻布	八	六〇・〇〇〇	三〇八・八六
赤坂	二四	三六七・四九〇	一一四〇・五八
四谷	八	九〇九・〇四〇	一一三・七七
牛込	五	二二・〇〇〇	一八五・七九
小石川	二	二八・〇〇〇	三八三・六六
本郷	四	二一・〇八〇	一〇二・四八
下谷	三	四・四〇〇	一
合計	三	五八〇	一

使用場所（區名）	件数	使用許可面積	使用料
浅草	一	二六四・四八〇	一九〇・四二
小計	七	二七六三・〇〇四	二八三五・八二
豊島	五	一三〇・四〇〇	一五四・〇九
豊野	三	一八七・九四〇	四・三二
荒川	四	一三二・二四〇	九八五・五二
王子	一	三・〇九〇	一〇二・二二
王谷	五	一・三四六・七九〇	二七・五八
王谷	一	七八九・一二〇	三五四・四七
板橋	一	七七一・四〇〇	一
板橋	三	一九・一五八	一
板橋	一	八七八・二三〇	一
板橋	一	二・六四一・四九八	一
小計	五	七九二・二二〇	一・六二八・二〇
合計	一三〇	五・四〇四・五〇二	四・四六四・〇二

備考 使用料の徴収なきものは公共團體の用に供し居るもの、又は電燈會社、瓦斯會社等との報償契約に基くものであり、米を以て表示されたものは延長あつて面積なき場合、本数は専ら電柱に對するものである。

第三節 公共溝渠の使用許可

公共溝渠を地先住民が必要に應じ使用せんと希望する者ある爲本市は大正七年東京府令第七十五號（改正昭和八年三月東京府令第十號）公有土地水面使用規則第二條「公有土地水面ヲ使用セムトスル者ハ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ舊慣ニ依リ捕魚採藻ノ業ヲ營ム爲水面ヲ使用スルモノハ此ノ限ニ在ラズ」に依つて之が許可をなして居るのであるが、昭和八年度に於ける成績は次の通りであり前年度に比較し舊市域に於ては些したる變化なきも新市域に於ては著しき増加を見せて居る。

公有土地溝渠使用に關する調査（昭和九年度）

區名	件數	使用許可面積	使用料
麹町	一八	一六三・〇五	二一・二六
神田	一	五・五〇	八・五八
芝	四〇	三五一・〇七	六五五・一九
麻布	六一	五七九・六七	六一九・九八

區名	件數	使用許可面積	使用料
赤坂	一八	六八五・五三	一〇七・六三
四谷	二八	三五七・八六	六五・八六
半田	四六	五二六・二〇	六四三・八七
小石	一〇九	一、五九六・六二	一、四一七・一二
下谷	三九	二八九・一四	二三三・九七
本郷	五四	五六二・〇四	一、〇五五・〇七
本所	一一	二五四・六九	七四・八八
小計	四二五	五、三七一・三七	五、〇九三・四一
品川	四二〇	二、〇四四・〇三	一、四三〇・八〇
目黒	九一	九三五・三四	六四四・八五
荏原	三三一	一、七〇一・五五	一、〇一三・六一
大森	一、三八一	九、〇二八・〇〇	六、一〇八・〇五
蒲田	九九三	四、八〇六・四七	六、五六九・五一
世谷	七二	七九六・五八	三四四・八七
澁谷	二〇九	三、三三八・四〇	二、八〇六・一八
中野	一一八	八三三・九〇	四〇〇・五六
杉並	五〇	五六五・九〇	八〇〇・二七
豊島	一三七	一、三〇〇・五一	一、六七九・八三
計	一三四	一、一五九・二〇	一、一八二・八九

合 小 江 葛 城 向 足 板 王 荒 瀧	野	川	川	子	橋	立	島	東	飾	川	計	計																				
三一三	五〇九	八四八	一七	一四五	五八四	八四七	二二五	三〇一	七、七四五	八、一七〇	四、八六七・七九	六、五五〇・九五	五、〇四〇・四〇	一三二・七七	一、八一・一三	八、四〇八・六四	九、三七四・一二	二、二〇六・八六	三、〇二九・七〇	六七、三〇一・二四	七二、六七二・六一	三、〇三三・五三	一〇、一〇九・〇四	二、四七二・二〇	八六・九二	三二五・七三	五、五〇五・三三	六、八四一・三〇	一、九二一・六〇	三、三五三・五〇	五六、六三〇・五七	六一、七二三・九八

第九章 財務

第一節 總 說

下水道經濟は本市普通經濟に屬し、明治四十四年下水道改良事業實施以來今日に至る迄其の事業に關する收支計算は一般會計に依つて經理されて居るのである。

事業實施の緒に就いた當時は其の事業費の支出は僅々二十五萬圓に過ぎなかつたが、其の後事業の進捗に伴ひ事業費は次第に尨大となり、改良下水道工事を最も多く施設した期間である最近數年に於ては其の費額も毎年四百萬圓から六、七百萬圓の間を上下し、大正十四年度及昭和三年度は夫々一千万圓を超へた巨費に達して居る。

昭和五年度に於ては大正十二年度よりの繼續事業である帝都復興事業が漸く完成に近づいた故もあつて四百八十二萬圓餘の支出に止つたが、昭和六年度同七年度に於ては速成事業の關係等からして何れも六百萬圓を遙かに超へ更に本年度に到つては昨年度には及ばないが而も六百九十二萬九千八百七十五圓餘となつて居る。

右の中既成工作物の維持管理費に就て之を見ると、事業の進捗と共に年々増加し最近に於ては百萬

圓を前後する状態であり本年度に於ける維持管理費は百二十一萬三千七百十七圓餘である。
 事業費財源は主として失業救済事業としての國庫補助金、市債其の他に需めるものであり、市債の償還財源は受益者負擔金、下水道事業に對する國庫補助金並市税に需めて居る。
 今假りに下水道經濟を歲入、歲出其の他に分ち本年度の經理狀況を記せば次の通りである。
 尙市債に關しては事業公債は普通經濟所屬の各事業のものを併せ公募し一般會計で處理して居る關係上下水道事業に對する市債額を區別し得ないから便宜記載を省略する。

第二節 歲入

(一) 歲入

款科	項目	種目	豫算額	決算額
一、財産ヨリ生ズル	一、土地物件貸付料	一、公舎	三、一九二・〇〇	三、一七二・二九
		二、溝渠使用料	五二、二八五・〇〇	二二、一七〇・二四
二、使用料並手数料	一、使用料	一、下水道使用料	六、一七九・〇〇	三、九六五・二五
		二、下水道設計手数料	四、三二〇・〇〇	一、三二三・五八
三、納付金	一、受託事業納付金	一、下水道費受入	一一〇、〇〇〇・〇〇	二九、三三一・八〇
		一、下水道改良費負擔金	八九四、一八七・〇〇	九七二、八一・四五
四、負擔金	一、受益者負擔金	一、下水道改良費負擔金	一一七、四八八・〇〇	二四五、四二二・〇一
		一、過年度收入	一、一八七、六五一・〇〇	一、二七八、一五一・六二
五、雜收入				
計入				

(二) 受益者負擔金

本年度に於ける下水道受益者負擔金の收納成績は左表の如くであるが、其の中收納額に付て之を見ると昨年度に比べて約十七萬四百五十六圓増加の百二十一萬八千二百三十三圓餘となつて居る。大正十四年實施以來の累計額は測定に於て八百七十六萬一千六百八十八圓餘、收納に於て八百二十萬一千七百八十二圓餘であるが詳細は次の通りである。

イ、下水道受益者負擔金收納成績表

負擔區別	前年度未納額 繰越及新測定	本年度收納額	本年度 未納額	累計		未納額	收納 歩合
				測定額	收納額		
第一負擔區	四八、四〇・三	三〇、〇一〇・〇	一八、三九〇・三	一、六九四・二	一、六九四・二	一、六九四・二	〇・九四三
第二負擔區	四四、五〇・六	三三、七三六・〇	一〇、七六四・六	一、六九四・二	一、六九四・二	一、六九四・二	〇・九四三
第三負擔區	七〇、九五・三	四〇、九四三・四	二九、〇一二・〇	一、六九四・二	一、六九四・二	一、六九四・二	〇・九四三
第四負擔區	九〇、一〇・二	六六、四七九・九	二三、六二〇・三	一、六九四・二	一、六九四・二	一、六九四・二	〇・九四三
王子負擔區	五〇、六八・六	四三、四一〇・六	七、二七八・〇	一、六九四・二	一、六九四・二	一、六九四・二	〇・九四三
計	一、七五、六八・〇	一、二八、三三三・〇	五三三、三五五・〇	一、六九四・二	一、六九四・二	一、六九四・二	〇・九四三

ロ、負擔區別一坪當負擔金各年度比較

年 度	第一負擔區		第二負擔區		第三負擔區		第四負擔區		王子區
	昭和二年	昭和三年	昭和二年	昭和三年	昭和二年	昭和三年	昭和二年	昭和三年	
昭 和 二 年 度	同	同	〇・一七四	〇・一七四	〇・〇八〇	〇・〇八〇	〇・一七四	〇・一七四	〇・〇四〇
同 三 年 度	同	同	〇・一九六	〇・一九六	〇・一〇七	〇・一〇七	〇・一九六	〇・一九六	〇・〇四三
同 四 年 度	同	同	〇・二一六	〇・二一六	〇・一四三	〇・一四三	〇・二一六	〇・二一六	〇・〇四三
同 五 年 度	同	同	〇・二三三	〇・二三三	〇・一七五	〇・一七五	〇・二三三	〇・二三三	〇・〇四三
同 六 年 度	同	同	〇・二三九	〇・二三九	〇・一八五	〇・一八五	〇・二三九	〇・二三九	〇・〇四三
同 七 年 度	同	同	〇・二四六	〇・二四六	〇・一九二	〇・一九二	〇・二四六	〇・二四六	〇・〇四三
同 八 年 度	同	同	〇・二五五	〇・二五五	〇・二〇一	〇・二〇一	〇・二五五	〇・二五五	〇・〇四三
同 九 年 度	同	同	〇・二六一	〇・二六一	〇・二〇八	〇・二〇八	〇・二六一	〇・二六一	〇・〇四三

(三) 國庫補助

國庫補助は事業費の三分の一に對し交付されるものと失業救済事業の努力費の二分の一に對し交付されるものゝ二あり、最近の事業に對する國庫補助は専ら後者であつて前者は第二回速成工事を以て一先づ打切りとなり目下其の受入未済額について交付を受けて居る。本年度に於ける事業費に對する國庫補助の受領額は二十萬四千五百圓で其の前年度迄受入額を合計

すれば六十一萬一千五百圓であり、失業救済事業の努力費補助の本年度受入額は七十九萬一千四百六十圓餘、前年度迄受入額を合計すれば二百十三萬三千八百十三圓餘となつて居る。詳細は左表の通りである。

イ、事業費に對する國庫補助

事業名	事業費(豫算)	補助指令額	前年度迄受入額	本年度受入額	合 計
第二期下水道改良工事	10,000,000.00	1,500,000.00	1,500,000.00	10,000,000.00	11,500,000.00
第二回速成工事	1,000,000.00	300,000.00	300,000.00	1,000,000.00	1,300,000.00
合 計	11,000,000.00	1,800,000.00	1,800,000.00	11,000,000.00	12,800,000.00

ロ、失業救済事業努力費に對する國庫補助

事業名	事業費(豫算)	補助基本額	前年度迄受入額	本年度受入額	合 計
都市計畫事業第二改良	3,000,000.00	1,143,247.00	567,637.80	8,447,445.00	10,058,129.80
速成工事	7,000,000.00	1,512,917.00	4,880,000.00	3,797,600.00	8,677,600.00
繼續都市計畫事業	7,000,000.00	1,512,917.00	4,880,000.00	3,797,600.00	8,677,600.00
完成工事	7,000,000.00	1,512,917.00	4,880,000.00	3,797,600.00	8,677,600.00
繼續郊外下水道	7,000,000.00	1,512,917.00	4,880,000.00	3,797,600.00	8,677,600.00
改良工事	7,000,000.00	1,512,917.00	4,880,000.00	3,797,600.00	8,677,600.00
合 計	35,000,000.00	7,011,935.00	23,407,637.80	23,407,637.80	46,815,275.60

(一) 經常部 第三節 歲出

款科	項目	種目	豫算額	決算額
一、下水道費	一、事務費	一、下水道費	一八〇、九五六・〇〇	一八〇、九〇九・九七
		二、管渠費	一九七、五〇三・〇〇	一八八、三七七・八四
		三、污水處理場費	六一〇、九七五・〇〇	五七〇、七七七・七九
		四、在來水維持費	一九八、六七七・〇〇	一八六、一三〇・九七
		五、下水道施設費	一一四、三二〇・〇〇	三六、二三八・九六
		六、排水場費	五七、七〇〇・〇〇	五一、三五一・八九
合計		一、三六〇、一三三・〇〇	一、二二三、七二七・四二	

(二) 臨時部

款科	項目	種目	豫算額	決算額
一、繼續都市計畫事業 改良下水道完成費	一、事務費		三〇六、五〇〇・〇〇 二二六、〇二二・二八	三三八、四〇九・四七

款科	項目	種目	豫算額	決算額
二、繼續改良外下水	一、事務費	二、工事費	二、七八三、五〇〇・〇〇 一、七五四、〇〇六・八五	二、九六三、八五五・五四
		合計	四、一五〇、〇〇〇・〇〇 二、九八〇、〇〇〇・〇〇	三、三〇二、二六五・〇一
三、都市計畫事業 改良下水道完成費	一、事務費	二、工事費	二、七〇〇、〇〇〇・〇〇 九三、三三九・二八	一、七五、六九六・九二
		合計	二、七〇〇、〇〇〇・〇〇 一、五二四、六一〇・五七	二、一八八、四一〇・〇二
四、繼續在來下水	一、事務費	二、工事費	三、〇六〇、〇〇〇・〇〇 一、六一七、九四九・八五	二、三六四、一〇六・九四
		合計	四、七〇〇、〇〇〇・〇〇 八〇、三〇〇・〇〇	一、九五九、〇四七
五、授職事業費	一、事務費	二、工事費	八五、〇〇〇・〇〇 一三、〇〇〇・〇〇	一、四一、一八七
		合計	一〇八、〇〇〇・〇〇 一八七、〇〇〇・〇〇	一、三三、七三三
六、地方改善應急費	一、事務費	二、工事費	二〇〇、〇〇〇・〇〇 五、二二三・〇〇	三、四〇二・七四
		合計	二〇〇、〇〇〇・〇〇 一、〇〇〇・〇〇	三、四〇二・七四
七、下水道費	一、應急整理費	二、材料費其他	一、六七八・〇〇 一、〇〇〇・〇〇	二、八〇八・〇一
		合計	一、六七八・〇〇 一、〇〇〇・〇〇	九、九一・一〇
合計			七、五〇二、九〇一・九〇 三、五九七、九七九・九八	五、七一六、一五八・三三
合計			八、八六三、〇三二・九〇 三、五九七、九七九・九八	六、九二九、八七五・七五

第四節 財産

昭和九年度末現在の下水課所管財産は大體に於て土地、建物、工作物、船舶及備品と分けられるが其の詳細は卷末各種統計の中財産に關する部分に於て参照されたい。其の價格總計は約九千七百五十萬一千三百四圓であり内譯は左表の通りである。

種別	數	量	價	格
下水道用地		二二六、二三四 ^坪 ・九七〇		一〇、〇九二、六三三・七四〇
建物(附屬設備共)		八、七二七・〇六四		二、二七一、三五〇・一二〇
工作物				八三、〇六三、八八一・九七〇
船舶		三八隻		三八八、七三四・一〇〇
備品				一、七四四、七〇四・〇三〇
計				九七、五六一、三〇三・九六〇

(卷末各種統計の部参照)

第十章 職制

第一節 沿革

明治四十四年六月三十日東京市役所内に下水改良事務所を設置して下水改良に關する事務を開始したのが近代的下水管掌機關設置の最初である。此の時の處務規程は

- 第一條 下水改良事務所ハ下水道改良ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル
- 第二條 下水改良事務所ニ總務、工務ノ二課ヲ設ケ、所ニ所長、課ニ課長ヲ置ク
- 第三條 所長ハ市長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所員ヲ指揮監督ス
- 第四條 課長ハ上司ノ命ヲ承ケ其ノ課ノ事務ヲ處理シ課員ヲ監督ス
- 第五條 所ニ所長專屬ヲ置キ所長ニ隸屬シテ所務ノ一部ヲ處理セシムルコトアルヘシ
- 第五條 各課ノ分掌事務左ノ如シ

總務課

- 一、豫算決算及統計報告等ノ調査ニ關スル事項

第十章 職制

一、土地家屋其ノ他ノ物件ニ關スル事項

一、衛生上ノ調査試験ニ關スル事項

一、其ノ他工務ニ屬セサル事項

工務課

一、下水道設計施工及管理ニ關スル事項

一、工事上ノ調査及試験ニ關スル事項

第六條 本規程ニ關スル細則ハ市長ノ許可ヲ經テ所長之ヲ定ム

第七條 前各條ノ外市役所處務規程ヲ準用ス
以上ノ如クである。

當時總務課に庶務、會計の兩掛を、工務課に設計、埋設、處分工事、製管、機械及營繕の五掛を置いて各事務に當らしめた。

降つて大正三年十二月二十四日、東京市役所處務規程中改正を加へらるゝに及んで下水改良事務所は廢止され同時に臨時下水改良課が設置されて其の事務を繼承したのである。此の時の組織は曩の會計掛に代ふるに監査掛を以てし埋設掛の代りに線路工事掛を設け製管掛は暫らく設計掛の一部として之を取扱はしむる事となつた。

次いで大正四年一月二十日、當課の出張所及工場處務規程を定めて淺草及三河島の各出張所と月島製管工場とを設置し淺草出張所をして第二區下水線路工事施行に關する事項及同區下水線路管理に關する事項を、三河島出張所をして汚水處分工場工事施行に關する事項を夫々掌理せしめ、月島製管工場に於ては下水管の製造及セメント試験に關する事項を爲さしめたのであつた。

同年十月に至り事業緊縮の大勢に禍せられ人員の減少と共に、課の分科規程をも改正を要するに至り庶務、設計及工事の三掛に縮少し同月二十七日より改定實施する事となつた。

大正七年に至り、第二區下水道工事の進捗と第一區一部下水渠速成工事の施行に伴ひ臨時下水改良課に於ける在來の組織を變更するを認め、従前の臨時下水改良課分科規程並同課出張所及工場處務規程を廢して新に臨時下水改良課處務細則を設定し、庶務、工務、速成工事の三掛及淺草、三河島の二出張所を置き速成工事掛に於ては第一區一部下水渠速成工事の設計施行並同下水渠の維持管理を爲さしめ、淺草出張所に對しては第二區に於ける唧筒場基礎工事の設計施行に關する事項を附加し同年一月三十日より之を實施した。

然るに第一區一部下水渠速成工事の進行に従ひ速成工事掛を必要としなくなつたので同年十月九日曩に制定した處務細則を改正し庶務、工務の二掛及淺草、三河島の二出張所に四大別した。

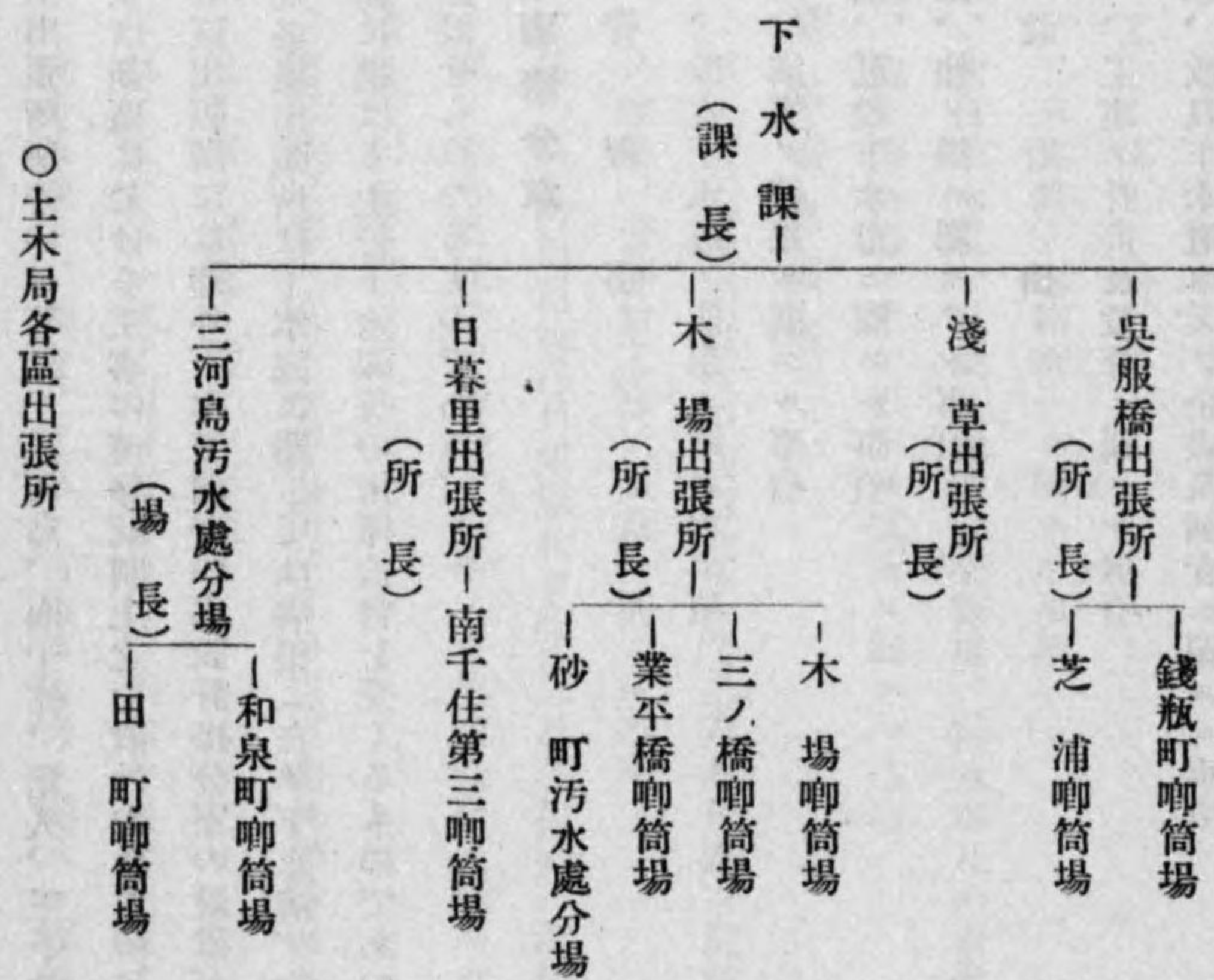
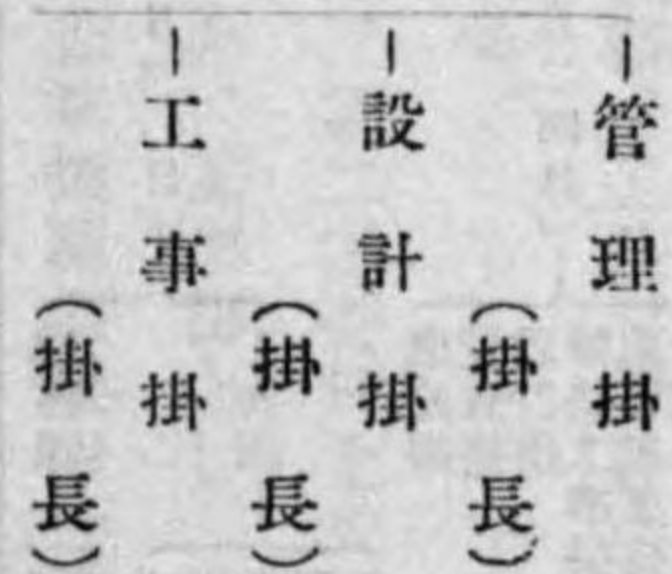
越えて大正十年五月三十一日、本市の職制改正に當り臨時下水改良課は下水課と改稱され、同時に

第二節 現在の事務分掌

現在に於ける事務分掌は、大正十五年十二月六日日本市の職制改正に依り爾來土木局の掌理に屬して居るのであるが、前述の如く昭和五年五月二十二日、第一工管所は吳服橋出張所、第二工管所は木場出張所と改稱され、更に昭和七年十月一日には多年の懸案たりし大東京實現の舉成るに及び下水課業務の劇増に備ふべく技術掛を設計及工事の二掛に分ち、新たに設置した日暮里出張所は従來東京都計畫事業として舊町役場の施行し來りたる下水道事業を引繼ぎ新區將來の下水道事業に備へる事となつた。

現在下水課の組織及事務分掌を述べれば左の通りである。

A、組織 (昭和九年度末現在)



○土木局各區出張所

日暮里出張所所管の日暮里、三河島、南千住、尾久、王子の各派出所、淺草出張所所管の高田、西巢鴨分室は新區に於ける工事の連絡統制上之を設けたるものにして、其の中西巢鴨分室及土木局大森、澁谷の各區出張所には郊外下水道調査の爲設計掛分室の設置がある。

土木局各區出張所は下水課に關しては溝渠（在來下水溝）の維持並修繕、又は使用の取締等直接管理の事務に携はり主管下水課長の指揮監督を受くるものであつて、新區の分は七年十月一日市域擴張に際し創設せられたるものである。

B、事務分掌

管 理 掛

- 一、改良下水道ノ使用ニ關スル事項
 - 二、溝渠ノ使用ニ關スル事項
 - 三、私設下水道ニ關スル事項
 - 四、他ノ掛ニ屬セサル事項
- 設 計 掛
- 一、工事ノ計畫及設計ニ關スル事項
 - 二、改良下水道事業ノ企畫及調査ニ關スル事項

三、其ノ他技術上ノ調査ニ關スル事項

工 事 掛

- 一、工事實施ノ連絡統一ニ關スル事項
 - 二、改良下水道、私設下水道、唧筒場、排水場及汚水處分場ノ作業ノ連絡統一ニ關スル事項
 - 三、他ノ掛ニ屬セサル工事ノ實施ニ關スル事項
- 吳服橋出張所
- 一、第一區(神田川並江戸川以北ヲ除ク)及品川區、淀橋區ノ區域ニ於ケル改良下水道及唧筒場ノ維持、管理並工事ノ實施ニ關スル事項
 - 二、第一區(神田川並江戸川以北ヲ除ク)及品川區、淀橋區ノ區域ニ於ケル私設下水道ニ關スル願ノ處分及設計、調査、工事ノ實施並監督ニ關スル事項
- 淺草出張所
- 一、第二區、第一區ノ内神田川並江戸川以北及豊島區ノ區域ニ於ケル改良下水道ノ維持、管理並工事ノ實施ニ關スル事項
 - 二、第二區、第一區ノ内神田川並江戸川以北及豊島區ノ區域ニ於ケル私設下水道ニ關スル願ノ處分及設計、調査、工事ノ實施並監督ニ關スル事項

木場出張所

- 一、第三區及向島區、城東區並江戸川區ノ内荒川放水路以西ノ區域ニ於ケル改良下水道、唧筒場、排水場及汚水處分場ノ維持、管理並工事ノ實施ニ關スル事項
 - 二、第三區及向島區、城東區並江戸川區ノ内荒川放水路以西ノ區域ニ於ケル私設下水道ニ關スル願ノ處分、設計、調査、工事ノ實施並監督ニ關スル事項
- 日暮里出張所

- 一、瀧野川區、荒川區、王子區及足立區ノ内荒川放水路以南ノ區域ニ於ケル改良下水道ノ維持、管理並工事ノ實施ニ關スル事項
 - 二、瀧野川區、荒川區、王子區及足立區ノ内荒川放水路以南ノ區域ニ於ケル私設下水道ニ關スル願ノ處分及設計、調査、工事ノ實施並監督ニ關スル事項
- 三河島汚水處分場
- 一、第二區汚水處分場及唧筒場ノ維持、管理並工事ノ實施ニ關スル事項

第三節 從業員

昭和九年度末現在の下水課所屬職員及傭員は課長（技師）を除き一千三百十四名で内職員三百五十

九名、傭員九百五十五名となつて居る。

其の組織及職名の内譯を擧げれば次表の通りである。

下水課從業員現在表（昭和九年度末現在）

所屬	職名										計
	主事	技師	事務員	技師	船長	船手	船機手	船機士	守衛士	小計	
管理掛	1	2	18							21	
設計掛	6	1	30							37	
工事掛	2	1	10							13	
出張所	4	4	26	3	7	2	1	2	1	47	
出張所草	1	3	16							20	
出張所場	3	4	8	4	8	1	1	1	1	20	
出張所里	1	5	13							19	
三河島汚水處分場	3	1	22							26	
計	22	37	105	7	20	15	1	6	6	282	

計	學生、生徒及其關係者		官公私立ノ生ノ		其 他	
	員回數	員回數	員回數	員回數	員回數	員回數
一九二二	八三					
四二六三	二一七	二一七				
四一七四						
一、三三三						
二六	七三					
二、二八八	二九八					
一、五八二	二二八					

右の外、外國人參觀 一回一名

尙公開日の參觀者數は右表とは別に次の如くである。

自治記念日 八九名

復興記念日 六五名

最近七年間の參觀者の回數及員數の累年比較は次の通りで、之に依れば七年間の毎年平均員數は三千四百四十四名で（公開日入場者數も算入）、之を方面別に見れば年により多少の増減はあるが七年間を通じて衛生方面の參觀者最も多く全數の三割四分を占め都市施設方面之に次ぎ二割四分である。本年度に於ては學術關係の參觀者最も多く一千二百三十三名であつた。

三河島汚水處分場參觀者累年比較

年度	回數		方面別	
	回數	員數	都市施設關係	衛生關係
昭和三年度	六九二	二、九一三	四、二八〇	六、〇一四
同 四年度	七四五	三、九一三	四、四一六	四、一八二
同 五年度	五四一	二、四七五	三、三〇二	一、〇五九
同 六年度	六三二	二、八八八	三、一八八	一、〇八八
同 七年度	五三三	二、三九五	二、七五二	一、〇八八
同 八年度	九二二	三、四七五	二、七五二	二、〇八八
同 九年度	九二二	三、四七五	二、七五二	二、〇八八
計	六、九二二	二、二八八	二、二八八	二、二八八

別に公開日參觀者累年比較

公開日	年度	
	昭五年度	同 六年度
自治記念日	一、三〇八名	七四三名
復興記念日	二、二〇〇名	七六四名
	三、八一一名	一、一〇二名
	五、四四四名	九一名
	八、九名	六五名
合計	三、〇六五名	三、二二二名

三河島汚水處分場と並んで錢瓶町唧筒場及芝浦汚水處分場も隨時一般の求めに應じて見學、研究の便を計つて來たのであるが、年毎に參觀を希望する者多く殊に芝浦唧筒場が第一區汚水處分場として斬新な設備に其の偉を誇るやうになつてからは斯界注目目的となつて本年度に於ける參觀者は昨年度よりは減少して居るが尙五百六十名になつて居る。

左表は兩場に於ける最近七年間の參觀者累年比較である。(公開日入場者數算入)

場名	昭和三年度	同 四年度	同 五年度	同 六年度	同 七年度	同 八年度	同 九年度	計
錢瓶町	二三名	二七六名	一、二九五名	八三三名	五六二名	六六七名	四四五名	四、一〇一名
芝浦	二二名	一一八名	二九三名	九	一七四名	七三五	五六〇	一、九二一名

錢瓶町唧筒場の外三ノ橋、業平橋並木場各唧筒場の本年度に於ける公開日當日及非常時の參觀者は夫々左の如くである。

- 錢瓶町唧筒場
 - 二五〇名 (自治記念日)
 - 一一五名 (復興記念日)
 - 八〇名 (常時)
- 三ノ橋唧筒場
 - 二、三九一名 (自治記念日)
- 業平橋唧筒場
 - 四七二名 (復興記念日)
- 木場唧筒場
 - 一六二名 (常時)

昭和九年度

東京市下水道事業

各種統計

三河島汚水處分場と竝んで錢瓶町唧筒場及芝浦汚水處分場も隨時一般の求めに應じて見學、研究の便を計つて來たのであるが、年毎に參觀を希望する者多く殊に芝浦唧筒場が第一區汚水處分場として斬新な設備に其の偉を誇るやうになつてからは斯界注目目的となつて本年度に於ける參觀者は昨年度よりは減少して居るが尙五百六十名になつて居る。

左表は兩場に於ける最近七年間の參觀者累年比較である。(公開日入場者數算入)

場名	昭和三年度	同 四年度	同 五年度	同 六年度	同 七年度	同 八年度	同 九年度	計
芝浦	二二二	一一八	二九三	九	一七四	七三五	五六〇	一、九一一
錢瓶町	二二三	二七六	一、二九五	八三三	五六二	六六七	四四五	四、一〇一

錢瓶町唧筒場の外三ノ橋、業平橋並木場各唧筒場の本年度に於ける公開日當日及び當時の參觀者は夫々左の如くである。

- 錢瓶町唧筒場 二五〇名 (自治記念日)
- 三ノ橋唧筒場 一一五名 (復興記念日)
- 業平橋唧筒場 八〇名 (常時)
- 木場唧筒場 二、三九一名 (自治記念日)
- 四七二名 (復興記念日)
- 一六二名 (常時)

昭和九年度

東京市下水道事業

各種統計

統計目次

一、	下水道維持管理作業に関する統計	一
(一)	管渠に對する作業一般(最近八年間).....	一
(二)	管渠補修延長月別調査表(昭和九年度).....	二
(三)	管渠浚渫延長月別調査表(昭和九年度).....	二
(四)	管渠浚渫汚泥量月別調査表(昭和九年度).....	三
(五)	管渠浚渫人夫延數月別調査表(昭和九年度).....	四
二、	唧筒場作業に関する統計(昭和九年度).....	五
(一)	錢瓶町唧筒場.....	五
(二)	業平橋唧筒場.....	六
(三)	三ノ橋唧筒場.....	六
(四)	木場唧筒場.....	七
(五)	南千住第三唧筒場.....	八
(六)	和泉町唧筒場.....	九

田町 唧筒場 10

三、汚水處分場作業に関する統計（昭和九年度） 11

（一）三河島 汚水處分場 11

（二）砂町 汚水處分場 12

（三）芝浦 汚水處分場 13

四、水質試験に関する統計 14

（一）三河島 汚水處分場 水質試験成績表（昭和七、八、九年度比較） 14

（二）芝浦 汚水處分場 水質試験成績表（昭和七、八、九年度比較） 16

（三）砂町 汚水處分場 水質試験成績表（昭和七、八、九年度比較） 18

（四）木場出張所管内 唧筒場 水質試験成績表（昭和九年度） 20

（五）荒川、隅田川其他河海水水質試験成績表（昭和九年度） 21

（六）促進汚泥法處理下水水質試験成績表（昭和七、八、九年度比較） 23

五、公共溝渠に関する統計 25

（一）公共溝渠補修作業各區別累年比較（最近七年間） 25

（二）公共溝渠浚深作業各區別累年比較（最近七年間） 26

（三）公共溝渠浚深延長月別調査表（昭和九年度） 28

（四）公共溝渠浚深汚泥量月別調査表（昭和九年度） 30

（五）公共溝渠浚深人夫延數月別調査表（昭和九年度） 33

（六）公共溝渠延長並維持費累年比較（最近八年間） 35

六、水利組合に関する統計（昭和九年度末現在） 35

七、雨量に関する統計 36

（一）丸ノ内、三河島降雨量月別累年比較（最近七年間） 36

（二）豪雨に依る浸水戸數各區別統計表（下水課本廳舎屋
イ、舊地域の部 40
ロ、新地域の部 41

八、下水と關係ある傳染病に関する統計 42

（一）「チブス」患者發生數及死亡數最近十年比較表 42

（二）「チブス」患者發生數並死亡數各區別調査表（昭和九年度） 43

九、財産に関する統計（昭和九年度末現在） 44

- (一) 土地.....四
- (二) 既設建物.....四五
- (三) 市域擴張に依り引繼がれたる建物.....五二
- (四) 工作物.....五五
- (五) 船舶.....六三
- (六) 備品.....六四

(一) 下水道維持管理作業に関する統計
 一、管渠に對する作業一般 (最近八年間)

年度	分類		同箇數	同箇數	管理延長 同箇數ニ對 スル千分比 (掃除歩合)	汚泥量 立方米	管理延長 百米當及 汚泥量	修繕員數	管理延長 同箇數ニ對 スル千分比 (補修歩合)	費額
	管渠	人孔柵								
昭和二年	管渠	人孔柵	三、一七三	三、一七三	一、七	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	〇・〇	一、四、六、九、五、六
三年	管渠	人孔柵	三、三〇〇	三、三〇〇	一、七	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	〇・〇	一、四、六、九、五、六
四年	管渠	人孔柵	三、三〇〇	三、三〇〇	一、七	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	〇・〇	一、四、六、九、五、六
五年	管渠	人孔柵	三、三〇〇	三、三〇〇	一、七	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	〇・〇	一、四、六、九、五、六
六年	管渠	人孔柵	三、三〇〇	三、三〇〇	一、七	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	〇・〇	一、四、六、九、五、六
七年	管渠	人孔柵	三、三〇〇	三、三〇〇	一、七	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	〇・〇	一、四、六、九、五、六
八年	管渠	人孔柵	三、三〇〇	三、三〇〇	一、七	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	〇・〇	一、四、六、九、五、六
九年	管渠	人孔柵	三、三〇〇	三、三〇〇	一、七	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	〇・〇	一、四、六、九、五、六

備考 昭和七年度に於ては管渠延長九三、七七三・九一米、人孔柵五一、六六箇は十月一日よりの管理である。

(五) 管渠浸漬人夫延数月別調査表 (昭和九年度)

月別	各區別														
	赤坂	四谷	牛込	本郷	下谷	浅草	深川	京橋	小計	品川	豊島	王荒足	子川立	小計	合計
合	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
二	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
十	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
九	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
八	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
七	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
六	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
五	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
四	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
二	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

二、唧筒場作業に関する統計

(一) 銭瓶町唧筒場 (受水量、使用電力量、受電量、浮渣量、沈砂量月別統計) 昭和九年度

月次	内		使用		内		受電量		浮渣量		沈砂量		
	受水量	放水量	電力量	唧筒用	諸機械用	受電量	浮渣量	沈砂量	受水量	放水量	電力量	唧筒用	
合	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
二	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
十	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
九	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
八	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
七	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
六	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
五	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
四	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
二	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(五) 南千住第三唧筒場 (揚水量、使用電力量、受電量、浮渣量、沈砂量月別統計) 昭和九年度

月次	揚水量	使用電力量	内課		受電量	浮渣量	沈砂量
			唧筒用	諸機械用			
平均	三,八〇六・四	三,六七一・三	一,九二九・四	一,六八七・〇	四,〇〇三・五	一,一〇一・〇	一,二〇〇・〇
最盛	四,〇三九・九	三,八六四・九	二,〇〇〇・〇	一,八六四・九	四,〇〇三・五	一,一〇一・〇	一,二〇〇・〇
最小	三,五七三・一	三,三三三・三	一,八〇〇・〇	一,五三三・三	三,五七三・一	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
合計	四,〇三九・九	三,八六四・九	二,〇〇〇・〇	一,八六四・九	四,〇〇三・五	一,一〇一・〇	一,二〇〇・〇
一月	三,八〇六・四	三,六七一・三	一,九二九・四	一,六八七・〇	四,〇〇三・五	一,一〇一・〇	一,二〇〇・〇
二月	三,七九七・三	三,六四〇・〇	一,九一〇・〇	一,六六八・七	三,七九七・三	一,〇〇〇・〇	一,一〇〇・〇
三月	三,七九七・三	三,六四〇・〇	一,九一〇・〇	一,六六八・七	三,七九七・三	一,〇〇〇・〇	一,一〇〇・〇
四月	三,七九七・三	三,六四〇・〇	一,九一〇・〇	一,六六八・七	三,七九七・三	一,〇〇〇・〇	一,一〇〇・〇
五月	三,七九七・三	三,六四〇・〇	一,九一〇・〇	一,六六八・七	三,七九七・三	一,〇〇〇・〇	一,一〇〇・〇
六月	三,七九七・三	三,六四〇・〇	一,九一〇・〇	一,六六八・七	三,七九七・三	一,〇〇〇・〇	一,一〇〇・〇
七月	三,七九七・三	三,六四〇・〇	一,九一〇・〇	一,六六八・七	三,七九七・三	一,〇〇〇・〇	一,一〇〇・〇
八月	三,七九七・三	三,六四〇・〇	一,九一〇・〇	一,六六八・七	三,七九七・三	一,〇〇〇・〇	一,一〇〇・〇
九月	三,七九七・三	三,六四〇・〇	一,九一〇・〇	一,六六八・七	三,七九七・三	一,〇〇〇・〇	一,一〇〇・〇
十月	三,七九七・三	三,六四〇・〇	一,九一〇・〇	一,六六八・七	三,七九七・三	一,〇〇〇・〇	一,一〇〇・〇
十一月	三,七九七・三	三,六四〇・〇	一,九一〇・〇	一,六六八・七	三,七九七・三	一,〇〇〇・〇	一,一〇〇・〇
十二月	三,七九七・三	三,六四〇・〇	一,九一〇・〇	一,六六八・七	三,七九七・三	一,〇〇〇・〇	一,一〇〇・〇

(六) 和泉町唧筒場 (揚水量、使用電力量、節流量、沈砂量月別統計) 昭和九年度

月次	揚水量	使用電力量	内課		節流量	沈砂量
			唧筒用	照明用		
平均	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
最盛	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
最小	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
合計	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
一月	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
二月	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
三月	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
四月	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
五月	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
六月	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
七月	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
八月	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
九月	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
十月	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
十一月	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
十二月	三,〇〇〇・〇	三,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇

月次	揚水量	推定内訳		受電量	篩渣量	沈砂量	汚泥量
		雨水量	汚水量				
十月	二,七六一,四三六	二,七六一,四三六	二,七六一,四三六	一,八七〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
十一月	二,八〇九,三三三	二,八〇九,三三三	二,八〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
十二月	二,九〇九,三三三	二,九〇九,三三三	二,九〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
一月	三,〇〇九,三三三	三,〇〇九,三三三	三,〇〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
二月	三,一〇九,三三三	三,一〇九,三三三	三,一〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
三月	三,二〇九,三三三	三,二〇九,三三三	三,二〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
四月	三,三〇九,三三三	三,三〇九,三三三	三,三〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
五月	三,四〇九,三三三	三,四〇九,三三三	三,四〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
六月	三,五〇九,三三三	三,五〇九,三三三	三,五〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
七月	三,六〇九,三三三	三,六〇九,三三三	三,六〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
八月	三,七〇九,三三三	三,七〇九,三三三	三,七〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
九月	三,八〇九,三三三	三,八〇九,三三三	三,八〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
十月	三,九〇九,三三三	三,九〇九,三三三	三,九〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
十一月	四,〇〇九,三三三	四,〇〇九,三三三	四,〇〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇
十二月	四,一〇九,三三三	四,一〇九,三三三	四,一〇九,三三三	一,九〇〇,〇〇〇	四,七〇〇	二,三三〇	四,七〇〇

(一) 三河島汚水處分場 (揚水量、受電量、篩渣量、沈砂量、汚泥量月別統計) 昭和九年度

三、汚水處分場作業に関する統計

平均	最大	最小	合計
三	二	一	三
均	小	大	計
一,三三六〇			
六,六七〇			
八〇三			
四三八			
五五六			
二,七三〇			
一,七六九			
一,九一〇			
三,九五〇			
四八七			
二四六			
三三九			

月次	揚水量	使用電力量	内訳	
			唧筒用	照明
十月	一,三三六〇	六五九	一七二	四八七
十一月		六一九	一八〇	四三九
十二月		八〇三	一九七	二四六
一月		四七二	一七二	二七三
二月		四四三	一七二	二七三
三月		六三五	一九七	二七三
四月		四九三	一七二	二七三
五月		四九三	一九七	二七三
六月		五四三	一九七	二七三
七月		四九三	一九七	二七三
八月		四九三	一九七	二七三
九月		四九三	一九七	二七三
十月		四九三	一九七	二七三
十一月		四九三	一九七	二七三
十二月		四九三	一九七	二七三

(七) 田町唧筒場 (揚水量、使用電力量月別統計) 昭和九年度

月次	揚水量	使用電力量	内訳	
			唧筒用	照明
十月	一,三三六〇	六五九	一七二	四八七
十一月		六一九	一八〇	四三九
十二月		八〇三	一九七	二四六
一月		四七二	一七二	二七三
二月		四四三	一七二	二七三
三月		六三五	一九七	二七三
四月		四九三	一七二	二七三
五月		四九三	一九七	二七三
六月		五四三	一九七	二七三
七月		四九三	一九七	二七三
八月		四九三	一九七	二七三
九月		四九三	一九七	二七三
十月		四九三	一九七	二七三
十一月		四九三	一九七	二七三
十二月		四九三	一九七	二七三

月次	揚水量	受水量	返水量	受電量	浮渣量	沈砂量	滓渣量	鹽素使用量
四月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
五月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
六月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
七月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
八月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
九月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
十月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
十一月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
十二月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
合計	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00
平均	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00

(三) 芝浦汚水處分場 (揚水量、受電量、浮渣量、沈砂量、滓渣量、鹽素使用量月別統計) 昭和九年度

月次	揚水量	受水量	返水量	受電量	浮渣量	沈砂量	滓渣量	鹽素使用量
四月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
五月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
六月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
七月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
八月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
九月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
十月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
十一月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
十二月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
合計	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00
平均	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00

月次	揚水量	受電量	浮渣量	滓渣量	鹽素使用量
四月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
五月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
六月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
七月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
八月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
九月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
十月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
十一月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
十二月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
合計	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00
平均	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00

(二) 砂町汚水處分場 (揚水量、受電量、浮渣量、滓渣量、鹽素使用量月別統計) 昭和九年度

月次	揚水量	受電量	浮渣量	滓渣量	鹽素使用量
四月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
五月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
六月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
七月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
八月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
九月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
十月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
十一月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
十二月	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
合計	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00
平均	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00